

貴の家に死亡者ありて其體を火葬せんとする時は(七)親族相議して先づ占星者を喚び集め其生年月日時刻を示す占星者是に於て觀測調査を始め星座を決定し其座を管する星を占斷し而して後葬儀を行ふべき時日を告ぐ若し偶然にも此時に當り其星が其座に昇り居らざることあれば死體は一週日以上も屋内に留め置くべき由を指圖す時としては火葬の施行を許す迄に空く六ヶ月を過ぎしむることもあり親類は只管星座の穩當なるを望み反對の惡果を懼て占星者が適當の時日を定むる迄は決して屍を火葬に付することなし(八)之が爲に往々久く死體を室内に保存せざるべからず因て其腐敗を防がんが爲に厚さ三寸餘の板を以て棺を作り密に釘付して其外部を塗り内に死體を收め樹脂香料龍腦等を以て之に填て瀝青石灰の合劑を以て合縫の處を塗り塞ぎ而して絹を以て全體を被ふ此期間は日々机案の上に餅菓葡萄酒其他久きを經ても香味を變せず隨時の食に供すべき食物にして現に此土に留まり居るものと思へる神靈の喜で其香氣を來り享くべきものを並べ供ふるなり時としては占星者が天象若くは其他の事故に因り決して死體を家の正門より搬び出だすべからず此路は不吉不祥なるを以て他の方面より出すべしと告ぐることもあり(九)然のみならず或場合に和合仁慈なる星に逆ひ立つ壁を打ち破り其穴より死體を運ばざるべからざることさへあるなり若し之を拒て爲さざる時は此世を去りし精靈其家族に對して大に怒を移し必ず之に災を降す

べしと説き論すなり斯くて若し其家に何か不幸の事件生ずるか又は其縁類の中に災害損失に罹り不慮の死去等に逢ふこともあらば占星者は必ず之を見通さず其出來事を以て死者在世の時の主星が升起居る間に葬儀を行はざりしかばは怨恨を惹きしことあるか當然の出口より死體を送り出さざりしかの所業等に歸するなり火葬の式は府外にて行ふべきが故に送葬の通行する路筋の處々に木造の小屋を築き入口に差懸さかを設け絹を以て之を覆ひ之を過る毎に一々棺を卸し棺前に酒食を供へ式場に着く迄は幾回も之を反覆し而して彼等皆な心に謂らく精靈之に依て恐惶し火葬場に到る氣力を振ひ起し得べしと此場合に於て更に他の一儀式を行ふことあり或木材より製造せし紙數片を用意し一片毎に男女の人形牛馬駱駝又は金錢衣服の形を畫き死體と共に之を火に焼く斯くすれば死者は來世に於て婢僕家畜の需用使役に缺くる所なく紙上に畫く所の諸物の供給盡ることなしとするなり以上の諸儀式を行ふ間は其地通用の樂器を鳴らして少時も其響を絶つことなし(十)

此府の狀況は最早述べ畢れり次には之より北西の方面にて沙漠の首端に近き國々を記載すべし

(五)國中無數の大寺院あり都て一家の第四男に當る者は必ず寺院生活に服従すべきものとす此寺院の事は諸遊記に屢々見る所なり殊に一七七四年ホケル氏が南の大喇嘛ラマ廷に使せし時の記文と一七八三年トルナー氏の使せし時の記事に詳かなリトルナー氏の記事に載せし諸圖を見れば道般の寺院の外形は充分に想像することを得べし其中にはジョロンケ(僧侶)二三千人を容るゝに足るものあるなりマカートニー侯が曾て大使として支那に赴きし時の紀行に附屬せし圖にし同じ寺院を載せたり内

部の詳細はトルナー氏の説明と平面圖の記事に明かなり首府拉薩のプラマミアオ即ち大僧院の詳細は支那記録に見えたり
高さは三百六十七尺四寸なりといふ

(六)羊を以て犠牲とする儀式は男子出産の時之を佛神の呵護に委ねと云ふよりは寧ろ之に服従せしむるの意を以て見子が願
身の爲に供へるものと見たりギーンネの北京游記の文を見れば此地附近の諸國には何處にも同じ儀式の行はるゝを知る其文
に支那人は生涯如何なる時にも自己の守護神を頼とするの風あり故に彼等が其子の爲に守護神を得んとて祈願するは實に
驚くべき程なり而して自己の守護神を失はざらんが爲には常に之を神佛に祈請すとあり孟加拉地方に於ても矢張り同じ風儀あ
りといふ

(七)壯嚴なる火葬の儀式は上流の家に死者ある時に限る階級下等の者に於ては人跡至らざる處に委棄し時には山の頂上に運
び置て鳥獸の食り食ふに任すなり

(八)公事と私事とを問はず典禮と平常とに拘はらず萬事を舉行するに當ては必ず善き日と時とを決せざるべからずと常に
占星者に依頼し其巧妙を稱賛して之に敬従する風習は東洋諸國には一般に行はるゝ所なり

(九)死者を正門より出さざる風習は支那に於て既に行はるゝ所なるを見る左れば著者の今述る所の如く支那の邊境附近の住
民も風俗自ら之に類似せざるを得ず此等の迷信は必ずしも東洋諸國に限りし事にもあらず現に北部和蘭の市邑町村にても前
門よりは決して棺を出さず必ず家の後よりするを常とするなり

(十)此邊の人民の儀式には常に騒々教音楽を以て人の耳を聳めることは諸書に見えて人の能く知る所なり

第三十八章

哈密

カムル地方及び其土人が他郷の人を經過する一種の奇習

カムルは唐古特の大疆域内に屬する一州にして元帝の版圖なり中に數多の市府あり城邑あり首府
も亦カムルと稱す(一)此地は兩沙漠の間に在り一は既に上文に記せし大沙漠なり一は比較的少な
るものとす幅員大約三日路とす(二)居民には一種の方言あり(三)偶像を崇信す農産に富み衣食足り
其量甚だ多く又以て旅人の需用に供するに足る(四)

(一)カムルは韃靼人は喀密兒又哈密兒と稱すセシユイトの地圖には哈密とあり是れ支那人の發音汗の聲稱してハンとなる
が如くカ音を軟和して常にハと云ふより來るなり哈密より支那の最西市邑なる將州迄の距離は地圖上にて計れば大約二百八
十里なるが故に隊商の旅行には十日路以上なるべし

(二)本文カムルは兩沙漠の間に挟まると云ふ正に是れ哈密の位置と相符合す哈密は吐魯番と共に膏腴なる土地の部位を占て
殊更に戈壁の大沙漠を二部に分割するものゝ如し

(三)沙ロキの使節の通過せしは著者が此地に遊びし時よりは凡そ百五年の後にして此地は當時回々教徒の政府の下に在りし
といふ

(四)セルビオン氏曰く此國は夏季炎熱最も劇く其果を産すること甚だ多しアップペ、ゴロシア曰く哈密國は四方沙漠に圍繞さ
れありといへども世界中の一樂土と稱すべく土地肥沃にして穀物瓜類豆類諸種の牧草に富めり此地に産する米は支那に於て
殊に貴重する所なり哈密の瓜は其美天下に冠たり需用最も廣く北京に送て御厨に登るといふ然れども國産として最も貴重な
るは乾葡萄に過ぎたるはなし

(案) 哈密は漢の伊吾の地なり周に在ては昆吾の戎たり後に訛して伊吾となれり周末諸戎雜居し漢には匈奴に入り漢との争地となる北魏には蠕々に屬し隋に西突厥に屬す唐の太宗收て西伊州を置き後、伊州と爲す元の太祖の時其地を畏兀兒ウイグルに併せて亦都護を封じ世祖の時其曾孫火赤哈兒カチハ州南哈密力の地に屯し北兵(海都の亂)に死すといふもの即ち哈密のことなり

此地男子は遊嬉に耽り器樂合奏の大仕掛はなきも國風の歌舞讀書寫字の如き諸種の遊戯には必ず出會せざるはなし(五)

(五) アミオト氏曾て此地の土人の事を記して土人の快樂は歌舞に在り五六人づゝ一團となり中に女子を混じ互に手を取て舞踏し相連て廻旋すと云へり讀書寫字を以て輕薄柔弱の所業中に列擧するは吾輩より見れば案外の事なれども蒙古の朝廷に在て教育せられし人の目を以て見る所たるを知らざるべからず

他郷の人あり此地に來て居民の家に着き宿泊を求むる時は彼大に喜て之を感謝し其妻其女其姉妹其他一族の女子に向ひ客の欲する所は一切萬事其意に隨て背くことなく之を恣にせしむべき由を堅く命令し而して自分は吾家を出て、府内に退く客は衆婦と共に家中に同棲して悉く自己の妻たるが如く之を自由にし其需用する所の諸品は何物を問はず衆女其意を受けて之を辨す但其一切の費用は客より清算支給するものと知るべし斯くて客の其家に在る間は何日迄も家主は歸り來らざるなり此の如く一家の婦女を擧て之を不時の客の需に供し客をして自己の妻女と一般夫たるの特權を執り之に對して其意を縦にせしむれば郷黨皆家主の徳を稱贊して已ます彼も亦之に由て其榮譽

を増し其名聲を高くするに足るものと自ら信じて疑はざるなり蓋し彼等の意に旅客は長途の旅行にて神傷み體疲れ佛神の慈悲にも均しき救援を要するに際して之を厚遇寛待せば子孫繁昌福祿日に加はり年に増し息災延命百事意の如く成就すべしと固信し居るに因るなり婦女は實際甚だ艶美にして且極て多淫多情なり左れば右の如き夫の命さへあらば喜で之を諾し遺憾なく其任を果すなり某年蒙哥大可汗が此州に行在所を置き庶政を見らるゝことありて前述の如き醜汚極まれる惡風俗あるを聞き玉ひ直に詔令を下してカムルの民を戒め自今此の如き恥づべき醜行を廢し箇人にして旅人を宿泊せしむるを嚴禁し旅人は必ず公設旅館即ち隊商宿舍に入るべき旨を規定し玉ひたり居民は憂ひ悲みながらも凡そ三年程は君主の嚴命を遵奉せしが偶然にも天變地異ありて五穀實のらず屢々其家族に不幸の事打續きしを見て決議の上總代を遷て出廷せしめ古き昔の祖先より連綿として父子傳承し嚴肅に繼續し來りし習俗なれば願くは舊貫に復して之を守らしめ玉へと懇請し殊に旅人に對して厚遇親切の天職を怠りし以來は家々の子孫も次第に斷絶せんとする由を陳じて哀訴已まざりければ大可汗も此訴願を聽て曰く汝等自ら汚辱醜行たるを悟らず強て之を固執せんと欲するか今は復た何をか言はん汝等の願ふ所に任せん行け汝等生涯を陋習鄙俗の中に過し汝等の妻女をして春を賣り淫を鬻ぎ乞丐の境涯を送らしめよと總代共は此勅答を齎し歸りしかば全國

人民の歡喜慶ぶに物なく今も尙此古昔の陋風を持續して居るなり(六)

(二) エルフィンストーン氏の略不爾記事にバルバミサン連山の東部に住する民族中にも本文に記す所と殆ど同一の習俗行はるゝ由を記せり余は之を見て我著者の記事の空言にあらざるを證し得たるを喜ぶなり其言に曰く婦女は多くは美なり而して其貞潔ならざるは世人の共に知る所なり余は更に其放縱淫蕩の狀に就て種々聞く所ありき此國の東北部は文物の最も開けたる地なるが婦人は金錢の爲に自ら淫を賣き而して其夫は却て避けて之を妨げず又他の地に於てはクルピストンと稱する習俗盛に行はる即ち客來れば夫は其婦を貸し與へて之と相姦するを許すなり此は蒙古の風なりヤサの律令には姦淫を禁する條あれどもカタデルの土民は古昔よりの習俗として公然姦を客に貸して妨なき公許を得居るなりと

第三十九章

編四府

チンチタラス府

カムル州の次をチンチタラス州とす其北部は沙漠に界す州の長さ十六日程あり(一)元帝の版圖に屬す内に都府城砦多し居民には三宗教あり其中幾分は聶斯托爾派の基督教徒(景教)もあれど他は皆な回々教徒と象教徒なり州内に一山あり山中鐵礦を産する所數坑あり亞鉛若くはアンゲニキエムを産する處もあり(二)山中又更に一異物を産す其質恰も世に火鏡の名を以て傳稱する物の如し織で布と爲すべく火に投じて焼失することなし(三)余は其製造法を同行者の一人クルフイカル

より聞けりクルフイカルは極て博識なる突克蠻人にて三年間此地方の鑛山事務を管理せし者なり山より採掘せし化石様の物は羊毛に髮鬚たる纖維より成る日に曝し乾かして後真鍮の白にて搗き丁寧に洗ひ悉く泥土類を去る斯く洗淨して纖維をして互に分解せしめ而して之を糸に紡ぎ織て布片と爲す之を純白と爲すには火中に投じ大約一時間其儘に放置し而して後取出せば毫も火烟に害せらるゝことなく潔白にして雪の如く成るなり使用して汚れたる時も此方法に據て清潔にするなり火力の外は洗濯粉杯を用ふことなし世人が蛇の形を爲して火中に依然として生存すと想像する火鏡即ち所謂火蛇なる動物は余未だ曾て東洋に於て其跡だに見しことあらず我が基督教世主が磔刑に就かるゝ時其顔を拭ひしに顔の容直に移り留まりしと云へる拭布なる物世に残り居て後年韃靼の某王より羅馬法王に贈り今に羅馬に製藏しありと稱するものは即ち此物料を以て織成しありといふ

(一) アンゲニキエムの事は起見漫國の條とコピアム市の條の注を見よ
(二) 爰に火鏡又は火蛇と稱するものは動物の類にはあらず其實は石綿なること論なき所なり石綿は化石にして之を分解すれば長さ一吋より十吋に至る極細き纖維と成る其性脆しと雖ども風撓自由にして絹絲の如く色は稍も綠なり水に溶解することなく火中に置くも燒ることなき奇性を有すプロニヤード金石原論に曰く石綿は往昔は最も効用著しき物にて古代遺骸を奕固保存せし頃には先づ他物を混ぜざる此物のみを以て衣服を造つて死體を包み燒て其灰を散解せしめざるの用に供せり其

襪細くして長く柔軟にして風撓し易く麻を混じて絲に紡ぎ灼熱して植物性の麻を燒き盡し而して後續て布帛と爲す丈夫にして頗る軟かなり若し汚染することあれば取て火に投入るべし直に本の如く純白となる

(案) チンチタラスの地名普く諸書に就て多年之を涉獵攷索すといへども未だ適當の地を發見するを得ず抑もマルコポロの進行の順序は羅布潭爾より東の方沙州に入り又東に直行して肅州に進みしことは前後行文の順序を見ても明かなる所なり然るに羅布潭爾の次に沙州を記せしは順なれど沙州の次に其東の肅州を載せず却て逆に西北方の哈密を載せたり是れ東行を中止して西行し殊に再び沙漠を越て西北に進みしものとなる然れども是は前にも八達克山より支那に向ふ順路外なる南方の珀沙兀兒を載せ更に南方の印度の克什密爾を記し夫より漸く八達克山より支那に向ふ順路に返り高罕を越へて葱嶺を越て東の方回疆に出て先づ喀什噶爾を記し了り次に東の方の葉爾羌を載すべき筈なるに忽ち之を中止し逆行して再び葱嶺の西に戻り散馬兒干を述べたると同じ例にて三十八章の哈密と此章の所謂チンチタラス府との兩地は本道を外れし處にある處にて恐くはマルコポロは實地を踏まず他人より傳聞せし者に過ぎざるべし是を以て三十七章沙州の條の末文に次には北西の方面にて沙漠の首端に近き國々を記載すべしと斷りたる所以なるべし左ればチンチタラス府も哈密と同じく沙州の北西方面ならざるべからず又沙漠の首端に在る土地ならざるべからず而して其北部を以て沙漠に接せざるべからず第二十二章の末文に沙州哈密チンチタラス肅州甘肅州各州の各地は皆唐古特の一大疆域の内に屬すといへば無論唐古特即ち西夏又の名河西の内ならざるべからず古來泰西の學者此地の位置を索むるに汲々とし遂には種々牽強附會の説も出で來り或は羅布潭爾の市府を支那の史に據り一名都魯は哈密の南に在り都魯を并泥城といふとあるに附會して都魯のことなりとし或は喀什噶爾の西にある車爾楚を以て之に當て或は烏魯木齊にサイインタラといへる地ありし由なれば其地にてあらんとはいひ或は蒙古語バロンタラは右手の意にして西南方の西蔵を稱するに用ひブエゲンタラは左手の義にて北東方の意となる左ればチンチタラスはチンギンタラスにてブエゲンタラの轉訛とも謂はるべく天山北路全體を遼瑪利亞と稱するは即ちチンギンタラより來る

名なり即ちチンチタラは天山北路全體を指すものにて一局地の名にあらずとするもあり或はチンギンタラは大草原の義なりといひ或は甚しきは蒙古阿爾泰山北の科布多を蒙古人露西亞人杯はサンキンホトと喚び且は沙州哈密より西北方面なればチンチタラスは夫にてあらんと云ひ否夫れより東方烏里雅蘇台の東北の湖を沁達賴湖と謂ふより其附近一帶の地をも爾稱すれば此書のチンチタラスは或は之を謂ふならん杯と遂には此地は沙漠の首端に在り唐古特の疆内に在りとの位置の要件をも度外視して却て之を千里以外の蒙古疆内に索め廻るに至れり是に反して余は努て之を附近隣境に探り稍々其勢驍を認め得たり暫く之を其地と假定し以て他日の參考に資せんとす

哈密の北隣を鎮西廳即ち巴里坤の地とし其西隣を迪化府即ち烏魯木齊とす共に甘肅省の所轄境内にして漢の蒲類四國の地なり南に天山あり時羅漫山と名く北に大磧あり博爾騰戈壁と名く東にも大磧あり沙陀と稱す宋の眞宗の咸平六年に遂可敦城を修し景德元年可敦城を以て鎮州軍と爲すと宋史に出でたり可敦城は鎮西廳の所轄地内木壘河の近傍に在りしといふ今の鎮西廳の城は清の雍正七年準噶爾部即ち天山北路を征せし後建る所にして乾隆三十八年に城を改て鎮西府城と爲すとあれど此時新に鎮西の名を付けしとは見えず昔時遼の鎮州と稱せしに倣ひ位置は少し異なれども同く巴里坤の境内なる故に爾く喚ばせしにはあらざるか然らば鎮西の名はマルコポロ時代にも巴里坤より迪化州即ち烏魯木齊に至る方面の地一帯を鎮州とし鎮西州とも通稱せしものなるべし巴里坤は巴爾庫爾の訛なり疆内大湖あり巴爾庫爾湖と謂ふ漢の蒲類海なり蒙古語大湖若くは海をタライと云ふ鎮州湖の名當時土地の稱と爲て通用し訛してチンチタラスとなりたるにはあらざるか斯く見れば哈密と同く沙州の北西の地なり沙漠の首端に在る地なり而して其沙漠は土地の北部に在るなり沙州其他と同く唐古特の疆内なりチンチタラスたる位置の約束悉く備はるといふべし記して以て識者の教を待つ

第四十章

肅州

スツキル州、土地大黃を産し舊く世界に輸出す

右の地方を去て(沙州を云ふ)東北東に向て進むこと十日其間通過する所の土地は居民稀少にして記すべき事少なし遂にスツキルと稱する一州に達す(一)居民は通じて偶像崇拜者たり少しは基督教者もあり(二)共に元朝皇帝の支配を受く沙州以下此州迄と次の二州とを併せて唐古特と總稱す實に一大疆域なり

(一)スツキルは肅州の訛傳なること無論なり肅州は支那の西邊即ち陝西省(今は甘肅省)の極西端の重要なる城邑なり然れども昔は支那帝國の中に属せず獨立體(四夏)の一部なり(案)漢の初は匈奴昆邪王の分地なり武帝の時酒泉郡を置き東晉の末西涼此に都す隋の開皇肅州を置き唐に酒泉郡と曰ひ復肅州として河西道に属す後吐蕃に陥り宋に至り西夏に属す元は肅州總管府を置けり府西六里に嘉峪關あり實に中外の巨防河西保障の咽喉なり京師より此に至る百日を費すといふ
(二)メチナクト、ゴーンが此地に到りしは我著者の時より三百年の長き日月を隔てたる後なれば基督教徒の上にも大變化を來せしに相違なくゴーンの時には一人の基督教徒を見ず是れ其後回々教の盛んとなりしに由るといへり

此疆域内の山地には何處にも多く最良の大黃を産す商賈此地より之を積載せて世界の各地に運搬す(三)路を此山中に取て荷物を運ぶには土地に慣れたる牛馬の外は一切其用を爲さず是れ此山中

には一種の毒草あり牛馬若し過て之を食ふ時は必ず病を得て蹄を落すなり獨り此地に飼養せし者のみ能く其毒性あるを知り避て之を食はざるに因る州民には商業を營む者なく土地産出の穀物と家畜の肉とを以て生活を保つなり風土能く健康に適す居民の顔は褐色を帯ぶ

(三)支那の西部邊境の地は山又山より成り各地大黃の産出多きことは此方面の事を記せし書には何れも記載せざるはなし殊にパラス博士は此藥品に就て詳細に論述し露西亞人は此地に住する不花里亞の商人の手を経て輸出し來るものを哈克圖にて買求むといへり

第四十一章

甘州府

唐古特疆域内に於ける主要の都會カムヒョン府、土人の崇拜する偶像の種類及び其崇拜者の中に於て専ら宗務に服事する者の生活状態、民間使用の曆法、婚姻に就き州民の風習

カムヒョンは唐古特疆内の首府なり(一)大にして且美なり總管ありて此に住し他の州郡を管轄す居民の大部分は偶像教徒なれども回々教を奉ずるものもあり又基督教の者もありて府内に三箇の會堂あり何れも美にして大なり(二)

(一)前章のスツキルにして既に肅州を指すものとすればカムヒョンの甘州たるは論なき所なりジョンソン曰く此地肅州を距ること五驛なり(案)大清一統志に肅州の高臺縣界に至る百里とあれば我十四里弱の距離なり此地は漢の張掖郡にして北凉

の蒙遜此に都し西魏西涼州を置き後改めて甘州と曰ふ唐の大暦元年吐蕃に陥り尋て回鶻の據る所となり宋に至り西夏に入る元の世祖甘肅路總管府を此に置き後改めて甘肅行中書省を置けりマルコポーロの通行せしは正に此頃にあるなり

(二) 著者の游歴の頃は本文云ふ所の如く猶ほ會堂の存在せしことは疑なかるべし此等は多分木造の者なるべければ其後三百年の星霜を経る中には烏有に歸せしこと勿論なりセシユイト派の者が支那地方に足を入れて基督教の宗風が夙く此方面に傳播しありしや否を穿鑿し始めしは蓋し第十六世紀の末頃よりの事なれば此年代の經過する中に支那は大革命の運に會し蒙古隨祖の朝廷たる元朝は已に亡びて明朝之に代り興れり元朝は宗教に關して取扱殊に寛大にて如何の宗派を見ても敢て輕重する所なかりしが明朝の諸帝は元來本土の人にして大に其政略を殊にし喇嘛教と基督教の僧侶は勞て之を放逐せり是れ此兩教の者は前朝の君主と情誼頗る深密なりしと認めなければなり回々教が喀什噶爾其他沙漠邊界の國々に盛んとなり其徒が全力を盡して他宗を絶滅せしめんと活動して遂に其効を奏せしも正に此期間なり當時ゴース兵が印度より刺和兒及び喀不兒を経て支那に赴くに當り通過せし各市邑内にも此等の迷信固執者多くして傲慢無禮の狀實に甚しかりし趣を記し置けり

此地偶像教徒の爲に僧院精舎の設甚だ多く構造建築の法何れも此國の風に據れり院中無數の偶像を置く木像あり石像あり塑像あり多くは金箔を以て之を被ふ雕刻の法妙を極む然し其形甚だ大なる者あり又頗る小なる者あり(三) 大なる者は長さ十歩以上もあり偃臥の狀を爲す許多の小偶像背後に立ち度敬拜禮何れも徒弟たるの態度を存す(四) 然り而して像の大小を問はず均しく之を敬重すること殊に非常なり

(三) 佛教宗旨の流行する諸國にては宗教熱心の餘相競て驚くべき巨大の佛像を立て之を被ふに金を以てすること屢なり日

本通羅阿瓦隨祖支那に於て常に其然るを見る印度にては釋迦牟尼を以て佛陀を稱する別名と爲せりヒ、セルピロン氏は曾て支那帝に扈從して隨祖に赴きし人なり其紀行中にも此巨像の事を載せ象限儀を以て其一軀を測りしに高さ支那尺の五十七尺ありたりと云へり

(四) 佛像は大抵坐像にして兩脚を交又するを常とすれど巨像の中には横臥の態を爲し無數の偶像之を圍繞して虔敬禮拜し居るものあり一四二〇年此府に至りし使節一輩の紀錄にも此異常なる像類の祀事あり本文に云ふ所の處ならざるを證するに足るコーナナー氏の錫蘭島の祀事にも完備せし寺々には必ず一軀の巨大なる横臥の佛像あり無數等身の偶像をして周圍に坐立せしむとあり

偶像教民の中にも一身を以て宗務に服従する者は自ら其德行を慎み他の階級の者に比すれば身を持ち行を修むること正しく精神肉體の情慾を制して之を肆にせず(五) 常人は正當の許可なくして男女相淫するも之を認て重大の罪惡とは見做さず事先づ婦人より起れば私姦も遂に罪を構成せず若し男子より出でしものなれば之を罪するが即ち土地の法則なり此國別に一種の曆あり大體は吾輩の曆に似たれど曆上に一條の法規あり毎月五日四日又は三日間動物の血を濺がざる事とせり又鳥獸の肉を食はざるは恰も吾輩の金曜日安息日及び諸聖人の忌日に於て守る所の慣例と相似たるものあり(六)

(五) トルナー氏が西藏の僧職を叙せし中に彼等は單に宗教の本務を勤るを以て唯一の事務とし他の勞役は一切免除せられ節酒節慾を守り女人との交は斷然嚴禁せらるとありモリソンの支那註釋にも佛教の僧侶は和尚僧沙門と稱して五戒を受く曰く生物を殺さず曰く偷盜せず曰く邪淫せず曰く妄語せず曰く飲酒せず是なりとあり

(六)トルナー氏曰く道般の迷信延て彼等が世の各般の事務に對する思想に關係を及ぼし彼等が他の一般の計算上にも影響するに至り人民通用の年月時曆の構造も皆此主義より成立ち居れり余は現に其曆一葉を所藏せり識者の説明を得て初て理解し得し所を以て論ずれば其曆中の主要の點は専ら日と時の吉凶善惡を示すに在るのみと

而して俗間の人は妻を娶るに多きは三十人に及ぶものあり之を養ふべき力に應じて自ら多少の別あるなり妻を娶るには一毫も持參金を受ることなく却て之を迎ふるに當り家畜奴僕金銀の高を定めて寡婦となりたる時の所有財産を預備するなり(七)兼妻の中最初に嫁き來りしを第一位と爲すを常例とすれども夫に於て其中餘人と相容れざる行狀の者あるを知るか或は意に適はざるものある時は之を離婚するも自由なり殊に彼等は血縁近くして殆ど親戚に屬する者又は而のみならず其義母に當る者をさへ容て之と同食するもあり其他許多の敗徳汚行をも此輩の眼中には視て常事と爲し毫も頓着する所なく此點に於ては殆ど野獸に齊しき生活を爲すなり

マルコボロは父親叔父と俱に已むを得ざる事故の爲に此都府に留まること凡そ一年に及べりといふ(八)

(七)本卷より述ぶる所を以て之を今日に徴するに事實格別の相違あるを見ず然るに唐古特地方の民間に一夫多妻主義の行はるといふに至ては著者が當時の實験と今日聞く所とは大に殊なるものありボクル氏の著書に一夫多妻主義は四隣に於いては全く反對にて歐羅巴人をして聞かしらば更に一層憎惡の念を起さしむべき陋俗あり何ぞや一妻多夫主義はなり即ち一

家數人の兄弟間に一妻を娶て之を共同通用するを普通の習俗と爲すと明記しトルナー氏尙ほ之を確めて曰く余が知る所に據れば夫の數は別に之を制限する規則もなく法律もなし時には少數の兄弟にて一女を共にするもあり稀には余が曾てテシユワルムンに住ひし時土地の地位ある一人が近傍の一家を指して余に示し此家には兄弟五人あり同居同様して一妻を共同婚嫁し極て和合幸福を保ち居れりと言げしが如きもあるなり此の如き合同共權の行はるゝは決して下級の人民のみに限るにあらずと二氏の云ふ所は此の如くなれどもエム、ボロス氏の確言なる實験説に據れば此地に於ては四隣とは全然正反對にして一夫多妻主義は宗旨に於ては禁する所なれども平常之を慣行して妨ぐる所なしとあり然れども刺薩と甘州とは緯度に於て大約十度程度に於て八度の差あれば各地共に他の種類の大部分と同く同一宗教の教旨に隨ふとはいへども家族上の風俗習慣には固より懸隔する所あるは著しきことと知るべし

第四十一章

額濟納府

額濟納府土地產出の家畜鳥類、沙漠あり北に向て横過するに四十日程

カムピオンを去り北に向て進むこと十二日遂に額濟納といへる一都會に來る(一)沙漠の首端に在て尙唐古特の疆内に屬す住民は偶像教徒なり駱駝其他諸種の家畜に富むランナー種の鷹其他無數の

優秀なる鷹類を産す五穀及び家畜の肉類は居民の需用に供して餘りあり因て商業に従事する者絶てなし此府を過る旅人は皆此にて四十日分の食糧を用意するなり蓋し此地を過て北に向て進まば沙漠を横切るに四十日を要す其間には絶て人家の跡なく一人の居民も見ざればなり但夏時には山又山の間少敷の游牧者を見るのみ山と谷には野生の驢馬其他野生の獸類蕃殖す(二)旅客は此に水を得且松林を見る此沙漠を通過しれば沙漠北界の一都府に達す之を合喇澗と號す

以上列舉せし都府市邑即ちサンヨンを始めカムル、チンチタラス、シツキル、カムビヨン、額濟納に至る迄は皆な唐古特の疆内なり

(一)著者述ぶる所此に至て支那本部の西邊に達し所謂萬里長城の線内に在る二州を説き了れり長城も此邊にては其内側の方は例の洪大なる煉化築造ならずして只僅に泥土のみの土堤たるに過ぎず尙後に論ずべし抑此に至て口述の順序直線に前路に進むを止め折れて南又は北に入り機に觸て見聞に任せ或は道路近傍の地を耽き或は遠方の蒙古地方にも説き及ぶこととせり抑と彼が初て父親と叔父に伴て元の朝廷に赴く時は支那の境内に進み入りし路筋の順序杯は此書を述る時には別段意を留めざりしに似たり其實當時彼は甘州より路を西寧に取り夫より西蔵と北京の間の直通の大路に出でたることは第五十二章の本文に據て明かなり今は彼其行路より北に折て額濟納と稱する地に耽及ぼせり額濟納は甘州を経て戈壁沙漠の方に流るゝ小河の邊に在り此沙漠は彼曾て其西の狭き處を通過せしことあるなりハチ、ドラ、クローアの説に據れば額濟納は一二二四年、ギーネ氏の言に隨へば一二二六年唐古特征伐即ち西夏征討の時成吉思汗に由て占領せられ一時は其軍の本營を置きし處にて此役ありてより歐羅巴人も此地名を知るに至れり

(案)額濟納は元史地理志の亦集三路にして今の額濟納舊土爾扈特部の牧地なり西夏にては此に威福軍を置けり注釋に甘州を経て沙漠の方へ流るゝ一小河とは張掖河を謂ふなり張掖河は上流を黑河といふ甘州張掖縣に至り弱水に合て北流し沙漠の西を経て居延海に入る額濟納邊にては額濟納河と名く

(二)本文所謂野生の驢は曾て宣教の爲め此地に入りし僧侶輩が漫然野生驢と名け此沙漠地方に産すと記せし者と同物なるべし蓋し此野生驢は一名オホーシヤにて林氏の所謂エキユース、アシナスなり而して眞に野生驢と稱すべき者はエキユース、ヘミオナスなり

第四十三章

蒙古最初の都府合喇澗府

和林府

合喇澗府は周廻凡そ三哩昔時蒙古人が居住の地と定めたる第一最初の都會なり周圍繞らすに強固なる泥土の牆壁を以てせり此地方には充分なる石材の供給得難きに由る而して牆壁外遠からざる處に一大城あり城内に輪奐たる宮殿あり此地方の都元帥此に居住す(一)

此府の名は正しく綴れば合喇澗府なり黒砂の義なり支那にては和林といふ雖種々の譯林に當る此府は成吉思汗の嗣子窩闊台汗が一二三五年の頃建設せし所にして其姪蒙哥汗に至り初て首都と定む其後一二百年の間は所在地分明ならずしがウルグベイグ氏セシユイト氏ガンザイル氏等の地圖出で、其位置を知るを得たり一二五四年佛王路易第九世の命に依り法師ウィヤム、下、ルブルクイが二三の僧侶と共に蒙古の君主への使節として此に至りしことあり其記す所一も此地の都府たる要點に

説き及ぼす朝廷の機軸其他此勃興の君に養成せられし人民の文明情態如何を論ずる所なし只其言ふ所は鎖事閑話偏見曲解の紀事に過ぎず

(案)和林は蒙古漠北の地鄂兒坤河の畔に在り其位置に就ては諸説異なりしが明治二十四年露西亞人ラトロフ博士蒙古地方を探検し匈奴突厥回紇蒙古の古碑遺跡を探討して地圖を作り解説を著せり其説に鄂兒坤河の地に喀喇魯木と云ひし所二箇所あり一は回紇の毘伽可汗の喀喇魯木城の遺趾にして河の西岸に在り即ち今の喀喇巴勒噶孫なり一は蒙古の喀喇魯木即ち元の和林城にして河の東岸に在り喀喇巴勒噶孫の東南に當る今の額兒達巴租是なりとあり之に由て元の和林の位置初て明瞭なるを得たり元史太宗紀に七年乙未(四曆二二五年)春、和林に城き萬安宮を造る八年丙申正月諸王各其具を治て來り會し萬安宮の落成を宴すとあれば和林の都城は太宗窩淵台が其七年に鄂兒渾河邊の地は回紇の該伽可汗が都せし五百餘年前の舊都喀喇魯木の跡もありて佳相の地なるが故に其近傍に地を擇て新に宮城を造り幹兒都巴里克(皇居城)と名けたれども人民は之を喀喇魯木と呼び遂に同名の地二箇所となりたるを以て舊都の方は喀喇巴勒噶孫(黑城)と名けたるものならん左れば和林城の創建は太宗窩淵台たること固より論なきに本文には太祖の時より夙く此に都したるやうに説けるは大なる誤なり左れど是は決してマルコポロのみの譯にもあらず當時より太祖建都の説ありてマルコポロは自ら此地に至りしにもあらざれば只傳聞の儘を述べしに過ぎざるべし元史地理志に和寧路は和林と名く西に喀喇和林河ありて城に名く太祖十五年に河北の諸郡を定るや都を此に建つといひ百官志にも國初太祖都を喀喇和林河の西(東の誤)に定め因て其城を名け和林と曰ふとあり明宗紀にも監察御史の上官に嶺北の行省は一方を控制し廣輪萬里實に太祖が基を築めし地たり國家の根本此に繫るとあり元時代既に此説ありしを知るべし然れども太祖十五年には太祖は春より瀾刺白帳を征伐し十九年迄は未だ嘗て國に歸りしこと非ず安んぞ都城を建つるを得んや十九年瀾刺白帳の征伐より師を班し二十年三月土拉河合刺屯の幹兒察即ち王罕の故宮なる黑林の行宮に還り二十二年七月薩里川の行宮に於て喪を發せり本紀は勿論秘史規程錄等にも和林に居りし事

を載せたるを見ず和林が太祖の建る所にあらずを見るべし而して太宗の位に即きしも克魯倫河邊の地にて和林にあらず愈以て太宗七年の創建に成りたるや明かなり薩里川は撒阿原なり克魯倫河の上流今の噴老台の邊にて太祖發跡の所なり

第四十四章

蒙古起源

蒙古の起源、其源地、其本は北部の一酋長汪罕なる者に服従し居たり、汪罕は一にプレスター、ジョンとも稱せらるる其初め蒙古の發達し出せし事情は如何今少く之を説くべし抑々蒙古人は最初は北方の女直と巴爾古との地方(一)に居りしが固より市邑城郭杯といふべき一定不動の住所を備へしにもあらず廣濶なる平原にして牧草に富み大河ありて水の潤澤なる所に游牧せしに過ぎざりしのみ種族の上に自己の君主もなく只當時其地方に有力なる一酋長に貢納を爲し居たり(余が聞く所に據れば)土地の言にて之を汪罕と稱せし由(二)或は謂ふ我歐羅巴に所謂プレスター、ジョンの事なりと(三)兎に角此等の蒙古人は其家畜の(増殖數の)十分一を之に貢納し來れり然るに歲月の経過するに隨て種族の數非常に増加しければ汪罕のプレスター、ジョンは彼等が勢力の遂には制し難きに至らんことを慮り其衆を數部に割て各地方に散居せしめ又は此趣意を以て機會ある毎に假令は配下の一地方に謀反等あるが如き時を機として族衆の中より百人毎に三人又は四人を徵發して之を鎮定する用に供

し斯くして次第に其方を殺ぎ或は他の遠征に派出して之に附するに己が親隨の士官を以てし命令に遵て能く之を實行するや否やを監視せしめたり(四)是に於て蒙古部衆も汪罕の本意は彼等を壓縮して終には奴隸の境涯に陥らしめんとするに在るを覺り彼等相議て互に一致團結し其聯合統一を固くせんことを盟ひ且其運命も最早滅亡に近きを察しければ各其住居し地を棄て去るの策を定め北の方に向ひ廣き沙漠を横切て進み遂に安全を保つに足るべき距離に達するに至て止まり是に於て最早從前の如く汪罕に貢物を納るゝことを廢止せり

(一)蒙古は波斯人は之をモケルスと呼び支部の北部にてはムンガルスと稱すカラムク族即ちエレット族アラト族カルフ族等亦皆な此中に屬す今其本地として世人の認むる所は所謂蒙古古代の地にはあらざるべけれど東の方黒龍江の上流諸水と四方葉尼塞河伊爾提什河の源流諸水及び亞爾泰山脈との間に在るに拜喀兒湖あり南は大沙漠を以て唐古特(河西即ち西夏)地方及び支那本部より界を分ちし一帶の疆域たりしに似たり色楞格河も此域内に屬すること勿論なり此河邊には第十八世紀の初迄は近代の蒙古王土謝圖汗のウルガ(舊營)尙存在せり

本文北方の女直及び巴爾古の國々といふもの其所在地果して何處なるや確知し難しダンゼールの地圖に拜喀爾湖の東北岸に巴爾古真と呼ぶ地を載す或は是なるべしクラプロスの説に據れば滿洲民族は東胡と同種にして難人種は通じて之を肅慎又女直と呼ぶアフルガイシは之をシュルシトと記せり此書一本にはチヨルチヤ又シヨルシヤともあり元時代には支那人は之をニチエ又はニチエと呼べり即ち女直なり金朝を建てし者は即ち此種族なり

(案)蒙古の名古よりあり舊唐書室韋傳に曰く室韋は契丹の別類なりと中に蒙古室韋を載せたり地理志に曰く俱輪泊の四面

は皆な室韋なりと俱輪泊は今の呼倫湖なり黑龍江省滿洲里の南に在り松漠紀聞に曰く首骨子は金人と一江を隔つ常に江の南に渡りて寇を爲すとあり蓋し唐の後西南克魯倫河幹離河に徙りしものなり江を隔つとは克魯倫河を謂ふなり宋の黃裳の古今紀要遼編に難離の漢に近き者を難離と曰ひ漢に遠きものを生遼と曰ふ生遼に二あり黒と曰ひ白と曰ふ皆な女直(金)に事ふ黒離離は武沒眞に至つて之に叛き自ら成吉思皇帝と稱すとあり彭大雅の黑遼事略に黒離の國大蒙古と號すとあり黒離離は漢人が蒙古を呼べる名にて其衣服の黒きに由れり元史本紀に白達々部主阿剌忽思とあり本傳に阿剌兀思剌吉忽里は汪古部の人とあるは白離離のことなり此等の諸書に云ふ所に據て見れば蒙古は滿洲北西部滿洲里邊より次第に西に及び今の蒙古の車臣汗部に及び露領拜喀爾湖東四岸に播殖し初は契丹の邊に後には女直の金に事ふ帖木眞の祖先斡難、克魯倫、土刺三河の源大肯特山より出で、帖木眞に至りて全蒙古を管し遂に勃興して天下を統一したるものなり本文女直と巴爾古との地に居たりとは蓋し此事を云ひたるものなるべし但其旨足らずして文意稍不明瞭を缺きしのみ而して本文に其北方の女直、巴爾古といひしはマルコポーロは足蒙古の地を踏まず只傳聞に依て述べたるものなれば自己が當時の居處たりし燕京より見て圖らずも北方との言を出だせしものならん北に向て沙漠を渡る云々は無論傳聞の誤なり

(二)本文に所謂汪罕は有名なる酋長にして蒙古客列亦惕部の頭領なり歐羅巴に傳來の説にては喀喇察魯木にて位に即き當時此地方にて諸酋長中の最も有力なるものとし歐人著の歴史にも往々大可汗杯と稱しあるを見る然れども支那の諸史を以て本據とするゴッピル氏其他の人は所謂汪罕は當時女直離離の皇帝たる阿剌壇汗即ち其本部たる滿洲遼東高麗の外支那の北部と稱し契丹も領有せし大金朝の君主に隸屬せし一臣僕に過ぎざるものと爲し而して汪罕の號は金帝が其勳功を賞して支那の尊稱たる王號を與へしを自國の稱號なる望の上に加へて王罕と稱せしに過ぎずと論定せり汪罕の本名は脱忽魯兒といふなり

(案)脱忽魯兒又脱幹里勒といふ其父忽魯察忽思不亦魯黑罕の死するに當り塔帖木兒太石布哈帖木兒の兩叔父及び同族兄弟

敵人を殺して自ら罕位に即く時に第二叔父古兒罕外に在り來て之を追ふ脱忽魯兒逃れて成吉思汗の父也速該罕の許に投じ救を求む也速該兵を以て古兒罕を撃つ古兒罕河西に奔る脱忽魯兒初て土刺河の黒林の舊居に還るを得たり(今の昭莫多即ち東庫倫が又は今の庫倫の南方汗山即ち汗阿林の地なり)罕の居所の略刺魯魯木ならざることを知るべし)因て其思に感じ也速該と義を結て隨者となる其後弟額兒客合刺兒の殺意あるを恐れ逃て乃蠻に投ず乃蠻の兵之を助けて來り攻む脱忽魯兒出づ西邊に奔り畏吾兒唐古特(西夏)の間に流浪す成吉思汗先交を憶ひ迎て舊居に還らしめ之を父とし親しむ婦翁吉刺氏を娶るも亦禮物を携へ共に往く之を告ぐ時に驚兒乞惕部の三酋成吉思汗の猶ほ年少なると欺き來て其婦を奪ふや救を脱忽魯兒に求む乃ち兵を發して力を合せ俄て之を破り其婦を救ふ既にして衆成吉思を推して罕と爲す脱忽魯兒聞て喜び曰く甚だ善し蒙古初て其主を得たりと金の章宗承安元年(我後鳥羽天皇建久七年)丞相完顔襄をして塔々兒を征せしむ成吉思汗脱忽魯兒と兵を合せて塔々兒を撃ち其酋長を殺す丞相其功を褒め成吉思汗に察兀特忽里(百戶長)の名を與へ脱忽魯兒に王號を授く之より脱忽魯兒を罕と稱す自後二人協同兵を合せて乃蠻の不亦魯黑を征し蔑兒乞、乃蠻等連合の軍を破り互に相親みて帝末も乖離なかりしが尙其交情を密にせんと欲して成吉思汗は長子朮赤の爲に罕の女察兀兒別乞を求め罕は其孫完顔撒合の爲に成吉思汗の女都眞別乞を求むるに當り罕の子鮮昆に異言あり因て兩者の間、稍協睦せざるに乗じ札木哈等の讒言其間に入り遂に兵を以て相見ゆるに至る罕一敗地に塗れ乃蠻の界に至て其守界の將の爲に殺さる子鮮昆も亦逃て喀什噶爾に至り殺さる罕の家亦た子遺なし

成吉思汗の罕に於ける關係は諸書に就て研究するに大略右の如し本文訓ふ所と殊に雲壤の遠あり蓋し本文は金帝即ち所謂阿勒壇罕の事を罕に混同し而して其間に歐羅巴傳來の架空の小説が加はりしものなるべし後に尙ほ論ずべし

(三) プレスタージョン又はプレスビタル、ヨハンネス(ジョン法師)杯といへる奇妙なる名を以て蒙古の酋長たる罕の號とし之を執へ來て事實とし云々するが如きは既に滑稽虛妄の極なれども直に之を以て一概に我著者の言を嘲笑するは其當を

得たりとせず只著者は首の序に西里亞埃及杯の基督教徒間及び歐羅巴一帶に此空想假構の僧侶風の王者を現實の人としたる小説的の語ありて盛に流行したりとて殊更に注意し置て之を述べたる迄のみ彼自ら之を信じて自説を斷言せしにはあらず本書著述の時を距る殆ど百年以前にありし事とて之を述ぶるにも斯く思ふ人もありと斷りて豫め後人の嘲を防ぎ置けり

(四) 宋) 是れ成吉思汗の三世の祖哈不勒汗及び其子忽都剌合汗の事の誤傳なるべし史に哈不勒汗成吉思汗の祖なり蒙古各部を統轄す是時初て汗の號あり金主欺て之を殺さんと欲すとあり多桑の史に忽都剌合汗金を敗り金と和を議して退くとあり事は四曆一四七七年に在り綱目に蒙古益強し兀朮之を討つ連年克つこと能はず乃ち和を議し西平河の北二十七塞を割て之に與へ歲に牛羊米豆を遺るとあるは之を云ふなり方輿紀要に曰く西平河は即ち臆胸河なりと今の克魯倫河なり本文此等の事を混同錯綜して成吉思汗の時の事とし金の壓迫を以て罕の所爲と爲したるにはあらざるか又順ふに元史太祖紀に初め帝は鐵帶を金に負ぐ金主術王允濟をして貢を靜州に受けしむ帝允濟を見て禮を爲さず允濟歸り兵を請て之を攻めんと欲す金主祖し允濟位に即く(二〇九年)詔ありて國に至り傳て百ふ當に拜すべしと帝金使に問て曰く新君は誰なるや金使曰く衛王なりと帝適に南に而して睡して曰く中原の皇帝は天上の人の做すものと謂へり此等の庸懦も亦之を爲すか何を以て拜することを爲さんやと即ち馬に乗て北に去り遂に金と絶つとあれば成吉思汗自身が金帝の壓迫を受けたるものとするも可なり何れにしても罕ならざることは明らかなり

第四十五章

成吉思汗

蒙古初代の皇帝成吉思汗王及び罕と戦て之を破り其地を略取す

斯くて蒙古人が北地に移て間もなく即ち耶蘇紀元一一六二年の頃(一一)一人の英雄を推戴して王と

爲すこととなりたり此人才識異常明智頓悟威嚴能く人を服し剛勇並ぶ者なし其名を成吉思汗と稱せり其位に即くや政を施すに盡く公平正義を旨とし寛嚴宜きに適ひ衆望皆之に歸す之を見て君主と傲すよりは寧ろ神として尊重愛敬するに至れり其聖明偉大の徳を具ふる名聲四疆に傳播するや蒙古全部は地の遠近を問はず皆な來て麾下に聚り屬せり既にして勇兵猛卒雲の如く歸し其己を奉戴すること此の如きを見ては自ら雌伏に甘んずべからず四面を圍繞する沙漠蠻野の境を突破し去らんとするの大志勃發せざるを得ず乃ち令を下して弓箭は勿論其他彼等が游牧生活の常習上使用に慣れし兵器を以て武装せしめ是に於て幾多の都市城邑州郡を攻略領有するに至れり是れ畢竟汗の天資英明誠實にして徳量洪大往く處として士民之に悅服謳歌し其保護を受け其恩澤に浴せざるはなきに由る斯くて彼れは凡そ九箇國を占有し得たり當時各地各邑の有様は何れも箇々別々に分立して居民自ら之を治め或は微力の小酋長ありて之を支配せしに過ぎざりしことなれば其効を成すに容易なりしは驚くに足らざるなり且相互の間に連合協力も成立せざりしことなれば何れも孤立獨力にて此の如き偉大の猛威に抗敵し得んことは不可能の事なればなり彼又此等の各地を略取する時は直に品行方正の能吏にて能く土人を撫御し其生命財産に危害あらしめざるものを選び知事に任じて之を治めしめ兼て又其居民中の重なる者を選び彼に隨行して他郷に移住せしめ其手當

を厚くし恩遇を施す等の政略を執れり(二)其企圖幸に意の如く成功せしを見るや更に一層の大業を成さんと決心し此主意を以て使節をブレストージョンに遣し殊更に一重要件を申送り而して彼固よりブレストージョンの拒て納れざるを知り居たり重要な件とは何ぞや其女を妻に申受けんとするに在るなり(三)ブレストージョン之を聞て大に怒て曰く不遜の暴言彼れ能く何れの處より吐き來るや彼原來我臣僕たるを知らながら敢て我兒の手を握らんと欲するか速に去れ歸て告げよ彼猶此の如き不當の願望を復びするに於ては我必ず彼を刑戮に處すべしと

(一)(案)イーステン氏の注に著者は成吉思汗の生年を誤て即位の年と爲せしに似たりとあれども生年は一一五五年を實とす左れば生年の誤にもあらず汗の初て兵を起せしは年十三歳の時に一一六七年なれば本文の一一六二年は此起兵の時を誤りしものなるべし衆の推戴を受けて初て罕となりしは楊鐵世の正統辨に庚申の年は是れ太祖が建國の年とあるに據れば一一二〇〇年なり而して部衆を幹難河に大會し九脚の白旄旗を建て、皇帝即大可汗の位に即き成吉思汗の號を稱するに至りしは夫より七年の後即一一二〇七年にて我土御門天皇の建永元年北條義時が鎌倉の執權となりし翌年なり即成吉思汗が年五十二歳の時とす(二)抑も成吉思汗は異常の人傑にし譬へば疫癘流行病機隨杯が時として此世界に行はれて一世を荒廢に墮せしむるが如き天災の一類とも見做すべき程の者なりしを著者は其用兵戰術の才能を云はすして却て多く徳量の洪大を稱賛して已ます頗る過譽に失するの觀あるは畢竟其孫たる忽必烈帝の延内に仕へて常に聞く所のもの皆な此の如くなりしに因らずんばあらず(三)(案)歐羅巴の歴史家には往々成吉思汗は王罕との戰爭前に既に其女を娶り居たりと爲す者あれども根據ある説にはあらず既に前注に記載せし如く成吉思汗の好意より王罕の女を長子赤北に妻はせ吾女を以て其孫に妻はせ以て其親みを深くせ

んとせしも王罕の子鮮昆の異言にて事協はず諷旨も亦従うて其間に入て遂に争端を惹起せしのみ本文の傳説は蓋し此事の誤傳に過ぎず元史后妃傳等を檢するも王罕一家亡て後王罕の弟札罕布の女阿卜喀敦を納れしが惡夢に因て直に之を臣下の者に與へ其姉妹の別克土以迷失は木赤に適き噶魯利克台別姫は拖雷に適て蒙哥忽烈兀等を生むとあるのみにて王罕の女を娶りし事はなし殊に王罕とは父親以來、義親戚に同じき交際にて其居所も始より遠隔の所ならず兩家等しく一方の酋長にして互に相助け未だ曾て君臣に類するが如き關係非ざりしは明白の事實なり然るにマルコポロ其人の如き博識にして斯くも見易き杜撰附會の說を口述して傳らざるは何故ぞ謂ふに第十二世紀の中葉より十三世紀の頃末迄歐羅巴の各地に雖云となく架空の童話的一奇説流行せり即極東に一大國あり國當み兵強く一世を風靡し其君をジョン法師王と號す實に我基督教の一大權越一天師依者なりと口々に傳説したりと而して當時の歐羅巴に於ては亞細亞の事情には何人も暗黒の世界なれば其極東といふも眞の極東ならず亞細亞といへば世界の極端と思考し亞刺比亞夜話の如きを事實と見做して疑はず堂々たる學者迄も宗教的神話に浸染して空想より空想を生じ或は此王者は東部亞弗利加の亞比斯尼亞の君なりと云へば否然らず法師ジョン王は別に其人あり此頃希臘帝國羅馬帝國法王其他基督教國の各帝王に宛て、ジョン法師王より贈りし者なりとて奇怪なる傳説出で、世に流布し世間實に此人ありとの想像説一段深く歐洲人の腦裏に浸込み其人を崇めて次第に東の方に進み時に恰も成吉思汗の勃興に會し其風波西に傳はりて一層其想像を煽揚し或は現實の成吉思汗を以て神秘的なるジョン法師に附會して喋々し或は之を否として西達の創業者耶律大石を謂ふとし大石の尊稱を古兒干と云ふ古兒干は突而基斯丹の發音にてはユルカンなりユルカン轉訛してヨカナンとなり遂にヨハンネとなるヨハンネは即ち英のジョンなりといふに至る左れど耶律大石は基督教者なられば是れ亦其當を失するとし更に東してジョン法師の候補者を捜索中蒙古天下を一統して行旅自由となり歐洲人の足跡し次第に東に進み今は極東も亞弗利加の東岸探ならずして眞の極東に迄達し此法師王に當るべき國君の選擇も其歩を進め彼數人を見たるも適切ならず遂に西里亞人アナルフアラナ及びマルコポロの爲に法師ジョン王の榮冠は王罕の

頭上加はるに至りしなり此奇怪なる關係よりして王罕俄に一大國の大帝王となり蒙古民族全體をも併せて統轄せしが如く成吉思汗も其纏縛を脱せんが爲に沙漠を越て北に逃れ而して之に向て戦端を開きし如き支離極裂の奇談となりたるなり然れどもマルコポロも必ず自ら信じて之を述べしにあらざることは前法に云ふ所のごとし
王罕に女を求むるとあるは金主阿爾壇罕の公主を娶りたるを附會せしものなるべし親征録に太祖の九年金主使を遣はして和を求め因て衛紹公主を獻すとあるもの是なり

成吉思汗は此答を得て嘯然として怒り直に大軍を招集して自ら之を率ひプレスタージョンの領地に侵入してテンヅクといへる廣原に陣し使を發して戦を挑めり是に於てプレスタージョンも亦大兵を以て原中に進み相距ること大約十哩の地に止まれり(四)此時成吉思汗は占星家と術士を召し此回の戦に於ては彼と我と何れが勝利を得べきや能く見定めて申出でよと命せり彼等は此命を受けて青き蘆幹を執り來り縦に裂て二片と爲し一片には己が主君の名を記し一片には敵王罕の名を記し而して稍々間を隔て、地上に置き乃ち告て曰ふ斯くして口に呪文を唱へながら二片の蘆に眼を注げば其奉する所の神の力に依て蘆は互に近づき來り甲の一片は必ず乙の一片の上に累なるを見るべし即ち其上になりたる方に記せし名の主こそ勝利の運を得玉ふべけれと全軍其式を見んとて集り來り術者が經文を讀誦する間眼を放たず熟視し居りしに二片の蘆は次第に動き出して互に接近し雲時の後成吉思汗の名ある蘆は敵の名を記せし者の上に累なりたり(五)現に之を驗證せし上

は成吉思汗も其將卒も俱に雀躍して進み戦ひ王罕の軍を撃て其隊列を破り之をして全敗地に塗れしめ王罕も戦死して其領地は悉く成吉思汗の有に歸し王女を取て妻と爲すに至れり此戦の後六年の間に數多の邦國城邑を略取して自ら之を領し其後ツハイジンといへる一城を攻圍するに當り膝頭に敵箭を受け其傷の爲に崩殞せられ終に阿爾泰山の上に葬れり(六)

(四)(案)此平原の名一本にはタンヅクとあり共に字音誤脱轉訛甚しく何れの地を謂ふか探究するに難し當時成吉思汗と王罕との戦争は第一戦と第二戦とありて各其地を異にす成吉思汗は西曆二〇〇年我土御門天皇正治二年庚申塔々兒等四部征伐の爲に捕魚兒潭爾に至る捕魚兒潭爾は今の具爾潭爾にて北滿洲黑龍江省と蒙古との界に在り成吉思汗は其以來東方の滿洲界に留て西に還らず翌年は滿洲の海拉兒に戦ひ其翌年壬戌には今の直隸界に接せし遠里泊に駐り軍を分て卵温都爾(克什騰)方面の淡海温都爾山に塔々兒部を攻む是時に當り王罕の子鮮長は父と別居して金の界に近き徹々兒温都爾山の北別兒客沙陀に在り他人の讒を信じて舊盟に背き父を誘て成吉思汗を襲はんとす汗之を合蘭眞沙陀に迎へ撃て之を破り一旦巴勒主納湖邊に退き再び進て王罕鮮長を徹々兒温都爾山の山口に圍み撃つ王罕逃て乃斃の境に奔り乃斃守境の將の爲に殺され鮮長は略什騰爾附近に奔て又殺さる客刺亦惕族遂に亡ぶ成吉思汗是に於て初て舊居に還る合蘭眞沙陀又合蘭眞の野といひ又合刺合勒只惕額列惕といふ今の烏珠穆沁左翼の地なり徹々兒山も亦滿洲の界に近しとすれば前後二大戦共に蒙古の東端金との界にして王罕の舊居所在の地にあらす而して兩戰場共に其名の音韻變しタンヅクに類せざれども或は徹々兒温都兒の變轉せしにてあらんか徹々兒温都兒は元史譯文館補卷一に合蘭眞上の察哈察兒即ち史録の徹々兒山なり蒙古語にて花を稱するに其音徹々兒の如し徹々兒とは猶ほ花山と云ふが如し地は金の界に近しとありマレストン氏の注にタンヅクは東胡族の國を指すものなるべし黑龍江の水源にて拜客爾湖に近き處なりとあれど牽強の説なるに過ぎずド、ギ、ノ、ホ、カ、ビ、ル、兵の說

に兩軍の接觸せし地は圖拉河と克魯倫河の中間の處なり地形騎兵の大軍を活動するに適す爾後も蒙古の大戦争ありたりとあれど推測態度に出でたるのみ本文には王罕戦死すとあれど戦死にはあらず前にいへる如く敗走の後乃斃の將に殺されしなり王の女を取て妻と爲せしも誤にて王罕の弟札罕布の女を納れしのみ此戦の後六年間許多の邦國都城を略すとあるは二十五年の誤なるべし蓋し王罕を破りしは癸亥の年にて爾後乃斃を取り西域諸國を略し西夏を滅し而して遂に丁亥の年を以て殞逝したればなり若しタンヅクにして徹々兒温都爾の轉訛にもあらず本書第五十四章のタンヅクと同地なりとすれば寧夏の東宣化府の西なる今の歸化城舊名天德軍の管なれば王罕との戰場とは全く懸隔せし地なり左れば當時の戦を此地に在りしものとすれば王罕とは強姦も關係なき戦となり却て金國征伐の初發の戦にして王罕は汪古特部の主長の誤聞にもやあらんと思はる但汪古部の主長は早く成吉思汗に歸服して征金最初の嚮導たりし者なり後に詳説すべし

(五)此占考の法は佛語にバケットと稱す東方諸國に普通に行はるゝものなり
 (六)本文に所謂成吉思汗の負傷の事は他の歴史には一も見る所なし又ツハイジンといへる地は何處を指したる者なるや明かならず世間普通の歴史に徴すれば本文とは反對にて陝西省の臨洮府城攻撃の後其地の空氣惡きより軍を返して六盤山に駐營し遂に病を得て殞落せり實に一二二六年なり然れども未だ必ずしも認て著者の誤謬とも爲すべからず成吉思汗必ず負傷せずとも斷言し難し傷を負て後不健康なる氣候に會ひ之が爲に病に罹り且其死を早ゆしやも亦知なべからず
 (案)秘史に成(西)の誤)の秋師を興して西夏を征す路に在て馬より落ち熱を發すとあれど丁亥の年の殞落よりは三年前なり拉施特(シド)の史に成(亥)の誤)の年の春身甚だ健ならず夢を得て死期に届らんとするを知るとあれど負傷の事は云はず蒙古源流に西夏の皇后ケルメル、ジンニヤ哈敦を納て病を致すとあれど無稽の語なり獨りゴッピル兵のみは一二二二年大同府攻圍の時敵箭の爲に重傷を負へりと云へり是を事實とするも十六年前の事なりカルビニは成吉思汗の殞落を以て震死に由るとすれど據る所なし之を除けば支那及び波斯の歴史家は皆な自然の病に因るものとせり

ツハイツンは徳順の轉訛なるべし元史に丁亥四月徳順州以下數城を拔き固五月晏を六盤山に避くとあり六盤山は甘肅省平涼府降德縣の東、固原州の西南に在り成吉思汗崩殂の地は元史には帝清水縣の西江に次す秋七月壬午不豫丑巳薩里川哈老徒の行宮に崩すとあれど薩里川は撒阿里客額兒にて哈老徒は今の噶老台なれば遠き北の蒙古なる成吉思汗の故郷の地なり清水縣は甘肅省秦州の屬縣なれば蒙古の噶老台とは數百里を隔つ且壬午より巳丑迄は僅に七日のみ安んぞ病體を數百里の遠きに致すことを得んや之を諸書に徵するに通鑑續編には六盤山とし蒙古源流には固爾魯格依城とす固爾魯格依は靈州なり之を靈州とするも清水縣とするも六盤山より遠からざる地なり左れば崩殂の地は六盤山とするもの其實を得たるに近し

成吉思汗埋葬の地を本文に阿爾泰山とするは蒙古西北部に連亘せる一大山脈の阿爾泰の謂にはあらず尙詳細は後に論ずべし

第四十六章

歴代諸帝及陵墓

蒙古六代の帝王及び其崩殂埋葬の儀式

成吉思汗に繼て位に即きし第二代の可汗をチーン汗と云ふ第三代はバシーン汗なり第四代はエス汗なり第五代は孟克汗なり而して第六代を忽必烈汗とす(一)

(一)著者は現に成吉思汗の嫡孫たる忽必烈汗に數年間隨親服事し居たる者なれば其祖宗代々の繼續杯の説明は必ず詳密なるべきに案外にも却て漠然として懸るに足らざることを本文の如きは何ぞや蓋し其初め此書を轉傳鈔録せし者が蒙古列朝の蒙古名支那名杯には聞慣れずして或は之を脱落し或は之を誤寫せし等より來るに相違なし試に諸鈔本を取て檢するに其名の互に同じからざること殊に甚しテムシヨ本にはチーン汗バシーン汗エス汗とあるに一本にはクイ汗ハルシム汗アラ汗とあり又一

本にはカルス汗サイム汗ロコシ汗とあり唯其同じきは蒙哥汗と忽必烈汗のみ要するに吾輩は宜しく信賴すべき史籍に照して之を札すべきのみ

(案)由來本傳を注するもの漫に歴史に就き蒙古皇族中本文の名に類似する者を索て種々に附會強辯し太宗の子黃由(定宗)を以て第二代とし木赤の子拔圖を以て第三代とし忽必烈の弟たる旭烈兀を以て第四代とするが如き牽強も亦甚し因て今捨て、釋せず聊か元秘史等の正史に據り世系の概略を擧げ兼て愚案を附し讀者の參考に供せんとす成吉思汗に繼て立つ者を其第三子窩闊台とす即ち第二代太宗なり元史に英文皇帝と稱す母は翁吉剌特氏なり母后の氏名を以て之を呼び習ひ弘吉剌と稱するに其弘吉剌を訛してキーン又はクイ若くはカルセ杯と轉せしにはあらざるか第三代は窩闊台の子眞山なり之を定宗とす元史に簡平皇帝と稱す母は馬眞氏なり本文のバシーン一本のバルチン俱に馬眞の訛したるに似たり抑も母氏の名を以て其子たる人と呼ぶは蒙古の古き習俗と見えて王罕の子鮮昆が使を王罕に送り鄒倫額格の子將に我等を害せんとす宜く其未だ發せざるに乘じ先づ之を圖るべしと言遣はして成吉思汗を誅せしことあり鄒倫額格は成吉思汗の母の名なり是れ母氏の名以て其子たる成吉思汗を指せしなりそれと此とは稍も趣を殊にすれども當時或は母姓を以て太宗を弘吉剌と呼び定宗を馬眞と呼びしにもやあらん尙考ふべし第四代は蒙哥なり之を憲宗とす成吉思汗の末子たる拖雷の長子な以て立つ父拖雷を尊て太上皇帝と稱す之を睿宗といふ蒙古の風俗末子は父の遺産を受るなり睿宗は末子なるを以て成吉思汗の産を受けたり蒙古之を幹赤斤といふ龍王之義なり睿宗又嘗に成吉思汗に隨伴して出入其傍を離れざりしを以て人之を也可那頤と呼びたり伴當官人の義なり本文のエスは幹赤斤の訛ならざれば也可の訛なるに似たり但睿宗は正史にては世代の中に數へず然れども忽必烈も亦憲宗の弟を以て位を繼ぎしが故に當時其父拖雷即ち睿宗を第四代とし兄の憲宗を第五代とし而して自己を第六代とせしに似たり通鑑に大徳七年十月庚戌翰林國史院太祖太宗定宗睿宗憲宗五朝の實錄を進むとあるを見れば當時既に睿宗を加て太祖成吉思汗より蒙哥の憲宗迄を五朝と數へたるを見るべし

忽必烈可汗位に即くに及んで祖宗の遺業を繼承せしのみならず在位六十年の間に(一)南討北伐祖宗の未だ指を染めざりし壤地を収め取て殆ど全世界を席巻せんとするの勢を爲し前代に超て更に至強絶大の國家を作り成せり可汗といへる尊號は我等の所謂皇帝に當るなり凡そ成吉思汗の子孫たる大可汗諸王侯は薨後皆な阿爾泰山と稱する一つの高山に運搬埋葬せらるべき國法ありて其薨去の地は何處なるを問はず距離遠隔して百日程ありと雖ども必ず此山上に送り行くなり(三)

(二)忽必烈可汗の在位を六十年とするは誤なり即位は一二六〇年にして崩逝は一二九四年なれば正しく數ふれば三十四年なり然れども一二五一年より早く皇兄蒙哥可汗の副王とも云ふべき總督の重職に在りたれば前後合せて四十二年とも數ふべきか左すれば本文の原書にはX(四十)とありしをY(三十七)と轉倒して數字を錯置し是に由て此誤を生じしにあらざるか

(三)案元史には起靈谷に葬るとあり元史譯文證補には不見勅略勅教に葬るとあり不見勅略勅教は今の肯特山なり蒙古源流には阿勒坦山の陰に哈魯山の陽の大罰特克地方に在て陵寢を建つとあり哈魯は肯特の異譯なり左れば此阿勒坦山も此本文の阿爾泰山と同く西北の四比里亞界の大山脈たる阿爾泰山にあらすして肯特山の一分派出で、克魯倫河、多瑙河水の源を挾める一山なるべし然れば則ち起靈谷といふも肯特山の南所謂大罰特克の地方の別名なるべし

其君主の遺骸を此地に送るに當り途中に於て之に出會ふ者あれば護葬の衛兵必ず之を呵止して汝直に他界に赴き此殞逝されし汝の主仕へ奉るべしと命じて之を殺すを常習とす是れ斯くして殉死せし者は來世必ず皆君主の臣僕と爲るものと固く信するに因ればなり管に人のみならず馬匹に

於ても亦同じと信じ飼馬中の最も駿足なるものを殺して死者が來世の用に供せんとするなり現に蒙哥可汗の遺骸を阿爾泰山に送りし時も護衛の騎兵の爲に此の如き殘忍なる迷信の犠牲と爲り途上に遭遇して殺戮せられし者實に二萬人以上に及びしと云ふ(四)

(四)薩祖民族間に此の如き殘忍の風習ありたりとは信じ難きに似たれど現に支那の歴史中往々殉死陪葬の慣行を尙するの例多く近くは一六六一年滿洲の順治帝が其愛后の祖せし時命じて侍女をして犠牲たらしめし事ありセシエイト、マリーチニス

の滿主征明事略に滿洲主天命帝父王の仇を報いんとて明を撃ちし時薩祖の慣行習俗に隨ひ誓言を發し予は必ず明人二十萬を殺して以て我先王の靈を祭るべしと曰ひし由を祀せり乃ち知るマルコボロの曾敢て無稽にあらざることを

第四十七章

遊牧生活
風俗

蒙古民族遊牧生活、其居家の状況食物及び婦人の徳性勤勉

今や余は蒙古民族の事を述べ始めたり因て序を逐て更に之を詳説せんとす抑々蒙古民族は常に居住を一所に定むるとなし冬來れば暖地の平原に遷り以て家畜の爲に十分の牧草を得ん事を努め夏至れば清水青草の多き山中清涼の地に轉じ家畜をして馬、牛、羊、鹿、其他刺傷する蟲類の患を免れしむ斯くして兩三月の間は次第に高きに登り行く是れ多數の牛羊馬匹を飼養するに一箇所にては牧草十分ならざるを以て地を變へて新鮮の飼料を索めんが爲なり(一)其幕舎は數條の木桿を用ひ正しく圓形

に綺麗に排置し硬氈を以て之を掩ひ造るなり移轉の時は疊で一束とし小包荷物の如くして一種の四輪車に積み運搬す(二)居所の位置定まれば之を張て幕舎を作り入口は必ず常に南に向はしむ(三)此外に良好なる二輪車を備へ同く被ふに黒色の硬氈を以てす終日雨天の時といへども其中のものを少しも濕潤の患なからしむ此等の諸車は皆な牛と駱駝にて牽き以て其の衆妻兒女家具炊具等一切の所用品を運ぶなり(四)

- (一) エルフィンストンの略不見記事に曰く阿富汗にても波斯にても夏期の駐留所をエイローク冬季のものをキシロークと呼ぶ蓋し二語共に韃靼人の稱する所に倣ひしなりと
- (二) ヘル氏曾て浮而噴河畔に屯營するカルムク韃靼人の幕舎を見たりとて記して曰く韃靼人は河に傍て櫛を打ち天幕を張りたり其形何れも圓錐状なり數條の長さ木幹を互に斜に立て、其頂上は繩様の物に鉄で固定し此繩を以て煤烟を放出し光線を入るゝ圓窓の用と爲さしむ長さ四尺乃至六尺の小木幹數條を取て椋桿の間に横に亘し革紐にて椋桿に結び附け椋桿の上を覆ふに粗毛製の硬氈敷を以てす此類の天幕は帳舎として輕便なること實に他に比類なし其構造の巧なる開て之を張り閉て之を疊み包て荷物と爲すに極て容易にして且神速なり其蓋甚だ輕く一頭の駱駝能く五六張を運搬するを得べしと
- (三) ルナルグイスの紀行に曰く車より卸して幕舎を作る時は必ず其入口を南に向はしむと此入口を南にするは韃靼一般の慣行にして其居所の常住なると移動不定なるとに拘らざるに似たり是れ成るべく北風の暴威を避けんが爲なり支那本部の北地諸州にも同一の風習行はるゝ由は尙ほ後文に出づるを見よ
- (四) ルナルグイスの紀行に又曰く楊柳の細き枝を以て巨大なる櫃の如き四角の籠を編み同じ楊柳枝にて内空なる蓋を作り右

より左へ亘して其前面には窓を作り黒き硬氈にて此籠櫃全體を覆ひ外面都て獸脂か羊乳を塗て雨の漏るを防ぐ而して籠外には繪畫又は羽毛を以て飾を爲す斯くして其中に家什財寶一切を藏するに用ふ或は之を車上に固く結び附け駱駝をして之を曳かしむと

一家一切の生業を營み商賣に従事するは婦女子の任なり其夫と家族の爲に所用の事を辨するも婦女子の職なり(五)男子は狩獵放鷹及び兵事に關する事を専務として生涯を之に委ね其他を顧みず飼養する所の鷹は世界の最良を極め獵犬も亦極て敏捷なり彼等が平生の食料は狩獵の獲物と我輩がフハオの鼠と名くる一種の小動物其狀宛も兔に類する者とを用ひて全く肉と乳とに由て生命を養ふなり此小動物は夏季の間は廣原に於て夥しく捕獲することを得るなり(六)馬駱駝は勿論大其他の物にても肥て脂肪に富める者は又其肉を取て食料に供す而して好で馬乳を飲む乃ち一種の方法に由て之を醱酵せしめ白葡萄酒様の性質香味を發生するやう調製するなり之を蒙古にケムルネと名く(七)

- (五) 男子の職業一切を舉て婦人の主宰に委する風習のある事は曾て康熙帝に扈從して漠北に赴きしセルピロン氏の記文にも出づ以て證とすべし
- (六) ヘル氏の紀行に色楞格河附近の山々には土撥鼠と稱する小動物夥く棲息す其色褐色にして籠の如く大きき殆ど相同じ山の斜坡に深き穴を穿ち冬は其中に潜みて若干時日の間は食はざるも能く生を保つ其間一頭宛は常に穴の外に坐して番兵の任

を務め危害の近づくを見れば後脚にて立上り奇妙なる高き聲を發して臂を告げ而して直に穴中に遁れ入るとあり

(七)本文にはケムルスと名くとあれど他の遊歴者の記にはキンムズ又はキンムズと記せり俚俗にはコスモスと呼ぶとあり此は馬乳を温めて醗酵せしめ而して大なる萃蕪に入れて打ち以て乳脂を分解せしめ斯くして一定の度迄人を酔はしむる性を生ずるに至るなり既に酒と成るに至れば數月の間は其儘に貯ふべく醗酵人種は何人も好で之を飲料とす蒸溜して製成せし酒精あり同一の材料より成ると雖どもキンムズとは自ら別なり動もすれば彼此混同して記す者あり知らざるべからず

其婦人の慈愛心に敦く行狀方正にして夫を敬愛するの情に富み能く婦職を盡して怠らざるは天下又比類なかるべし苟くも夫の意を拂ふが如き所業は常に自ら羞づべき不徳と見做すのみならず實に嫌惡すべき惡徳と思惟するなり(八)之と同時に其夫が衆妻女に對して一視同仁なるも亦驚くべき程にて妻女の多き或は十人二十人に至るも互に一致和合して一團の春風常に蕩然たるは最も驚歎するに堪えたり其間一回だも物議惡聲の起ることなしといふ是れ其注意を前記の如き賣買生業の事に専らにして兼て家族必要の食物を調製し僕婢を支配し兒女を鞠養する等衆妻相互共通の務として日々之に營々たるを以て其他を思ふに遑あらざるにも由る殊に最も稱讃すべきは衆妻女の温順静淑の美德なり其夫が意に任せて幾多の婦女を娶るも亦異言あることなし(九)衆妻女幾何多きも夫の費用は決して増加することなく却て其妻女となりて營む所の商業作業の爲に利益を増加すること多きに至る是れ彼等男子が少婦を娶らんとするに當て必ず婦女の兩親に向け若干の財を贈

る所以なり(十)第一初頭に嫁し來りし妻女を以て最上位たるの權利あるものと爲し正常の嫡妻として重んぜられ其子も亦嫡出として貴ばるゝなり妻女の數既に限なく多ければ兒女の數も他の民族に比すれば自ら多し父死すれば其子は我生母の外は父の遺妻を吾妻として妨なく姉妹は妻と爲すべからざるも兄弟死後其嫂姉は之を娶て妻と爲すを得るなり(十一)都て婚姻は毎回盛なる儀式を行つて之を祝ふなり

(八)ベル兵曰く此地方の婦女の極て貞淑誠實にして放縱淫蕩なる者の稀なるは實に婦人たる者の名譽と稱すべし蓋道の罪を犯すが如きは殆ど曾て之を耳にせしことあらずと

(九)此習俗は蒙古全體に通じて皆然りとする記者もあれど部族に由て甚しきと然らざるとはあるなり

(十)ルブルクイスの書に財を以て贈ふにあらざれば男子一妻を娶るを得ずとは亦憐むべき婚姻法なるかなとあり以て證すべし

(十一)又曰く父死すれば生母を除くの外其子は時として父の衆妻一統を己が妻と爲すことありと

第四十八章

神祇衣服
兵器

蒙古の天神地祇及び所念式、衣服兵器及び戰爭に勇敢にして能く欠籍に耐え兼て上長に忠實なり

蒙古民族の數義信仰は左の如し其禮拜信奉する所は天神にして尊崇無上の者とす壇中に香を焼く

之を捧げ祈禱文を誦誦して身心の無事息災を願ふ(一)尙他にナチゲイと稱する神を崇拜す其像は毛氈又は布片の類凡そ家中有る所の物を以て之を被ふ又別に其一妻神數兒神の像を作て之に配し妻神は左側に兒神は其前に列坐して各虔敬禮拜の状を爲さしむ而して之を認て地上人間一切の事業を司幸し兒女を冥助し牛馬五穀を守護する靈神と做す(二)其之を崇敬するや實に非常なり食事毎に必ず肥美の肉片を取て神像の口唇を塗抹し兼て婦神兒神の口を抹し而して後其肉を調味せし液汁少許を戶外に注ぎ以て他の諸佛への供物とす(三)此事了て初て奉仕する所の神々と眷族とに十分の供獻を捧げしものと爲して安心し最早餘の儀式を要せず直に飲食を始む此民族中にてても富者は金繡絹布を纏ひ黒貂黃鼯等の貴重なる毛皮を衣服とし用ふ軍装に至ては悉く高價ならざるもなく武器は弓箭鐵棍にして時には長槍を用ふるもあり然れども幼時より狩獵に用ひ慣れて最も鍊熟精妙に達せし武器を第一として各自に之を選び用ふるなり(四)甲冑は水牛類の硬き革を火に乾かして非常に強硬と爲らしめ以て之を作る其戰に臨むや勇敢前なく生命を以て鴻毛の輕きに比し如何なる危難をも物の數とせず絶望の域に達する迄は戰て已ます之を要するに其稟性殘忍兇暴の致す所と謂はざる可らず如何なる欠耗に遭ふも能く之に耐ふ一朝事あるに遭へば一箇月位は馬乳と或は幸に捕へ得し野獸とのみにても能く生命を保つべく其馬匹も亦草のみにて飼養し得て敢

て大麥等の穀類は一粒も必要とせざるなり兵卒は二晝夜といへども馬鞍を下らず断えず馬背の上に在るに慣れて僅に馬が秣草を食ふ間のみ馬上の儘些の眠を取る能く困難に逢て堅忍擔ます如何なる窮乏に際するも其苦に屈せざるに至ては天下又比類なき處とす而して常に其君長に服従して惟命是れ従ふ且之を養ふに其費極て少なし其天下を横行して世界の大部分を蹂躪し久く外に在て遠征を事とするを得し所以のものは畢竟彼等が此軍兵たるに適せし特質異稟あるに職由せしなり(一)ハル氏曰アラチ族の宗教はカルムク族と同一と見ゆ純粹の象教にして其最も粗陋なるものなり彼等も亦神通萬能の遺物主ありて萬物を創造せりと稱す之をケルチンと呼ぶ然れども其性能と主宰との事に關しては其說荒唐無稽聞くに堪えず二高僧あり之を尊崇すること殊に甚だし一を噉喇喇麻と云ひ一をクツキツと云ふ蒙古人はクツキツを認て地上に於ける神佛の代表者と做すクツキツの喇麻に於けるは羅馬教大使の法王に於けるが如し(二)蒙古人の信奉する神體をカルピンの香にはイトカと稱しドーフンはオーゴンと記せり(三)ルナルクイスの香に是に於て一僕をして一杯の飲料を携て屋外に出で南に向て之を地に注がしむること三回云々とあり又主人酒を飲まんと欲して手に杯を執る時は先づ飲まんとする前に幾分を地上に注ぐとあり(四)ハル氏曰く蒙古人の兵器は弓箭劍鎗なり幼時より習熟して之を使ふの法最も巧妙な極むと

第四十九章

蒙古の大君主が遠征を企てんとする時は先づ騎兵十萬の一軍隊を興して自ら之が元帥となる其編制法は即ち先づ十騎宛の小隊を編して隊毎に其指揮官を選任し次に此十小隊の騎兵即ち百騎を指揮する者を選び次に千騎次に一萬騎の指揮を司とる者を選任す斯くして十騎を指揮する十名の士官は百騎を指揮する一士官の命令を受け百騎の指揮官十名は千騎の指揮を司とる一士官の命令を受け又此士官十名は一萬騎の各指揮官より命令を受くること、す此節制法に依て士官何れも十騎を指揮するか又は十箇團體の騎兵を指揮すること、なる斯く組合せし十萬騎の司令官たる元帥が若し其中より一支隊を分派して特別の勤務に當らしめんとする時は先づ一萬騎の指揮官十人に令して各自の隊より千騎宛を出して元帥の所用に當らしめんことを命ず萬騎の指揮官各其命を受け乃ち部下の千騎の指揮官に令し千騎の各指揮官は百騎の指揮官に令を傳へ以て十騎の各指揮官に達するに至る是に於て彼等は各其需められし兵數を選抜して直に上官の命に應ず斯くして百騎を集めて千騎の指揮官に致し而して其千騎を以て萬騎の各指揮官に致す(一)簡拔此の如くして聊かも遲滞あることなく全員舉て各其上長官の指揮命令に服するものとす百人の一組をツクと呼び十ツクを合せてトマンと稱す(二)此軍隊を分派して役に就かしむるには先づ其中より一分隊を出し

前面二日路の處に前進して前衛とならしめ左右兩翼と後面にも亦一分隊宛を配置して不意の敵襲を禦がしむ進軍の距離遠き時は糧食を携帯せしむること僅少にして其餘は重に宿營に必用の品及び炊事用具のみ前文に述べし如く大概は馬乳にて生命を保つことを得べし一人毎に平均牝牡の馬十八頭を伴ひ行く乗用の者疲勞する時は他の者を以て乗換の用に供す每員毛氈製の小天幕を携へ以て雨を凌ぐの用とす戦場の都合にて更に急行を要する勤務に當る時は食物を調製することなくして十日間位は能く陸續前進するに耐え各員馬の静脈を刺して生血を吸ひ以て其生命を支ふ(三)携帶糧食は馬乳を凝結乾固して硬き糊の状と爲して製す其法左の如し馬乳を取て火上に煮れば乳面に婆膜を生ず隨て生じ隨て除き別器に收て乳酪と爲す此物乳中に存する間は乾固することなし婆膜を除き了て後其餘を日に曝し乾固するに至る進軍の時は一人毎に此乾酪大約十ポンドを携帶し毎朝半ポンドを取て革囊の中に入れ適宜の水を加へて携帶すれば行軍中馬上にて劇しく振蕩するが故に稀粥状のものとなる乃ち之を以て晝餐に供す(四)

(一)本文蒙古軍隊の編制法を説くこと詳かにして些少の誤なきはアブルカジの佛譯遠祖史中所載の説に對照して明かなり
(二)トマンは波斯語にて一萬人の隊を稱するに用ふツクは百の義として用ひあれど字書にも見當らず恐くはツス、スス、ユズの轉訛なるべし何れも百の意にて體程の各方面に由て發音を殊にするなり(案)百人を「ツク」とすれば十「ツク」は千人なり然るに注に「トマン」を一萬人とす百「ツク」ならざるべからず一本に十萬を「ツク」とし一萬を「トマン」とし百を「ク」すとす

りて千と十とは其名を欠く此書原本には爾しありしを此本はマーンアンの誤譯と見えたり

(三)馬の生血を取て必要の食料とし或は奢侈の食品とし馬乳を凝結して貯蔵食料とするは古代の粟特族又はサルマチア族の舊俗にして昔より人の能く知る所なり

(四)ハル曰く長途行軍の時の兵糧は都て皆な小團に製せし乾酪より成る之を粉碎し水を加へて飲むなりと

蒙古兵の敵と戦ふや決して敵と人交て戦ふことなし常に其近くに在りといへども絶えず彼此に位置を轉じて飛鳥の翻飛するが如く忽ち甲處より箭を放ち又忽ち敗走するが如くして乙處より敵を射撃し背進の時も背後に箭を飛ばして逐ふ者を射り人を殺し馬を殲すること恰も面々相對して戦ふものゝ如し戦狀此の如し敵は誤り認て以爲らく戦は我已に勝てりと焉ぞ知らん遂に是れ敗戦ならんとは斯くして既に敵に損害を加へたるを知るときは忽ち軍を回して新たに攻勢に轉じ敵の殘兵を壓迫す殘兵如何に奮戦すといへども遂に之を虜にせざれば已まざるなり馬匹の操練巧にして速轉自在を極め暗號に應じて如何の方向にも旋轉するを得べし畢竟蒙古軍の連戰連捷を獲る所以のものは都て其運動の神速なるに因りしなり右は總て往時の蒙古諸王侯の風に就て云ふなり今は則ち其風大に壞亂するに至れり(五)ウカカ地方に居る王侯は自己固有の國風を捨て、偶像崇拜者の風俗を用ひ東方諸州に居る者は回々教徒の習俗に従へり(六)

(五)其風俗の壞亂は支那征服より來りし結果なるべし粗笨固陋の人民も之が爲めに安逸奢侈を受する趣味を學び斯くて未だ

百年ならずるに文明の積弊を受け遂に支那民族の雄起背叛となり不名譽にも本の沙漠外に逐ひ返さるゝに至れり

(六)案)一本にはを解に居る者は云々ラント諸州に居る者は云々に作れり宜く従ふべきに似たり蓋し本文は原譯者の誤なり

第五十章

裁判

蒙古民族の應用する裁判方法、死したる兒女間に爾來相謀て冥報辭約を結ぶ

蒙古民族の裁判施行の法は左の如し死刑に當らざる程の盜犯を以て罰せらるゝ者は笞刑に處し盜奪せし物品の價と情狀とに依り其數を殊にす七杖十七杖二十七杖三十七杖四十七杖乃至百七杖の差あり此の懲罰の爲め命を落す者少なからずといふ馬匹を盜み又は他の重罰に當るほどの物を盜みし者は死刑に處せらるべく死刑の法は刀を以て體を兩斷するなり然れども資力能く盜品の價に九倍して之を贖ひ得る時は刑の執行を免かるべし一種族の長若くは一箇人にては牝牡の馬牛騾等多數の家畜を所有する者は一々之に各自の記號を印して所有を明かにし置くを普通の慣例とす是れ殊更に牧人をして監視せしめざるも平原山上何處にも多數の家畜を放牧し得んが爲なり假令他家所有の者と混合することあるも各其記號の主へ取り集むること極めて容易なり之に反して羊

と山羊には必ず番人を附け置くなり其家畜は何種を問はず皆な肥大にして殊に美なり
 蒙古の風習にて殊に奇なるは甲に男兒あり乙に女兒ありて數年前双方共に死去せしにも拘はらず
 死兒の間に結婚を約し乙の女兒を甲の男兒の妻と定め是に於て數片の紙に僕婢の人形牛馬の狀各
 種の衣服錢財家具諸品を畫き正しく婚約の書を作り共に火に付して之を焼く斯すれば立昇る烟を
 媒として此等の物は皆な他界にある子供等の處に達して正當に夫婦の縁を結ぶものと信ず此儀式
 畢て後は兩家の親は其兒の存生中實際に結婚せしものと同様に親戚として交際するなり
 蒙古の風習は已に説き了れり但全蒙古の君主たる大可汗即ち皇帝の盛大壯麗なる行事典禮等の事
 は姑く之を後に譲り是より本に返り前に説き殘せし大廣原の事に論じ及ばんとす

第五十一章

巴爾古精

合喇湖附近の巴爾古精原、其居民の風俗、之を距る四十日路にして大洋に達す、其沿岸の國に禿鷲を産す、此地方にて見る北極星の方位

合喇湖を去り蒙古皇室の陵寢たる前述の阿爾泰山アルタイ、大阿爾泰山にあらす、肯特山の一峯なりを越え北に向て進めば巴爾古原と稱する一國を過ぐ其廣さ四十日程あり、(一)此地に住する人民はメクリチ族と稱する野蠻の民

族にて、(二)動物の肉を食して其生を支ふ其第一は紅鹿メグに類する一種の獸なり此獸は之を旅行遊獵の供用にも供す、(三)土地沼澤多く鳥類自ら少なからず魚類と併せて又彼等の食料となる鳥類の此水國に來るは羽毛脱換の季節に在り即ち夏期の間なり是時に當ては羽毛なく飛揚すること能はざるが爲に土人は容易に之を捕獲す此曠原の北端は大洋に臨む土人の風俗習慣は前述の蒙古の風俗習慣と相似たり而して俱に大可汗の臣民たり此輩には穀類なく葡萄酒なく夏時は狩獵にて食料を得ると雖ども冬至れば寒威酷烈非常にして一鳥一獸も生存すること能はず行くこと四十日程にして遂に北洋に達すと云ふ海岸に近き處に山あり山中と其附近の曠原中には禿鷲及旅鷹來て巢を構へ其雛を養ふあり此地絶て住民なく家畜を見ず只バージラックワグテラと稱する一種の鳥ありて鷹の餌食となるバージラックは鷓鴣程の大にて爪は鷓鴣類の如く燕に似たる尾ありて飛翔極て速なり大可汗鷹雛を得んとする時は人を此地に送て之を捕へしむ海岸を離れて一島あり島中無數の白鷹を産す可汗が多數の所用に充て、猶ほ餘りありといふ、(四)從來歐羅巴より蒙古人用として輸出せし白鷹を認て大可汗の朝廷に納まるものと爲すは大なる誤なり此等は僅かに科馬尼亞コマニア阿味尼亞アウニアに界を接するレワント地方の蒙古諸王及び其他の王侯の用となりしに過ぎず此島は實に世界の極北に在て北極星も我が背後に在るが如く稍々南の方位に見ゆる程なりといふ

北洋近傍の地方は概略述べ畢れり是より前述のカムピオン州に返り皇帝大可汗の皇居所在地に赴く路上の諸國を説くべし

(一)(案)巴爾古とは拜喀爾湖の東北岸の巴爾古精の事なり然れども著者は夫より北行四十日を経て北氷洋に達すと云ふを見れば今の西比里亞を指して爾稱するに似たりストラレンバーク氏は曾て大遼疆國の舊圖といへるものを見しに巴爾古の名を北氷海の方面に記せり其位置固より誤に屬すと雖もマルコポロの此地名の誤用は或は此等の圖より出でしにやあらんと云へり夫れ或は然らん然れども星霜四百の經過の中には地名の變遷も随分多き事なるべければ或は今の西比里亞といへる名も必ず其地の本來の名稱なりとも謂ひ難かるべし殊に第十六世紀の頃今の脱孛勒思克の河上に西比兒と云へる城ありしを後に露西亞人が此名を取て北亞細亞の總名に推廣めたりとの説もあれば往古は著者の説きし如く拜喀爾湖より北氷海に至る迄の廣野一帯を西比里亞といはずして巴爾古又巴爾古精と稱したるやも亦知るべからず

(二)(案)メクリチ部族とは蔑兒乞特族の事なり此部族は成吉思汗の居處近隣の地に居りし者にて早くより成吉思汗と相仇視し幾程もなく遂に殲滅せられたり其居所定かならねど秘史に蔑兒乞持の地なる色楞河云々とあり又蔑兒乞持は色楞河に沿ひ巴爾古精に入り僅に身を以て逃れたりと云ひ又蔑兒乞持を巴爾古精の隣に逐ふ杯とあるを見れば今のセリンヤンスク邊より西比里亞に掛て棲息せし者なるべし而して著者が本文に云ふ所の地はオビ河とレナ河との間の廣漠なる地方の事なるべけれど彼自己が足跡の到りし所にもあらざれば他より傳聞の概略を口述せし迄にて誤も亦なきにしもあらざるべし

(三)是れ世人が普く知る所の馴鹿を削ふなり鹿族中の最も美にして大なる者にて大さは鹿に等しく形は歐羅巴の紅鹿に似たり

(四)ストラレンバーク氏曰くダウリア州と黒龍江の近傍には夥く乳白の鹿を産し支那に輸出すること甚だ多しとハル氏の

紀行にも此島の美なるには驚かざる人なく西比里亞又は黒龍江の北地より送り來るとありハクルイトの記にも一五五六年露西亞帝イアン、マシリーウッチより使節を以て女王マリーへ贈進せられし品々中に形大にして美麗なる白鹿ありきとあり

第五十二章

涼州府西寧府

カムピオン州附府のエルシヨル國及びシンガイ市、皮毛の非常に美なる一種の牛、麋の形状及び麝香の採取法、國民の風俗及び婦女の麗麗

カムピオン州を去て東行すること五日其間夜中屢々鬼魅の聲に旅魂を驚かざる而して後遂にエルシヨル國に到る(一)元朝皇帝に隸屬し唐古特の疆内に屬す國內諸王の采地あり人民は一般に偶像崇拜者にして少數の聶斯托爾派基督教徒と回々教信者あり都市城邑多く其主要なるをエルシヨル府とす是より路を東南に取て進む即ち乞得に通する大道なり路に一都府ありシングイ府と稱す(二)シングイ州の首府なり州内數城市あり同く唐古特の境域内にして元帝の版圖に屬す州民は重に象教徒なれど回々基督の者も亦少く之あり

(一)(案)エルシヨルは元秘史に額哩折兀とあるものにて明譯に西涼とあり大清一統志に前涼後涼北涼皆な此に都せり宋の初西涼府と曰ふ景德中西夏に陷る元の至元十五年西涼州と爲すとあり今の甘肅省の涼州府なり

(二)シングイは西安の訛なりとする學者しあれど夫にては餘りに東に過ぎたり是れ悉くは西寧の訛誤なるべし此地は當時

西藏より北京に赴く公道の大驛站なりき正に是れ乞蒙キモウに通する大道に當るといふべき地たるや明かなり(案)甘肅省に屬す此地多く野牛を産す大さ殆ど象に比すべし色は黒白を交へ體貌甚だ美なり全身各部の皮毛都て平滑なり只肩の部のみ長さ毛ありて高く聳え立ち大約三掌サンパウに至る其色白く絹絲よりも柔かにして細し(三)マルコボロ會て之を見て珍獸とし其二三をヴェニスに伴れ歸りしに見る者其奇に驚かざるはなかりき野生の儘を捕へ來て多く之を馴養す此野牛と普通の牝牛との間に生れし雜種は他の如何の種類の者よりも良牛として重せられ能く勞役に耐るものとす善く之を飼養せば體力敏活強健となり尋常の牛を用ふるに比すれば重き荷物を負擔し農業用に供して殆ど二倍の勞に服せしむべし世に最良品と稱する麝香は此國より出づる者なり之を生ずる獸は大さ牡山羊程にして形は羚羊に似たり蒙古語に之をグッデリと名く外皮は大鹿の如く脚と尾は羚羊の如くなれど角はなし四牙ありて口の兩側より突出す長さ三吋其二は上顎より出でて下に向ひ二は下顎より上に向ふ長さに比しては細し象牙に似て色白し之を要するに綺麗なる動物なり麝香を採るの法左の如し満月の時に至れば臍部の邊に凝血の充滿せし一腫囊を生じ來る因て此獸を捕ふるを以て業とする者は月の光を利用し之を捕て其膜囊を切り斷ち囊中の貯藏物を併せて之を日に乾かす(四)是れ所謂極上品の麝香なり捕獲の數甚だ夥し肉は食料として最も稱賛せらるマルコボロは其一頭の頭と脚とを乾か

してヴェニスへ持歸りたり

(三)(案)是れ四蔵にて専ら使用する麝を謂ふなり

(四)トルナー氏曰く麝は四蔵語にてラと曰ひ其香葉をラチャと曰ふ貴重有價の品を出し國益に資する事多し國內山地附近に夥く産し嚴寒の中に在て能く之に耐え多く雪界の處に居るなり二條の曲りたる長き牙ありて上顎より下に向て伸び出で専ら常食なる樹根を掘るの用を爲し兼て敵を防ぐ兵器となる體の高き豚の如く形も甚だ相似たり頭は小さく臀部は圓くして太く尾なくして四肢は殊に細し此獸の最も奇なるは皮毛々葉の如く長さ二三吋にして綿身に直立密生するに在り其短くして平らなるは頭脚と耳の邊のみ其色根の處にて白く中央黒く尖端褐色なり所謂麝香は一種の排泄物にして臍部に在る瘤狀の腫囊内に蓄留す而して此物たる獨り牡麝のみに生ずるなり

此地の居民は商賣製造の業に従事す土地穀類に豊かなり州の廣袤二十五日程とす一本には十五日程とあり州内大なる雉を産す大さ歐羅巴の者に二倍し孔雀に比して稍小なり尾は長さ八掌乃至十掌あり(五)大小形狀歐羅巴の者に同じき雉類も少なからず其他種々の鳥類も亦多し中には其羽の美麗なる者もあり

(五)此に云ふ大なる雉とは蓋しアーギニス雉と稱する者なるべし本來蘇門答刺スマタラの産なれども支那の北部にも亦棲息すと云ふ居民は偶像教徒なり(六)體軀多く肥滿して鼻小く毛髮黒く鬚髯あるは稀なり或は之あるも僅に願邊に鬆疎の毛を生ずるを見るのみ上級の婦人といへども頭髮多きものなく皮膚は美にして容貌艶

麗なり惜らくは風儀淫蕩なるのみ其男子に服従する殆ど奴隸の状あり法律と慣習とに據り男子は幾多の妻を娶るも資力能く之を貯へ得る限は其意に任せて妨なく少婦にして美なれば貧賤の家に生るといへども富人求て之を妻とす但之を求むるに婦の両親と親族へ莫大の贈物を爲さざるべからず要するに其貴ぶ所は獨り美貌に在り單に之を以て唯一の條件と爲すのみ
此地の記事は爰に止め次は更に東方に在る國に説き及ばんとす

(六)偶像教とは喇嘛教を謂ふなり西寧附近陝西省四川省の各地より西方の地に盛に流行せり

第五十三章

寧夏府

エグリガヤ及び其首府カラチャ府、土人の風俗土地の名産絹吳羅
エルジュル(涼州)を去り更に東に向ひ進むこと八日にしてエグリガヤと稱する國に着す又是れ唐古特の疆内にして大可汗の版圖に屬す國內都市城邑多し其第一をカラチャ府と曰ふ(一)

(一)案エグリガヤとは元朝秘史に額哩合牙とある者是なり明譯に寧夏とあり寧夏は大清一統志に唐には靈州に屬し宋の初廢して懷遠鎮と爲す咸平中、西夏に入る乾興二年夏人懷遠鎮に城き興州と爲し靈州より徙て之に都し并せて興慶府と爲し又中興府と曰ふとありカラチャは元朝秘史の阿剌都なり明譯に賀蘭山とあり河套志に山上に廢寺首餘あり元吳の故官の遺跡多しとあり又清一統志に賀蘭山は河套以西に在り土人名て阿拉善山と曰ふとあり當時國都は其麓なりしを以て都府も亦阿拉善

と云ひしならん

府中の居民は美しき絹吳羅を織る其美なること世界第一と稱せらる駱駝の毛を以て製し兼て又白き羊毛にても製す(二)其色美にして白く商賈夥く之を取扱ひ且盛に諸方に運輸販賣し殊に乞得に輸送するもの多し此國を去て次はテンヅクと稱する國なり東の方に在り所謂法師王ジョンの所領地なり

(二)肩掛を織るに用ふる原料は別段に飼養せし羊の毛ならざるべからずといふより考ふれば駱駝の毛の如きものが實際毛織物を製造するに用ひ得べきかと疑ふ人もあれどエルフインストーンの記事にも布喀刺府より喀不爾へ輸入する品類を擧げし中にウルムックと名くるものは駱駝の毛を以て製造せし美麗なる織物なりとあるを見れば本文云ふ所も亦慮妄の說にあらざるを知る

第五十四章

天德軍今の歸化城

法師王ジョンの後裔たる君主の領有にして専ら基督教徒の居住するテンヅク國、僧侶の任命及びアルゴンと稱する民族

テンヅクは東方の一國にして法師王ジョンの舊領たり(一)國內多く城市都會の地あり全國都て元帝の統轄に屬す當初蒙古初代の皇帝成吉思汗が此國を征服せし以來此王家の君主は代々皆な大可汗に臣従し現今在位の王も亦法師王ジョンの子孫にして今に尙ほ法師王ジョンと通稱し其名をジョー

ジと曰ふ基督教の信徒たるのみならず法師僧侶を以て自ら居るなり居民は大抵基督教徒とすジ
イジ王は即ち此國を大可汗より承て其食邑とし領し居るなり但初代法師王ジの領地全部には
あらず僅に其中の幾分たるに過ぎず大可汗は公主又は宗室の貴女を降して代々此家の王に配し且
此王家系統の諸侯伯にも降嫁せしむ

(一)(案)第四十五章に成吉思汗自ら大軍を以てアレスタージョンの領地に侵入しテンヅクといへる曠原に陣すとあり其條下
にも愚案を記せし如くアレスタージョン即ち法師王ジョンと名くる者が果して汪罕なりとすれば汪罕の舊居は土刺河の黒林
なれば今の東庫倫の邊にて遙かに蒙古の北に在り其領地も特穆河克魯倫河兩河の河原附近の地なれば共に漠北の地たるは論
なき所とす成吉思汗との戦争も亦果して其對敵が汪罕なりとすれば其戰地は今の烏珠穆沁左翼の地と滿洲界の徹々兒山の管
にていつれも漠北の蒙古東端の地なれば此章に所謂蒙夏の東なるテンヅクといへるものと全く南北懸隔の地方なり左れば
第四十五章のテンヅクと此章のテンヅクとは決して同一の地にあらざること明かなり若し又其戰たるや漠北の地にありしに
あらずして實に此章に所謂テンヅク國即ち甘肅省内の寧夏の東に在りしものとすれば汪罕とは全く無關係の戰争にして前に
も論ぜし如く認て征金の役と爲さざるべからず因て本章に所謂テンヅクは如何なる地名の轉訛誤稱なるか且此地は何れの處
なるか之を地望に索め諸冊に就て之を搜るに蓋し天德の訛傳より彼此混亂を來せしものに似たり天德は今の歸化城の地なり
山西省大同府の北長城の邊外殺虎口の北清里二百里黄河の東岸二百六十里に在り漢の定襄雲中二郡の地に後魏初て都を建
て盛樂城と號す唐には單于大都護府を置く五代後唐の時遂に入り初て豐州天德軍を置く金は之に因て改めずと大清一統志に
見たり蒙古之庫々河屯と呼ぶ青市の義なり成吉思汗の初て金を伐つや先づ沙漠を横斷し大高原を跋渉して山西省に向ひ
雲中九原を侵擾し其六年大澗水豐利兩縣を略し烏沙堡烏月營を拔き白登城を破り遂に西京(大同府)及び忻州撫州を取ると續

綱目等に見ゆれば金境への入侵は天德軍方面より端を發しこと明かなり是に由て之を觀れば蒙夏の東なるテンヅクは天德
軍のことにて其戰は金朝征伐の爲なるは勿論此地始より汪罕とは聊も關係なきを知るべし然るに本文は此地を以てアレス
タージョンの舊領といひ其子孫尙之を繼承して代々大可汗の駙馬たりと説けり附會虛妄の甚しき是に至て極まる抑汪罕父
子は戰敗の後身を以て免れ父は乃蠻守境の將に殺され子は喀什噶爾の附近に逃れ妻子と共に害せられて一家復た遺骸を留め
ず孫んぞ一子半孫の可汗の厚遇を受ける者あらんや然るに十七年間も蒙古廷に奉仕せし著者マルコポーロ其人にして此の如き荒
唐無稽の說を口述せしとは如何にして傳せられし是れ或は當時雜記者ルンヌナセロの聞き誤か又は後の鈔録者が誤解等より
遂に此に至りしものなるべし今聊か愚考を記して大方の教を請はんとす遼金の時長城の邊界雲中の地方に白韃靼の一部族あ
り之を汪古特部と稱す汪古は金語邊疆の義なり汪古特氏世々雲中に居り金に仕て久く長城の要衝を守りしを以て此名あり阿
刺兀思に至り太祖成吉思汗の終に大事を成さんことを料り意を決して早く之に歸服し乃蠻に從征し遂に征金の嚮導と爲る太
祖阿刺兀思をして歸て其本部を鎮せしむ部衆の異議者の爲に殺さる其妻幼子等要合を携へ延鎮國と共に難を逃て界垣に至る
太祖既に雲中を定むるに及び賂ひ求て之を得たり賜與甚だ厚く其子等要合猶ほ幼きを以て其延鎮國を封じて北平王と爲す鎮
國斃す子孫古台府を設ひ睿宗の女獨木干公主を尙す地を江淮に畧するに當り軍に幾す要合西域に從征し還て北平王に封
ぜられ阿刺海別吉公主を尙す阿刺海別吉は太祖の女なりと元史に見えたり又元の潤復の文集に駙馬高唐王闊里吉思の碑文あ
り高唐王は阿刺兀思の曾孫なり汪古特の名汪罕と其音甚だ相似たり著者マルコポーロは其始め汪古特氏の事を口述せしを筆記
者鈔録者次第に誤を加へ終に歐羅巴流行の神話アレスタージョンに引附け而して更に我田引水説の基督教云々杯の言を
加筆せしにあらざるか汪古特氏は世々元の皇室の殊恩を受け公主を尙したること右の如くにして能く本文と相一致するを
見れば余は益々以て汪古特と汪罕との混合錯亂せしものたるを信するなり

此國には石膏を製すべき礦石を産すること多く其質甚だ美なり此地も亦駱駝毛の織物を製造する民は農耕貿易工作を以て生業とす大可汗の版圖に屬すと雖も其王は即ち基督の信奉者なれば國の政は自ら基督教徒の手中に在りと稱せらる然れども偶像崇拜の者もあり回々教の宗規を守る者も亦之あり土人の中に一種アルゴンと名くる類族あり是れ此地本來の土着の象教徒と回々教徒の兩人種より出でたる混血兒なり此國の人民は其顔色前文述べ來りし諸國人よりも綺麗にして容貌好く教育もあり且商業にも巧なり(二)

(二)(案)國內に黑河と稱するあり流て黄河に入る河岸に有名な青塚あり所謂王昭君の墓なり

第五十五章

法師王ジョン家累代諸王の政府所在地所謂ゴグとマゴグの兩地方其人民の風俗、刑罰物類國內採掘の銀坑

法師王ジョンと稱號する君主の政府は代々此國の中に在りて此國と隣近諸國の韃靼人を統轄し傳て今日に至れり前章に所謂現代のジョーシ王は實に初代法師王ジョンの後裔たる第四代の君にして其本支一統の氏の長者として推戴せらる而て其一家門葉の諸王侯は廣く二地方に分れて政を施し民を治む我輩歐羅巴人は之をゴグ部マゴグ部と稱すれども土人は一を汪古部といひ一を蒙古部

といふ而して兩地居住の人民は各其種族を異にす汪古部に在る者はゴグ種族にして蒙古部に居るは韃靼種族なり(一)

(一)(案)前註に論じて如く此地の往時の領主は既汪古にあらす又固より神話的の法師王にあらすすれば現代のジョーシ王といへるも其人にあらざるは勿論なり然らば則ち其實は何物ぞ余は竊かに以爲らく是れ前註に出せし駱駝商王酒里吉思の事なりと蓋し歐羅巴人は此人を以て再び傳説の神話に附會せしものなるべし駱駝は皇朝なり皇朝を蒙古語に古勒堅といふ古勒堅の音轉じてギオルギユスとなり再轉してジョルジとなりたるか然らざれば酒里吉思變じてギオルギユスとなりしものなるべし酒里吉思は忽必烈帝の皇嬪にて汪古特氏阿剌兀思の曾孫なり即ち其第四代なれば之を以て直に汪古即ち歐羅巴人の神話の所謂法師王ジョンの四代の孫ジョーシと附會せしものなるべし

又ゴグといひマゴグといふも本は基督教の經文中にある名稱にして阿剌比亞人波斯人はゴグをナシユジュといひマゴグをマシユジュといふ蒙古海西北の沿岸山地の土人即ち古代の粟特種族を斥て爾稱せしもの、如し世に奇蹟として有名なる得爾奔特の邊境及び之より引て連亘せし長城は實に此者の侵入寇を防がんとて往古に建設せしもの、由なり然るに中世に至り東方の事を記述する歐羅巴人は動もすれば奇を衒ひ異を立て之を移して萬里の長城に附會し韃靼北部の一處不住なる兇暴の民に牽強し一時流行せし神話的の風説が遂に博識のマルコポロ其人をすら先入爲主の勢に驅られ此妄説を致するに至らしめしものなるべし孟珠の蒙韃傳録に韃靼の始て起りし地は契丹の西北に在り其種三あり曰く黒曰く白曰く生、今の成吉思皇帝及び將相大臣は皆な黑種なりとあり彭大雅の黑種事界に黑種を大蒙古と號すとあり元史本紀に白達々部主阿剌忽思又本傳に阿剌兀思、別吉忽思は汪古部の人なりとあり白達々は白種なり左れば蒙古は黑種にして汪古部は白種なること固より論なし本文に兩地各々種屬を殊にすと稱するものは蓋し之をいふに似たり然れども大蒙古と汪古部を以て併に此天竺

宣徳州
宣化府

軍の地方一小部に棲息し共にジョージ王本末の管轄するものと爲すに至ては其妾婦する迄しなし
此國(テンヅク)を去り東に向て乞解キキョウの方に七日程を進めば其間數多の市府を過ぐ住民はいづれも
象教徒にして中に回々教及び聶斯ネス托爾トル派基督教徒も雜り住めり商賣製造を以て生業とし精巧の金
襪を織り眞珠を以て之を飾る之をナシシと名く又色彩織法種々の絹布を製す品質歐羅巴の物に異
ならず各種の毛織物も亦之あり居民都て元帝に隸屬すシンヂチンと名くる一市府あり各種の兵器
及び軍兵所用の諸品を製造するに名あり山地の方面にイヂフアと名くる處あり豊富なる銀坑あり
多量の銀を産す(一)國內又鳥獸にも富めり

(二)察(シ)ンナチン一本にシンダチヌスとあり蓋し宣徳州の事なるべし今の直隸の宣化府なり張家口野狐嶺其北に在
り明一統志に曰く前は京師を窺み後は沙漠を控え左は居府の險を扼し右は雲中の固を擁すと舊鎮志に曰く飛狐嶺其南に控
え長城獨石其北に控すと眞に要害の地なりイヂフア一本イヂフアに作る未だ何れの地たるや不明かにせず或は云ふ張家口の
東北に在りと然るや否を知らず

第五十六章

白海子

察罕諾爾、鶴の種類、鷓鴣類の飼養

前記の市府州郡を去て更に行くこと三日程にして察罕諾爾チヤカンノールと呼ぶ府城に達す白湖の義なり(一)大

可汗の廣大なる宮殿あり四邊に池沼河水多く鴻雁の類群集す是を以て可汗の遊幸尤も頻繁なり此
地又美なる廣原あり鶴雉鷓鴣等の諸鳥多し獵獲殊に夥しく可汗が放鷹の逸興を助くること限なし
鶴に五種類あり其一は全身墨の如く黒くして翼長し其二は第一類に比すれば其翼更に長くして色
白く兩翼の羽毛満面に眼あり孔雀の尾の如くにして圓く金色にして光輝燦爛たり頭は紅色黒色相
半ばして形好く頸は黑白相半ばす全體甚だ美觀なり其三は我邦(伊太利)の者と相同じ其四は形小
なり翼毛に美麗なる紅色藍色の線條あり其五は灰色にして頭は紅黒相半ばし全體の形頗る大なり
此府の附近に一つの谷地あり鷓鴣類の群集殊に多し之が爲めに勅命を下し四季毎に谷の兩側一
帯に粟稗其他此等鳥類の餌となるべき穀類を蒔きて其食ふに任せ何人も之を刈取ることを容さず
餌食に不足なからしむ且多く守衛を置て野鳥を保護し冬季の間は斷えず粟を散布せしむ斯くして
野鳥を慣らし守衛の者粟を撒き口笛を吹けば直に諸方より集り來るに至らしむ又命じて處々に小
舎を作り夜間鳥の宿るを得せしむ平生此注意を怠らざるが故に不時に可汗の宸遊あるも許多の獲
ものを缺くことなし冬季寒威凜烈の爲めに可汗爰に在らざる時は如何なる遠地に在すとも必ず駱
駝を以て捕獲の鳥を運搬し絶えず御厨の用に供す此地を去て北東に直行すること三日程にして次
の都府に着す

(一)(案)魯人チムコラスキーの能に著者の所謂察罕諸衛は察罕巴爾哈孫の事なり張家口の北、長城より大約三十哩宣化府より五十哩御牧廠(上都)の附近に在り今に其廢墟を存す察罕諸衛(白湖)と稱する湖水の近邊にて支那人は之を白城子といふ察罕巴爾哈孫の義障なりとあり方輿紀要に白海子又長水海子とも曰ふ四望白砂なり故に蒙古呼で察罕諸衛と爲す開平右衛(上都)の西南四百里大青山の北に在り至治の初、元主上都に如く察罕諸衛の行宮の制度卑隘なるを以て更め廣めんと欲す解任の諫を以て止む至元廿年復び日本を征せんと曠し曠を此に繼し以て軍匠に給すと又慶兒(池)は金の撫州に在り其城を白城と稱すとある者はなり一統志に鎮黃等四旗牧場の西南二十里に興和城あり張家口の北百里に在り金の撫州の地なり元、行宮を建て高原縣に治し興和城と名く開平の西南四百餘里宣化府の北三百里土人は喀喇巴爾哈孫と名く又沙城あり興和城の北十里に在り土人は掃漢巴爾哈孫と名く敗匪猶ほ存すとある即ち白城子なり

蒙古の地、察罕諸衛と稱する湖水、處々に在り殊に和林的の北に在るものを以て最も有名とす元史太宗紀に九年春揭々察罕の澤に獵す夏四月迦堅茶寒殿を作る杯あるもの俱に察罕諸衛の異障なり本文の察罕諸衛とは同名異地なり從來歐人の本文を註する者皆和林的の察罕諸衛を以て之に當てたり方位里數の合はざるものある所以なり

第五十七章

上都今御馬廠

上都府内皇帝の宮殿、年々の祭事に供ふる馬乳搾取用の白牝馬飼養場、風雨の際占星者の奇行、宮中に於ける占星者の施行儀式、托鉢僧二種あり及び其生活法

前章の市府を去て北東の方に三日程を進めば上都と名くる都府に達す現今在位の忽必烈大皇帝の建設せし所に係る(一)宮殿の營造悉く大理石其他あらゆる美石を選り蓋し視る者をして其考

案の巧妙と實施の技能とに驚歎せしめんと欲してなり大小の廳堂悉く飾るに金箔を以てし其美燦然として人の目を奪ふ宮殿の正面は禁街の方に向ひ他の三方は牆壁に面す宮城の左右兩翼より各一牆を張り出して周圍十六哩に及び以て宮外附屬の廣原を圍繞す宮城内を通過するにあらざれば原中に入るの路なし此殿後の禁苑内には美にして豊富なる牧場あり數派の流水之に灌ぎ麋鹿山羊の類爰に飼養せられ其肉を以て狩獵用の鷹を養ふに供す鷹の羽毛脱換の時は苑内の地中に設けある籠中に入れ置くなり御鷹の數は實に二百以上に上る少なくとも一週一回は帝親ら此に臨み以て之を検すと云ふ帝は屢々馬上にて苑内の林中を乗り回り且つ別に馬背の上に一頭又は數頭の獵豹を載せ守衛をして其後に隨行せしめ(二)時宜を見て令を傳へ之を卸さしむ獵豹は乃ち走て直に麋鹿山羊を捕ふ帝之を取て鷹に與へ以て自ら樂と爲す

(一)(案)上都は今の御馬廠の地なり一に上都牧廠とも名く獨石口の東北清里二百二十五里に在り元史地理志に唐には奚契丹の地なり其憲宗五年桓州を置く元初には札拉爾都魯魯都王の營寨なりしが憲宗の五年に世祖に命じ其地に居らしめて巨鎮と爲す世祖楊果忠に命じて宅を桓州の東、濼水の北の龍岡に相せしめ中統元年開平府と爲す開延の在る所なるを以て上都と號し歲毎に此に一幸すとあり宣統志に元の上都城は鎮城(宣化府)の東北七百里に在り城の周四十里なり内に大明殿あり左門を日精と曰ひ右門を月華と曰ふ寶雲殿の側に東西の殿あり宸慶殿の側に東西の香殿あり玉德殿の後に壽昌堂あり慈福殿に紫檀閣連香閣延春閣あり其前の拱辰堂は百官議政の所たり後は御膳亭凝輝樓たり側に練珠瀛洲亭あり金露臺あり又留守司あり

り凡そ省院官署七十餘あり元の至元中に建る所にして明の時俱に廢すとあり其廢址は大約北緯四十二分北京子午線の稍西に在り蒙古語之をチャオ、ナイマン、ヌメ、コタンと呼ぶ一百八寺の都府の發なり多倫澤爾の西北大約二十六哩なり

(一)獵豹は學名フェリス、ツヌマタと曰ふ普通の豹よりは形迥かに小なり印度にてはチタンと名く土地の王族之を用ひて狩羊を狩りす

苑内の中央に一小林あり帝自ら命じて林間に一殿を造る金漆を塗搽せし數條の柱を運ねて之を支え毎柱全身龍の浮彫を以て纏絡し龍身も亦金箔を以て被ひ龍頭にて巧に屋背を撐へ爪を左右に張て楣間を裝飾す (三)屋背は竹瓦を以て葺き同く金箔を置き雨露の浸漏を防がん爲め十分に糝漆を施せり其竹は周圍三掌長さ十尋の物を取り節の處にて截り二片等分に割て承籠の如くし先づ内面を上に向けて凹形に列べ次に外面を上に向け凸形に並べて之に覆ひ層ね以て屋上全面を葺く但風害を避けん爲に竹瓦毎片の兩端を固く木匠に連結す堂宇全體は太き強き紺紐二百餘條を用ひ四方より天幕狀を爲して地面に結び留む然らざれば全體輕きが故に大風に吹飛ばさるゝ恐あり其構造法最も精緻巧妙を極め帝の意に任せて隨時に各部を片々に分解し何れの地へも自由に運搬して再び之を組立つること甚だ容易なり

(二)凡そ龍を裝飾に用ふるには民間のものは其爪必ず四指に過ぐべからず只御用の品のみは五爪を用ふ皇室用の品は衣服調度は勿論一切の裝飾必ず之を以て其主要の部分爲せり

此地氣候溫和にして空氣尤も衛生に適す是を以て帝特に擇で假息の處とし年々陰曆六七八の三月は必ず爰に來り住す而して八月二十八日に至れば常例として此地を出發し豫定の所に赴て祭事を修むること左の如し今之を述るに先て一言すべき事あり帝室の御厩には平生白きこと雪の如き牝牡大約十萬頭の馬群を飼養せり此白馬の乳は成吉思汗の後裔子孫の者にあらざれば飲むことを許さざる規定なり但不哩牙特氏一家の者のみは曾て成吉思汗より此貴重なる恩遇を受け得べき特權を與へられ居たり是れ其祖先が成吉思汗の面前に於て曾て比類なき勇敢の戦功を立てしに因るといふ(四)白馬を重んずること甚しき當に此の如きに止まらず禁苑内御林中の牧場に放養の時すら何人といへども其前に立ち又は其動作を妨ぐることを許さざるなり

(四)(案)不哩牙特の氏名諸本各其綴字を異にすホリアド、ウイラド、オイラド、オラチ、オフリ、オユラト等とありて何れを正しとも定め難しユール氏の補註には衛拉特即ち幹亦刺特を指すものとし且此部族は正當に蒙古人と名くべき者にあらざるも太祖に歸降してより以來は始終親隨して心を變へず現に汪罕との戦にも從軍したる太祖三勇將の隨一人ツルルツタイシは幹亦刺特部長の子なりといふ本文の戦功とは此時の事を云ふなるべし幹亦刺特部の住地は健河の上流即ち上部也尼賽河の邊なりとあれど衛拉特の始て太祖に降りしは太祖の二年丁卯乃蠻の古出魯克征討の時にて汪罕の戦争よりは五年の後なり太祖の勇將には四傑と四狗とあれど衛拉特氏の名はなく又八十八功臣の中にも見えず但當時目覺しき戦功とはあらざりけれど他部に卒先して歸降し且他部を誘ひ嚮導と爲て古出魯克を破りしを以て太祖之を賞して其子二人に公主を與へて駙馬とはな

したり左れど八十八功臣を措き別格を以て子孫迄も皇族同一の待遇を與へる程にもあらざるべし然るに當時衛拉特と共に
 歸降せし者の中に拜喀勒湖の東に居りし部民にて不哩牙特と曰ふ者あり恰も本文の不哩牙特と其名を同くすれば本文云ふ所
 の者は直に此部民の長を指すものとすべきに似たれど此者には一も特別の恩遇を受くべき事しなれば断じて之にはあらざ
 るべし只太祖の功臣中にて佐命の元勳とも稱すべき者は所謂四傑と四狗となり四傑の中にて最も早く且幼少の時より太祖
 の股肱の臣として偉勳あるものは阿魯剌特氏博爾求に過ぎたるはなし即ち後の廣平王の祖にて太祖特に答剌罕の稱號を賜ふ
 一國の長の義なり即ち自由を得るの意にて勳戚にありざれば與へざるものとす謂ふに本文の不哩牙特は阿魯剌特の轉訛せし
 ものに似たり録して後考に備ふ

此祭事には魔法妖術に熟達精通せし占星者數輩を招待饗應するを以て帝の任務とし且彼等の言明
 する所に隨ひ年々陰曆の八月二十八日帝自ら此白馬の乳を以て空中に散布し占星者が崇拜する一
 切の靈神偶像の爲に灑奠祈禱を務め國民の男女老幼家畜鳥類五穀藥物等地上萬物の守護を祈るを
 以て重要な典禮とす之が爲に皇帝陛下身親ら此規定を遵守し必ず其定日に於て其地に出御し手づ
 から馬乳捧獻の式を擧ぐ是時に當り彼等占星者即ち所謂魔術者は或は巧妙不可思議の術を施して
 人をしく驚倒せしむ時恰も一天雲起て雨を降さんとする模様あるに逢へば彼等は直に帝の御座所
 の屋上に登り呪法を修し其法力に由て降雨を防ぎ暴風の來襲を遏む乃ち其附近周圍の地には暴風
 吹き大雨降り迅雷の轟くことあるも獨り其式場たる宮殿のみは此天變を見ざる等の不思議あり此

「バクシ」
 は梵語比
 梨の訛なり
 云ふ

類の不思議の術を演ずる者を西藏派といひ喀什密爾派といふ是れ拜象教徒中の別派二流の者にし
 て最も魔術に長じ他邦の者に比すれば殊に奥妙を極むといふ彼等は常に凡俗に説て曰く此類の術
 は只吾等が天稟の明智と修練の効力とに由てのみ行ふことを得るなりと斯くして名聲を賣り信用
 を博し自ら傲然として醜陋無禮の態度を爲して顧みず其の性行の卑劣を恥とせず尊上に對するも
 禮節の何たるを辨へず平生顔面を洗はず頭髮を梳らず一言に之をいへば此徒は生涯を汚垢堆裏に
 送る者なり曾に之のみならず恐るべく惡むべき猛獸然たる行に慣れて惟ます罪人の死刑に處せら
 るゝ者あれば直に死體を持ち去り火上に割烹して之を食ふ但自然に死せし者の屍は食はざるなり
 此徒を西藏派喀什密爾派と稱して之を他より區別する外尙又此宗派の者をバクシとも稱す猶ほ吾
 輩の宗教に會僧說教僧托鉢僧といふの類なり其行ふ所は咒咀法術の類に止まらず己れが欲する所
 は何事も爲し得ざることなしといふ殆ど信すべからざるが如しといへども今其一例を擧ぐれば皇
 帝正殿に在て食卓に就き食事に向はるゝ時(次編に詳説するが如し)食卓を正殿の中央に置き地を
 距ること大約一丈二尺程の高と爲し卓より離て大なる食器棚を置き其上に一切の飲料を排列す是
 に於て侍従の臣等をして一も手を觸れしむることなく彼徒の不思議なる術に由り酒乳其他各種の
 飲料の瓶壺自ら動き出して飲料を盃盞に注ぐ注ぎ了れば盃盞は自ら空中を進み行くこと十歩にし

て帝の手裏に達す帝之を把て飲み了れば盃蓋復び動て原の位置に返る其實を見證せんが爲めに帝の招集せし人々の面前に於て之を行ふ偶像靈神の祭日近づく時は此徒直に皇居に赴き奏して曰く陛下願くは知ろしめせ燔祭を修して我が萬の神々に崇敬を致さざれば其怒に觸れて四時順調ならず五穀登らず家畜病に罹り疫病流行せんことを是を以て臣僧切に陛下に哀求し奉る願くは黒頭の羊數頭薫香及び沒藥數斤を併せ賜て臣僧をして嚴肅合法の式を以て例祭を修せしめ給へと但此奏言は直に帝に上申するにあらず先づ其主任官に上言し之を紹介して帝に奏達するなり帝之を聞て猶豫なく願を納れ諸物を下賜す乃ち其日の到るを待て羊を供へて犧牲とし其肉の烹汁を神前に灌ぎ以て祭典を施行す

國內寺院僧堂の大なる者多く其廣大なる者に至ては一小都府の廣さに超ゆるもあり中には常に二千以上の僧侶を容るゝものもありて此輩一定の宗風に隨て各其宗務に服事して怠らず其衣服は他の俗間の者に比すれば制式甚だ佳なり而して其頭髪を剃り鬘髻を貯へず偶像の祭日には式禮最も嚴肅にして梵唄を諷誦し火燭を燃して之を勸む此階級中にも妻帯を許すものもあり又一派淨身と呼ぶものは戒律を守ること最も嚴正にして酷烈辛酸の生活を爲し粗糲の外は食ふことなし先づ之を取て温湯に浸し澱粉質の物漸く糠より分れ出づるを待て初て之を食ふ此宗派の者は火を崇

拜す偶像を祀らざるを以て餘人よりは認て異宗者と爲す右兩宗派の法規は現に物質上に於て大なる相違の點あるを見る即ち後者は如何の事あるも決して婚媾することなし頭髪を剃り鬘を貯へざるは前者に異なることなしといへども常に墨染の麻衣を纏ふ時には絹布を用ふることあるも色は必ず墨染なり常に粗席の上に在て眠る其生活の狀態苦楚を極むること實に世界に比類すべき者なし

此條は此邊に止め是より至尊無上の皇帝忽必烈大汗の驚歎畏敬すべき事業行爲に論じ及ばんとす

第一篇

第一章

現皇帝忽必烈帝の驚天動地の行爲、叔父乃顔との戦、其權利

第一節 此編に於ては予は現今在位の皇帝忽必烈大汗の驚天動地の大事業一切を網羅して詳述せんとす可汗とは衆汗の汗即ち衆君長の君長の意なり忽必烈帝の偉業ありて初て此尊稱に當るに

足る臣民の億兆限なき、版圖の廣大無邊なる、歳貢の無量なる、古今無比天下無雙未だ曾て之と比肩すべき國君あるを聞かず而して其大小國民の能く之に服従して背かざるに至ては蓋し開闢以來未だ見ざる所なるべし吾輩の斷定決して誤謬にあらざるは以下述る所に由て知るべし

忽必烈帝は蒙古初代の皇帝成吉思汗の正統法定の子孫にして當然權輿全部に君臨すべき君たることは勿論なり即ち第六代の君主にして(一)一二五六年初て位に即けり(二)智勇徳望深慮遠謀、衆に超え大臣諸將一族諸人の多數に由て推戴せられ兄弟中に非望を抱くものありしにも拘はらず遂に主權を掌握することを得たり尤も其繼承の順序より論じても其權は固より帝に屬せし所なり(三)即位以來今年一二九八年に至る四十二年にして其實齡は今や滿八十五年なり(四)登極前迄は三軍に將として好で兵役に服事し何れの役にも與て力ありき其事に當て勇猛果敢なるのみならず斷決聰明兵略機謀の點に於ては曾て蒙古軍を指揮せし幾多將帥中の最上優秀の人と稱すべし然れども位に即てより後は身親ら戰場に臨みしは今左に擧ぐる一戰あるのみ其餘は都て太子皇子諸將をして征戰の全權を司らしめたり時に乃顔と稱せし一王公ありけり年僅に三十歳なりと雖ども忽必烈帝とは親戚の間にて早くより王位を嗣ぎ多くの州郡都府を繼承領有し能く四十萬騎の大軍を起して戰場に臨むの實力あり(四)而して其祖先は實に大可汗の同族にして封疆藩屏貴戚の大臣なりき

(五) 然るに乃顔は年少氣銳にして虚誇の心に驅られ部下に大兵力を擁するの自負心より一二八六年遂に臣従の義を忘れ帝に對して叛逆を企てたり(六)

- (一)(案)忽必烈は第五代なり本文第六代とするは前にも述べし如く其父睿宗を世代に加へて數へしに由るなるべし
- (二)(案)忽必烈が可汗の位に即きしは兄憲宗蒙哥の殂せし翌年即ち我龜山天皇の文應庚申西曆一二六〇年にして宋を滅し天下を一統して初て元朝の皇帝と認められしは弘安二年即ち西曆の一二八〇年なり願ふに原書にはMÖCKI(一二六〇)とありしはMÖCKVI(一二五六)と誤寫せしより此誤を生ぜしなるべし但忽必烈の初て開平府を建てしは一二五六年に在れば著者は此年を以て即位の年と誤記せしものか然らざれば後人の改竄せしものなるべし
- (三)(案)汗位繼承の權は至當を云へば蒙哥の一皇子に歸すべき理なり其長子はアスタイト稱せり然るに蒙古に於ては汗位繼承は時宜に由て變換せらる普通には將に死せんとする君が臨終の際一族の中に於て年齡才能國を治め民を統べ政を執り軍兵を撫御するに足るべき者を指命するを常とす而して其上に諸王大臣の大會議即ち所謂庫哩勒台に於て其可否を議定して之を推戴するものとす
- (四)(案)忽必烈の即位を一二五六年即ち開平府を建てし年よりとすればマルコポロが本傳を口述せし一二九八年迄四十二年となり正に其數に合ふといへども眞誠の即位一二六〇より數ふれば三十九年を以て正とせざるべからず然れども帝は既に其五年前の一二九四年を以て殂せり形ぞ殂崩五年後迄を年數の内に數へ擧ぐべけんや而して帝の年も前編第一章第六節の註に出せし如く八十歳なり爰に前後の五年を加へて八十五歳と云ふ願ふに此はマルコポロの口述其儘にはあらずして其數を合せんが爲に後人の改竄せしものなるべし
- (五)(案)乃顔を成吉思汗の異母弟廣寧王別勒古台の曾孫とするは元史宋室世系表の誤なり實は成吉思汗の同母弟斡陳の曾孫

なり其忽烈帝に於けるは再從姪なり本文帝の叔父とするは勿論誤なり

(六)案)乃顔の反せしは我弘安十年丁亥四月四曆二二八七年なり本文二二八六年とするは著者の誤記なり而して帝の自ら將として之を討平せしは其五月なり

乃顔は是が爲に諸王海都に密使を派遣せり海都も亦有力なる一地方の王にして其所領地は延て突爾基斯丹にも及べり現に忽烈帝の皇姪なるにも拘はらず常に之に背て禍心を蓄へ曾て舊惡の懲治を受けてより遂に叛軍を起さんと決し居たる時なれば乃顔より懇請せし事は異議なく同意せられ援軍として十萬騎を出さんことを約束せり(七)

(七)案)海都は太宗の第五子哈什の子なり忽烈帝は太宗の弟拖雷(睿宗)の子なれば海都は帝の從姪なり本文皇姪とするは略を云ふなり其領分は大漠亞爾泰山以西の地一帶にして喀什噶爾邊境にも及びたり

是に於てか兩王は軍兵の招聚に取掛れり如何に之を秘密にするも直に帝の聞知する所とならざるを得ず帝は彼等が出兵の準備に汲々たるを聞くや時を過ぎず敵をして帝が取る所の舉動を知らしめざらんが爲に乃顔と海都の領地に通ずる諸道路を斷ち聊も信を通ずることならしめ而して帝都より十日路以内に住居一切の軍兵全體をして非常の迅速を以て集り來ることを命せり之に由て集り來るもの騎兵十六萬に及びたり之に加ふるに歩卒十萬の一軍を以てせり但此歩卒は平生帝の側に在る侍衛の者と兼ては専ら鷹匠たり若くは廷内の走卒たるの輩を以て之を組立たり是を以て

僅に二十日を出ずして一切の準備悉く成れり若し之に反して乞解地方諸州の防禦に配置しある常備兵を招集する事とせば必ず三四十日を空過せざるべからず斯くては帝の軍備安排悉く敵徒の覺知する所となり其間には敵の兩軍互に連絡を通じ合併することを得て彼等の企圖を果すに屈強なる位置を占め得るに至ればなり戰て捷を獲るの要は事々神速にして敵の不意に出づるに在り帝乃ち之を以て乃顔の準備ならざるに乘じ彼の猶は孤軍なる中に打撃を與へ若し一朝廻々して彼をして海都と軍を合せしめば決して得べからざる所の成効の確實を豫期するに在りたり

試に思へ當時國家の形勢たる乞解支那北部蠻子支那南部の諸州(八)其他帝の版圖内には常に貳心を懷き反亂を思ふ者決して少なからず動もすれば時機を見て勃發し帝に向て叛を謀る者ありしことを是を以て帝は常に深く意を此點に留め凡そ州郡にして中に大都府ありて民戶人口繁多なる所には必ず其都府を距る四五哩の地毎に軍隊を屯營せしめ時に臨み變に應じて何時にても府内に進軍し得るやう準備し且之をして二年目毎には必ず各地彼此に轉營更代せしめ之が指揮を司る士官に就ても常に同様の處置を取り決して長く一處に駐在せしめざりき此用心ありしが故に萬民の服從國家の安全を保ち幸に叛逆等の騒動も起らざりしなり此等の兵員は常に其州郡の公納に由て支給を受けるのみならず且其兵員の所有箇々に屬する家畜と其乳とを自ら府内に送て販賣し府よりは之に代て

其必要の物品を送り以て其用に供せり

(八)爰に乞解ゴクといふは北部支那を指し解子ゴジとは南部支那をいふなり即ち東に於て黄河西に於ては陝西の南界を限界線として支那を南北に分ちて稱せしものと知るべし

右の方法に據り國內一帯に兵を配置し處々に點在して其間の距離或は三四十日程或は遠く六十日程にも及べり此等の軍兵の半分にてても若し之を一箇所に集合せしむることあらば實に巨萬の驚くべき數に達すべく何人も信する者なき程なりき

第二節 帝は上述の如き神速の手段を以て大軍を召集し直に乃顔の領分に向て進軍し晝夜の強行を以て二十五日を経て其地に達せり而して其行軍の間は最も用心を嚴重にし乃顔は勿論其士民たる者には一切我行動を覺らしめざるやうにして之に通ずる道といふ路は悉く之に守衛を置き強て過ぎ行かんとする者は何人にも捕虜となるを免れざりき皇軍其地に達するや連山の麓に兵を駐め二日間休息せしめたり蓋し其山の彼方には平原ありて原上は乃顔軍の宿營する處なり此休息の間於て帝は從軍の占星者を召し其神術の力に依り全軍の目前に在て捷利は敵味方の何れに在るやを判決せんことを命せしに占星者之を占て捷は必ず皇軍の上にならんことを奏上せり蓋し帝の戰に臨むや必ず先づ神祇に問て其神託を聞き以て軍心を興奮するを以て常例とせり全軍既に必捷

を信じて勢威百倍し翌朝を待て山上に突進し軍容を整て乃顔の軍前に現はれたり乃顔の軍は長く駐營して兵氣大に惰り前營斥候等の設もなく主將乃顔は其幕營の驚愕余裏に在て其妻と共に酣眠し居けるが帝軍の現はれたるを聞て忽ち夢覺め周章狼狽して早く海都カイフと其兵を合せ得ざりしを悔みつゝ力の及ぶ限り漸くにして其軍を整へたり忽必烈帝は四頭の象の背の上に架橋せし大なる木造城櫓の中に座を占め象の全身は火に乾して固めたる厚き皮革を以て被覆掩護し其上には金欄の鞍轡を掛けたり此城櫓内には數多の弩手と弓手とを置き城上には日月の皇帝旗を翻せり騎軍は騎兵三十大隊より成る毎大隊一萬騎を以て編成し各々弓箭を携へしめ之を分て三部隊とす左右兩翼にある部隊は展開排列して乃顔軍の側面を横撃するやう備へ騎兵各大隊の前面毎には歩兵五百宛を置けり各兵短槍と劍とを携へ騎兵後退の状ある時は必ず直に騎兵の鞍後に飛乗り之と共に退くこととに熟練し騎兵進で戰に就く時は再び飛降り短槍を以て力て敵の馬を刺すなり戰備既に整ふや各種無數の笛聲角聲大に起り之に次ぐに歌聲を以てせり是れ蒙古人が戰爭開始前に必ず行ふ所の常習なり而して銅鈸銅鼓の合圖を以て戰を開く其聲巨雷のごとく歌聲の猛烈なるに併せて聞く者をして驚倒せしむ此合圖は皇帝の令を待て發せられ先づ之を左右兩翼に授く是に於て畏るべき猛烈の血戰始り來る天地忽ち慘澹として空中一帯に雲霞の如く左右より射下す箭を以て充滿し人と云

はず馬と云はず地に慣る、者限なきを見るウツクシク、嗚聲ウツクシク波奔馬の響兵器の音と相伴て天地を動かし人をして魂魄身に副はざらしむ其箭已に射盡すに及て白兵接戦となり短槍刀劍斧鉞を以て相撃ち僵屍倒馬野に充ち山を覆ひ彼此互に之を踏て進み得ざる程に至る斯くして此日の戦は朝より正午に至る迄互に一搥一敗ありて運命何れとも久しく決せざりき是れ乃顔が平生兵民を待つこと最も寛仁温和なりしを以て人心自ら之に服し敵に後を見せんよりは寧ろ一死主恩に報いんと欲する心切なりしに由るなり去れど遂には乃顔も殆ど帝軍に取圍まれしを見て北げ走らんとせしかども逃れ得ずして程なく捕へられ帝の御前に引出されて直に死刑に處すべき由の宣言ありたり其法毛氈二枚の間に包みて劇く之を振り廻し以て其魂の體より離れ去るに至るなり斯の如き奇妙なる處刑の法を執るは其意皇室系統の人の血を濺ぐは日神天神の俱を見るを喜ばざる所と爲すに由る(一)戦後幸に猶ほ生命を保ちし乃顔の兵民は總て降伏して忽必烈帝の忠僕たらんことを誓へり此者共は皆な著名の四大藩地即ちチホルサ、カルリ、バルスコル、シチングイの住民共なりき(二)

(一)本文の戦争の記事は、ギョネ氏の所記と同じからずと雖ども何れの大戦争に於ても其記事の人々皆な一致するものかきを想へば必ずしも其同じからざるを怪むに足らざるなりマルコニコロ氏は自ら戦地に在て其戦状を自撃せしものに似たり(巻史に初め帝大興府燕京を定て大都と爲し明平府今の御馬版)を上都と爲し毎年三四月北地の草青ければ乃ち上都に幸して憂を避け八月草青に枯んとすれば大都に回リ處々以て常と爲すとり乃顔の反を謀りしは四月にして帝の自ら將として

之を討ち平げしは五月なれば正に是れ帝の上都に在る時にて即ち之より兵を進めしなり史に秋八月上都に還るとあれば愈々以て其然るを知るに足る

又古來東西の史家者流何れも元史の宗室世系表の杜撰なるに誤られ叛王乃顔を以て別勒格台の曾孫と爲して疑はず真に千歳不白の冤なり也速該に五子あり長を成吉思汗とし次を朮赤合隣兒とし三を合罕とし最幼を帖木哥幹赤斤とす以上は同腹なり一子別勒格台のみは異腹にて其最幼の序は明ならず人々之を異視して四子と等しからず朮赤の曾孫を別勒格台(一)に失都兒に作る(二)曰ふ乃顔と與に謀反す其分地は額兒古納河、帖倫潭爾、海拉兒河に在て幹赤斤の封地と相近し即ち朮赤の地は北に在て幹赤斤の地は其東南に在りしなり然れば朮赤の封土は今の黒龍江省の中に屬するなり合罕の分地は東方に在りて女眞の地とあれば今の吉林及び盛京の熱河以北の地なり其六世の孫を勝納哈兒と曰ふ乃顔と全く謀反して謀せらるるといひ又一旦は反せんとしたれども謀洩て遂に止めたりといふ幹赤斤一に幹赤ともし人常に稱して幹赤那顔と爲す成吉思汗其功多るを以て之を愛し常に之を上座に延き其子も亦己が子の上に位せしめ地を分つことも最も廣く兵を分給せしむることも最多し太宗も亦之に平洲開州の民戸を分賜し世祖忽烈に至ても其孫塔察兒に益都平州の封地を給し歲賦金帛を賜ひ恩遇衆に越えたり其分地は帖倫潭爾以東洮兒河の南北嫩江の東西に跨がり契丹即ち遼の故地大半南は四喇河東は松花江四は興安嶺に至る一大疆域を領有せしなり是れ當時之を遼王と稱せし所以なり元史に曰く至元廿四年乃顔叛す詔して乃顔が屬する所の益都平州の分地の遠魯花赤(知事)を罷むと益都平州は嚮に幹赤の孫塔察兒に分賜せし處なり左れば乃顔は幹赤の後人なること勿論疑なし四喇河一に錫喇木倫といふ瀋河の蒙古名なり又洩水といふ遼史地理志に上京臨潢府に瀋河ありといふものは是なり西遼河の上流なり乃ち知る乃顔の封地は遼河遼北に在て洮兒河の南北今の洮南府即ち科爾沁の地を本據と爲し而して當時の軍情は史の示す所に據れば敵味方共に遼河を以て要害と爲せしものたることを洮兒河は一に拖羅、桃阿、仙營、捷魯、とも記す科爾沁右翼前旗の西四里に在り四喇河と同じ遼の上京の地内なり元地理志に廣寧府路は金の廣寧府にして元に至り別勒格台

を封じて廣寧王と爲すとあり廣寧は今の錦州府の内なり子札富部、曾孫故里帖木兒續で廣寧王たり元史本紀に二十四年二月諸王徹里帖木兒に敕して諸軍を節制せしむ乃顔使を遣し東道の兵を徵す帝徹里帖木兒に諭して發することなからしむとあり別勒格台の後人未だ曾て謀叛せざるを知るべし元史譯文詳補に曰く史獨り別勒格台に傳ありて三王皆傳なし悉くは嗣王の叛逆せしを以て宗正其屬籍を削りしを明の文臣史を修する時依據する所なくして遂に三王の傳なく別勒格台獨り傳あるを致せしならんと斷じて頗る明晰なり

(二)案此地名は四个所共に例の轉訛に由て甚しき誤謬を致せし者なれば確かに何れを指すとも定め難し但チオルザーにはチオルチャともありカルリは一にカウリとあれば其女眞たり高麗たるは明了なりパルスコルは約湖の蒙古名にて蒙古の西部に在りと蒙古源流に出でたれど餘りに懸隔なれば夫にはあらざるべしシチンガイは一にシチユイギウ、シチンギウ、シチンチンギウ杯ともあり蓋しシヤンケキンの轉訛せしものにして遼の上京の事なるべし而して其高麗とは朝鮮を謂ふにあらずして遼東の地をいふなるべし是れ遼東は元は高麗の疆域中に屬したればなり遼東は當時乃顔の鎮し居たることは元史に明かなり女眞は前註に所謂合港の分地今の吉林省の地を指すなりパルスコルは謂ふに滿興路の轉訛せし者にて黑龍江省齊齊哈爾以北前註に所謂成吉思汗の次弟朮赤の後人勢格都留王の封地なるべしシチンガイを遼の上京の地とすれば即ち叛王乃顔の分地たること固より論なし

乃顔は洗禮を受けたれど未だ公には基督教を奉することを發表せず但其陣に臨むには軍旗毎に十字の標識を付し軍中には多數の基督教徒をも伴ふたり此輩は幸に殺戮を免れしが當時猶太教と回教の者共は十字架を付せし軍旗の僵されしを見て开を拂へし基督教徒を嘲罵して曰く見よ見よ汝等の自慢せし軍旗の敗狀を見よ見よ之に隨行せし徒輩の見苦しき有様をと基督教徒は此愚弄に

耐えず已むを得ず帝の前に訴へ出でたり帝は直に猶太教回々教徒等を呼出して告て曰く十字架にして乃顔の部下に効徳なかりしとせば开は即ち正理公道に適合せし結果と云はざるべからず試に思へ彼は己が君主に叛きし亂臣逆賊ならずや此の如き亂臣逆賊に對して十字架の保護効徳あらざりしは勿論の事ならずや其れ然り天下何人といへども基督の神に不正不公の事ありと私議するは宜しからず神は自ら十善純正のものなればなりと

第二章

戰捷の後帝都へ還幸基督教徒回々象教各教徒の祭日に於て彼等に勅賜の榮譽、帝自身は基督教徒とならざる理由

皇帝は此著大なる戰捷を獲て鹵簿華かに帝都汗八里克に凱旋し玉へり時は實に十一月なりき(一)而して二月三月は尙續て爰に住み玉へり三月は即ち我等基督教徒の復活祭の時なりき此祭は實に我が徒が重要な祭儀の一なる事は帝の會て知り居られし所なるを以て基督教徒全體を召され福音宣傳者の著せし四福音書のある書冊を持參すべき旨を命じ玉ひ最も鄭重に香を以て數回之を薫して後謹で之に接吻の禮を施し而して此時其席に陪せし一切の王侯大官に命じて同一の敬禮を爲さしめ玉へり蓋し此一事は我が復活祭降誕祭の如き重要な基督教祭典の時は必ず常例として帝の



自ら行ひ玉ふ所なり但回
回猶太象教の何れを問は
ず各宗の祭日にも同様尊
崇の意を表し玉へり其行
の異なるを見て寂慮の在
る所を問へば乃ち曰く凡
そ世界の中に於て各種異
族の人々が各自に尊崇信
仰する所の者は實に四大
聖人とす基督教は耶蘇を
神として之を尊び回々教
徒は瑪哈瑪特を神とし猶
太教徒は摩西を神とし象
教家はソゴモンバルカン

(二)を諸偶像中の最上尊として信奉す朕は乃ち四聖人共に併せて之を尊崇し信奉し其中孰れをも
選ばず天上に在て眞誠に無上至高の上帝たる聖者を仰て其冥助を願ふのみと然れども帝が常に四
宗の者に對する狀況より察すれば其中にも基督教の教義を認めて最良最眞と爲されたるに相違な
し之を事實に視るに仁徳神聖の道にあらざる事は毫釐も其宗教師輩に令し玉ひしことなし然れど
も其宗の行列歌唱の際胸前に十字架を佩用することは決して許可し玉はざりき是れ他なし至高至
聖の耶蘇其人の如き人格ある者を捕て其上に懸け無知殘忍にも之を死に處せしを惡みてなり彼已
に基督の教義を認て最好と爲すこと此の如きものあるに關せず自己は何故に之に歸依して基督教
信者とは爲り玉はざりしか其理由はニコロポロ、マフエオポロの兩人の者を勅使として羅馬法王廳
に派遣の時彼兩人の者が基督教の主義に就き聊か勸告を試みんとせしに帝の之に答へ玉ひし所に
由て明かなり汝等朕が何故に基督教徒たらざるかと問ふか汝等自ら知らん我が附近諸國に居る基
督教徒は皆な無智拙劣にして一も靈怪不可思議の事を爲し得る技量ある者なきを汝等現に見ずや
之に反して偶像教を奉する者は彼等が爲さんと欲する事は千變萬化爲し得ざるものなきことを朕
が食卓に座するや何人も食堂の中央に在る杯蓋に手を觸るゝとなくして酒漿自然に之に充ち杯
蓋自ら動て朕が手に來り朕取て之を飲み了れば杯蓋又自ら去る彼等又能く不良の天候を制馭する

の能力を具へ之をして天の一方に退き去らしむ其他奇異靈妙の天賦の技能を有すること舉て敷ふべからず汝等現に朕が面前に於て屢々之を見證せしことあらん彼の偶像は能く言語を發するの官能を具ふるにあらすや又意の欲する所に隨て試に之を問へば偶像能く何事にても預言するにあらすや朕にして一朝基督の教義に改宗して自ら其教徒たるを公にせんか其宗派を信せざる滿朝の貴戚大臣其他の諸人は皆な争て朕に向ひ如何なる斷乎不抜の道理ありて洗禮を受け基督教派を信奉し玉ふやと詰問し且彼等は必ず言はん基督教派の牧師輩は果して如何なる異常の能力を具へしか又如何なる靈妙の奇蹟を現はし得しか之に反して象教派の僧侶が常に現はし來る所の玄妙の奇蹟は皆な彼等が自己天賦の材能と奉ずる所の偶像の冥助とに由て成ると彼等自ら斷言し居るを知り玉はざるかと若し此の如くなれば朕は知らず何を以て之に答へん彼等は皆な謂はん朕は悲むべき迷誤の路に入て徒らに勞苦を致す者と然るを況や偶像教僧の多能なる其靈妙の技術を以てしては奇を現はし妙を出すこと此の如く容易なれば朕が死を促すも亦難きことにはあらざるをや左はさりながら汝等は汝等の教長たる法王に諷し朕の名を以て其宗教の法理に精通せし者百人を擇て朕が國に送らんことを請ふべし彼等來て象教の僧侶と對抗し能く此徒輩を勸化する力を具へ彼等も亦自ら同一の妙術を具有するも此等は元來惡神の作用より發生し來るものなれば自ら之を行ふを

禁止し居ることを示し其法力能く象教僧侶を壓制して其面前に於て這般の自然の奇術を施すの能力なからしめんことを示さんを要す朕果して能く之を實證せば此輩を改宗せしめ其宗教を禁制し朕も亦自ら洗禮を受くべし此の如くなれば我國の貴戚大臣輩は總て朕を例として同様に洗禮を受け而して國內全般の民衆皆な直に之に倣ふに至るべし既に此に至れば我が東方の基督教徒の數は汝等が自國に住する基督教徒に幾倍することとなるべしと是に由て之を觀れば若し法王にして當時眞誠に福音の精義を講説すべき資格ある人を送らば帝は會て基督教の善なるを覺り居給ひしことは明かなる所なれば必ず此時此宗派中の人となり給ひしや知るべきのみ惜いかな

閑話休題更に主題に回り此戦争に勇猛にして功勞著明なりし者に褒賞榮爵を賜ひしことを論すべし

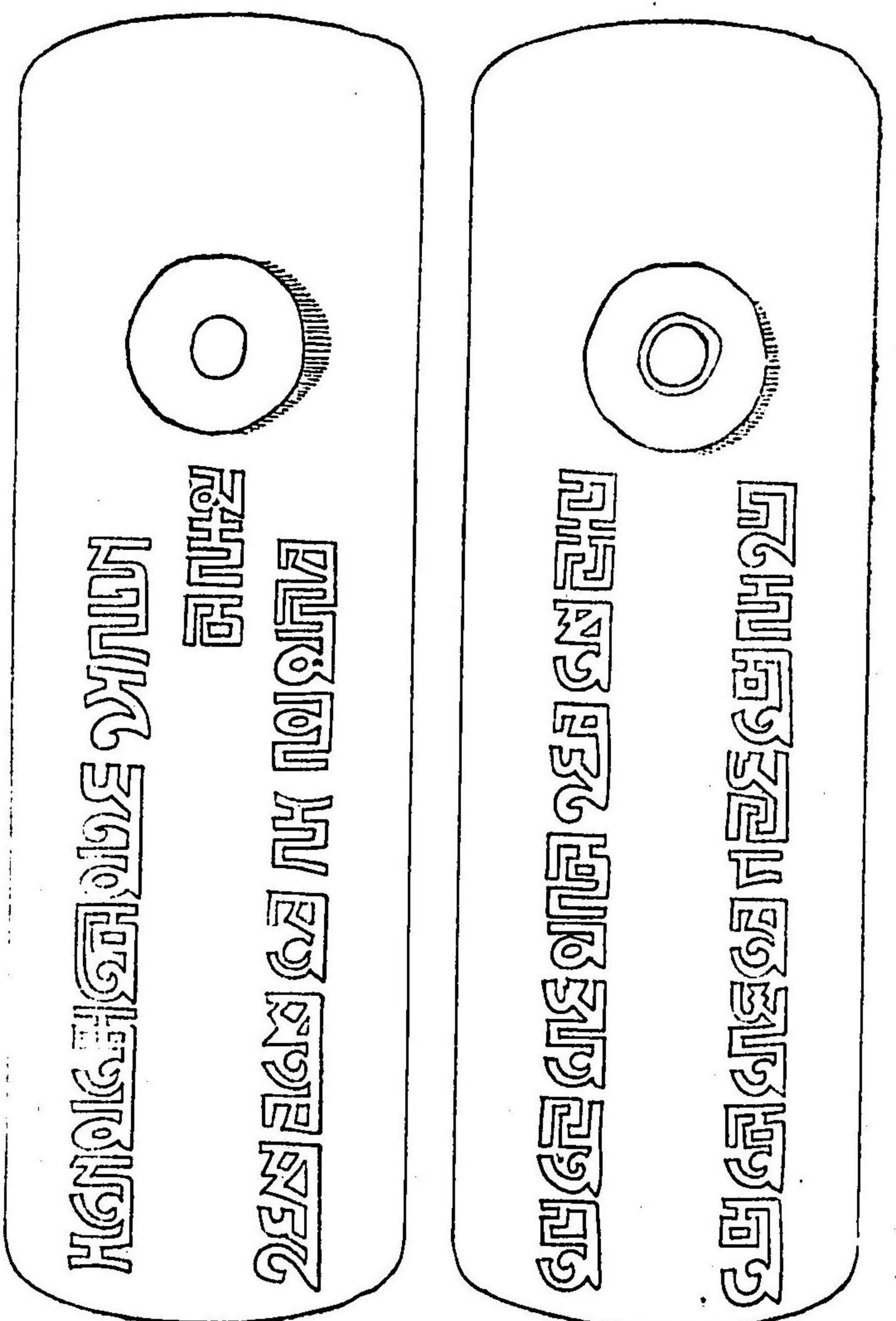
(一)(案)汗八里克は帝都の聖古語にて燕京の事なり大都即ち今の北京の北に在り乃顔の反せしは元の世祖即ち忽必烈帝の至元二十四年丁亥四月なり帝の自ら將として之を討らしは其五月凱旋は其八月にして上都に還幸ありしなり本文其地を燕京とし其時を十一月とするは共に誤なり

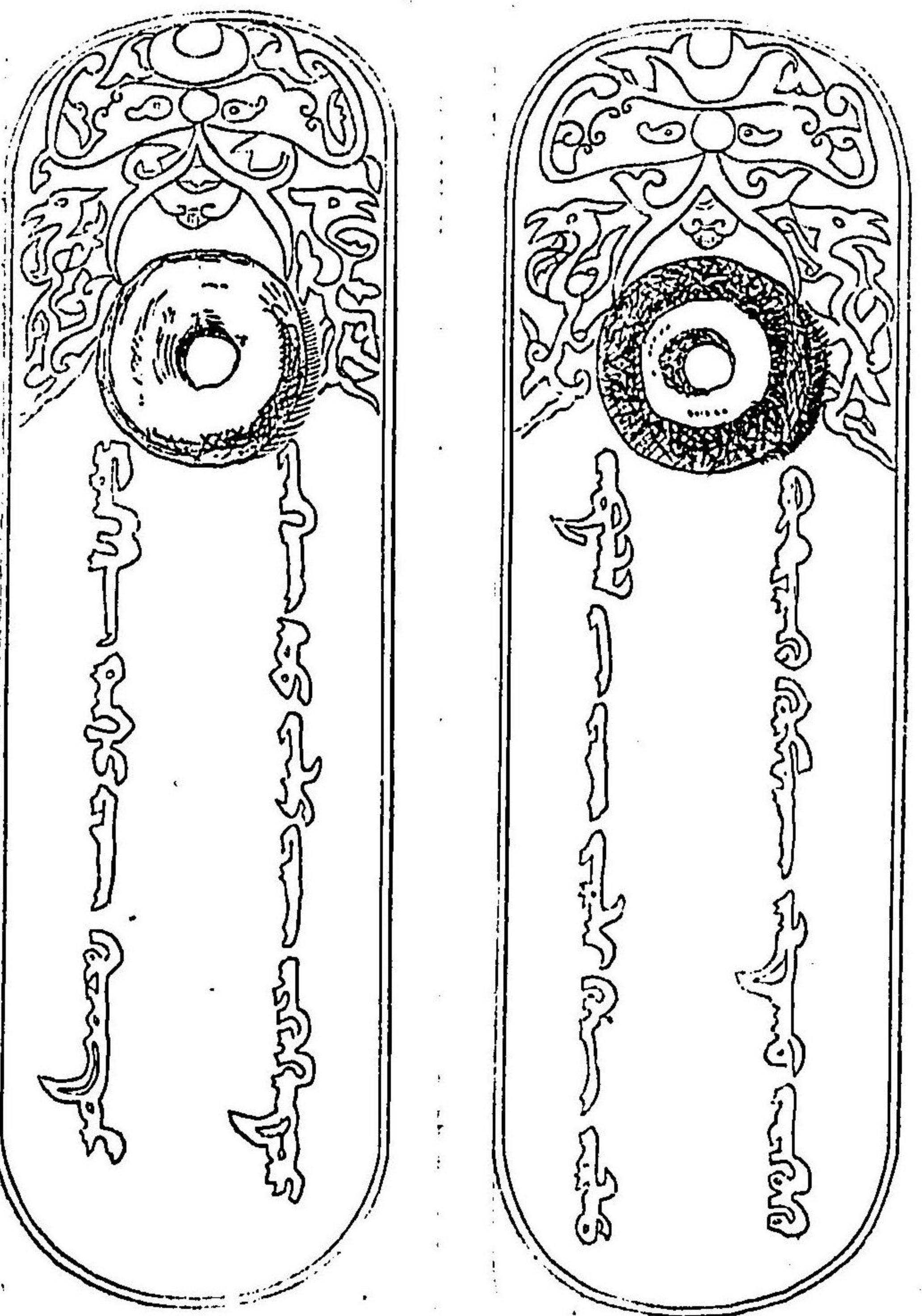
(二)ソモモンマルカンは傳寫者の轉訛なり聖古にては印度と同一常に釋迦牟尼と稱するなり通羅にてはソムヤノドムと云ふ

第三章

戦役に効勞ありし者に賜ひし褒賞の種類及び其受領せし金符

帝は大官の中に於て其職掌上平生に於ても又遠征の時戦闘の際に當ても殊更軍隊中の士官兵卒の勤勞所業を精査するを以て任とする者十二人を選び之に命して各々其報告を出さしめ帝自ら之を檢して其功勞材能に應じ之を斟酌して其職階を進め百人を指揮せし者は千人の指揮官に擧げ銀製の器具を賞與し常規の金銀符牌即ち指揮布政の權を表する節符を賜へり百人を指揮する者には金製の物又は銀製鍍金の物を賜ひ一萬人の指令官には獅頭を以て飾りし金符を賜ふなり金獅符の外は何れも重量百二十サッギにして金獅符は二百二十サッギなり(一)牌面銘刻の首に此物の効力を示す一章句を記載して曰く上帝の力と權とに頼り且上帝が我后土に賦與し玉ひし恩恵に據り我君の天祐萬歲なるべし符面の詔令を遵守せざる者は皆な死刑に處せられ全滅を免れざるべしと凡そ此符を有する士官は之に附屬せし權限を専有し且牌面には各自に其使令を専行すべき職權と實力とを記銘しあるなり十萬兵の首領たるべき者又は一大軍の總帥たるべき者は重量三百サッギの金符を佩用し其面には上文の章句を記し其尾端には獅子頭と日月の象とを彫刻せり彼亦此壯麗なる





金符を佩て其表示する所に随ひ最上使令の獨權を專行す彼公務の爲め騎馬にて出る時は常に頭上に傘を蓋ひ以て其專有する位階と威嚴とを表明す彼座する時は必ず銀の椅子を用ふ時には二三の貴官に賜ふに鷲鷹の象を雕りし者を以てすることあり之を佩用すれば其効徳に據り一大王侯の全軍を徵發して尊榮の護衛兵に用ふことを得るなり彼亦其意に任せ天厩の御馬を使用し且下級士官の馬を徵用し得べし

(一)ツェニス國のサッキは一オンスの六分一に中る故に一は其量二十オンスにして他は五十オンスにも達するなり
 (案)此は前にも出せし如く元史等に制符、牌劄、牌印、誓券、虎符、銀印、金符、金虎符、金獅符杯とあるものは是なり波斯の歴史家の蒙古史杯には之をバイザと稱し時にはバイザシル、イ、セル杯記せり獅頭符の義なりバイザは牌劄の轉訛なりと云ふ然るや否やを知らず金製の者は今見るを得ず銀製の西比里亞地方にて時に發見することありといふユール氏の書中其二片を出だす今取て爰に圖す紐孔ある圓輪は鐵製なり一は蒙古文八思巴字にして之を譯すれば天祐、我皇に歸す我皇神武、我皇を尊奉せざる者は殛、死を免れずとの意なり一は畏兀兒字にて意義は同なり八思巴字とは史に至正六年蒙古主四價(喇麻)帕克巴に命じて蒙古新字を創し諸路に頒行し一切の文字を譯寫せしむ帕克巴を更め號して大寶法王と爲すとあるものは是なり帕克巴は舊八思巴に作る吐蕃薩斯麻の人足克裏氏なりと見えたり

第四章

皇帝の容貌體格 四后妃 年々ウングト國に於て帝の爲に少女を選擧す

第二篇 第四章

大可汗即ち衆君主の君王の位に在る忽必烈皇帝は體格中庸にして高からず低からず四肢の狀、良好なり之を要するに全體の格好權衡善く顔色綺麗にして時々紅色を潮して鮮明なる薔薇色の如く之が爲に面貌に一段の溫雅を加へ來る眼は黒くして美なり(二)鼻の狀、格好美しくして且高し帝には第一位の夫人四人あり何れも正嫡として尊崇す其中より生誕ありし長子を以て儲君とし皇帝崩御あれば位を繼て國君となるなり四人ともに等く皇后の尊號を有して各々別の宮殿に住す何れも之に陪侍する年少き窈窕花の如き美人ありて其數三百に下らず之に加ふるに無數の少年ありて小姓近侍の役を執る其他閹官あり寢室奉仕の婦人もあり亦尠ならず故に一宮殿毎に仕ふる者の數は一萬に上るべし帝其一皇后と相見んと欲する時は或は之を迎て帝の宮殿に招き或は帝自ら皇后の宮に赴くなり此等の皇后を外にして尙許多の妃嬪ありて帝が不時の需を待つ此等はウンゴトと稱する體粗の一國其都府の稱も亦同名なる地方より擇び來て奉るなり蓋し其國は人民の姿容顏貌の美麗端莊なるを以て有名なり(三)帝は隔年又は意の動くに任せて尙數回數員の探擇使を派遣し其諭示に由り地方官より報告し來る所の美貌の評格に隨て小艾中の容色最も艶麗なる者其數四五百以上を採擇し歸らしむ其評格の法左の如し採擇使其地に達する時は先づ令を傳て國內の年少婦女殘らずを招集し相當の檢閱委員若干を命じて最も注意して少女各箇に就き一々精密に之を檢査し

假令は頭髮如何顔容如何眉毛如何鼻口如何唇齒如何其他の容貌如何又各部相互の權衡如何と精査細評して容色の高下を量り其度に隨て十六カラト十七カラト十八カラト若くは二十カラト等と評定するが如し委任せられし檢定の限度は蓋し二十乃至二十一カラトに在るなり(三)斯くして其中より勅命の員數を選出して都に送る已に皇居に達する時は御前に列し更に新に檢査委員若干組を命じて改めて檢査せしめ再び精選して其中より高級の者三四十名を取り帝の殿内に留まらしむ先づ最初一人宛分配して貴家の夫人に託し各夫人は之を監督し夜間最も注意して何か隠れたる欠點はあらざるか睡眠の狀、靜穩なるや肝せざるや呼吸、溫和なるや身體、何處よりも不快の臭氣を發せざるや等斯く嚴重なる吟味を受て後、五人一組の若干組に分ち先其甲の一組をして三日三夜帝の内房に近侍せしめ帝の使命に隨て其所用一切を辨じ帝亦た此輩と爲さんと欲する所を爲す三晝夜已に充れば乙の組之に更代し次第に此の如くして全員輪番し了れば再び最初の五人復た近侍を勤むるなり但一組の者内房に奉仕する間他の組々の者は附屬の外房に在て陛下の命を待ち内房の者其命を傳ふれば假令へば飲料食品の如き一切を取て之を内房在勤の者に致すなり斯くして陛下の身邊の所用は一切舉て此等年少婦女の司る所に屬す殿選に於て容色稍々下れりと評定されたるものは雜務を司る各異貴官の下に託して割烹裁縫其他相當の勤勞を學習せしめ朝廷に屬する人にし

て妻を得んと願ふ者ある時は帝は此年少婦女の中より一人を抜て之に與へ且盛大なる嫁産を賜ふ此の如くして帝は此輩を以て盡く貴族の内に配分し盡すなり世の人若し此の如きを聞かば如何に君主にもせよ斯くも強制を以て所生の女子を奪ひ去らるゝに於ては此國の父母たる者は定て悲痛の情に堪えざるべしと疑ひ思ふべけれど雷に之を悲まざるのみならず却て反對に之を喜び幸福名譽を賜ふものと爲し美麗なる女子を持てる父は欣舞して我女の選擇に預るを歡喜して曰く我が女にして幸運の星の下に生れ福利多き者なれば必ず陛下の選に預り幸に陛下の配偶となるべく而して只我陛下のみ善く彼が命運を完うし得給ふべし之を完うするは實に我の力にあらざるなりと若し其れ其女にして行跡善しからざるか不運にして其選に洩るゝことあれば父は其失望を以て偏に女兒の命運を可る星の悪きに歸す

(一)(案)本文忽烈帝の眼は黒くして美なりとあるは疑ふべし也連孩(即ち成吉思汗の父)の子孫は大抵碧眼紅髮なりと明かに史文に見えたりニール氏の説に傳寫本によりて眼の色を稱するにゲオアルといへる語を用ふるありノアルを用ふるもありゲオアルは灰青色の義にしてノアルは黒色なりとあり記して後考を待つ

(二)(案)爰にウングトと稱する國は他本にはオリギヤク、オリギヤヌ又ウングラト杯ともありて畏兀兒、委兀兒即ち唐に所謂回紇の國をいふとの説もあれど左にはあらざるべし蒙古の一大部族に翁吉刺特族あり萬里長城の邊に國せり蓋し之を謂ふなるべし成吉思汗家の皇族の皇后皇妃は現に多く此族の女子なり成吉思汗の母野倫夫人、成吉思汗の皇后孛兒台夫人、察合台の

二夫人、旭烈兀七夫人中の二人、蒙兀汗の二夫人、忽烈汗の二皇后、阿八哈の二夫人、尼古塔爾の二夫人、阿爾汗の二夫人、合贊の二夫人の如き皆翁吉刺特の人なるを見るべし其他尙ほ多かるべし通鑑輯覽に曰く初め翁吉刺特の族、太祖に従て兵を起し功あり尋て其女を立て、后と爲す遂に與に約して曰く翁吉刺特氏女を生めば世々以後と爲し男を生めば世々公主を尙せんと故に元の世の諸后は其族多しと成吉思汗實錄にも翁吉刺特の民は昔より美女を出すとあり

(又案)通鑑輯覽至元二十年癸未の條に初め詔ありて民間の女子を采て内に入る有司覈録して害を爲す耶律鐸諸て大郡をして歳に三人を小郡をして二人を貢せしめば庶くば大に擡せずと爲せり是に至り復た推璫の旨に因り民間の女子を采ることを罷むとあり然れば則ち必ずしも翁吉刺特畏兀兒にも由らず普く諸邦より採取せしことありしなり

(三)(案)幾カラトといふは元來金位を稱する語にて二十四を以て純金とし内に幾分の銅若くは銀を混じて金分二十なるを二十カラトとし二十一なるを二十一カラトと稱す即ち二十四夕中に二十夕乃至二十一夕の金分を含むをいふなり本文のカラトも亦此意に外ならず金位を借て美貌の評價と爲すに用ひしなり

第五章

四皇后出の皇子の數、此等の皇子は皆各地方の王に封ぜらる其長子をチンギスといふ妃嬪出の皇子の數、此等の皇子は大官貴族となる

帝の皇子多き中にも四皇后出の者二十二人あり(一)其長子をチンギスと稱す(二)帝位を繼承し大帝國に君臨すべき皇儲として父帝在位の時より既に太子に立てられしが不幸にして父帝に先て薨去

せられ後に一子を殘せり其名を特穆爾と云ふ父王の後を襲ひ祖帝に繼て寶位に登れり(三)皇孫、性質、溫良賢明にして剛勇なり屢々戰に臨て益々其然るを示せり陛下には右の外尙妃嬪出の皇子二十五人あり何れも勇敢なる武將にして斷えず軍職を執り都て高貴の階級を授けらる嫡出の皇子中にて其七人は何れも廣大なる邦國の王に封せられ各々賢明細心にして能く其封土を治めらる是れ要するに父帝の叙聖神武經世治國の盛美韃韃種族中古來未だ曾て有らざる所なれば乃ち其父ありて初て其子あるを致せしなり

(一)(案)本文編出の皇子を二十二人とするは誤あるに似たり元史世系表には僅に十人の名を列す西域の所傳に據れば十二人なり本文の原本にはXXIIとありてXXIIIと誤寫はしり來りしにはあらざるか著者が本書中に其名を出せしは僅に五人に過ぎず今其十二人の名を列すれば左の如し第一は多爾濟なり第二は精吉木なり初め燕王に封せられ後立て皇太子となり父帝に先て薨じ裕宗と追尊す第三は忙哥剌なり平西王とす著者本書に載てクンザンフ(西安府)の王と稱する者なり第四は精木罕なり北平王とす著者が海都を鎮する軍の主將と爲す者是なり第五はクリタイなり世系表に載せず第六は忽哥赤なり察爾汗と稱す著者のカラザンの王と稱する者なり第七は噶魯只なり西平王と稱す西蔵に封せらる第八は愛牙赤なり第九は圖魯出なり第十は特穆爾封せらる第十は和塔拉裕穆爾なり第十一は託歡なり鎮南王とす軍を帥て東京の境に在り兵敗して廢せらる第十二は特歡罕なり右の中に王に封せられし者は即ち七人なり本文の記する所の正しきを知るべし

(二)(案)チンギスのスはムの誤なり即ちチンケム(轉訛にして前註の精吉木を謂ふなり精吉木は第二皇子なれども長子多爾濟は早世なりしを以て代て長子と爲りしものなるべし精吉木は至元十年癸酉を以て立て皇太子となり二十二年乙酉十二月

西曆二二八四年齡四十三を以て薨せり

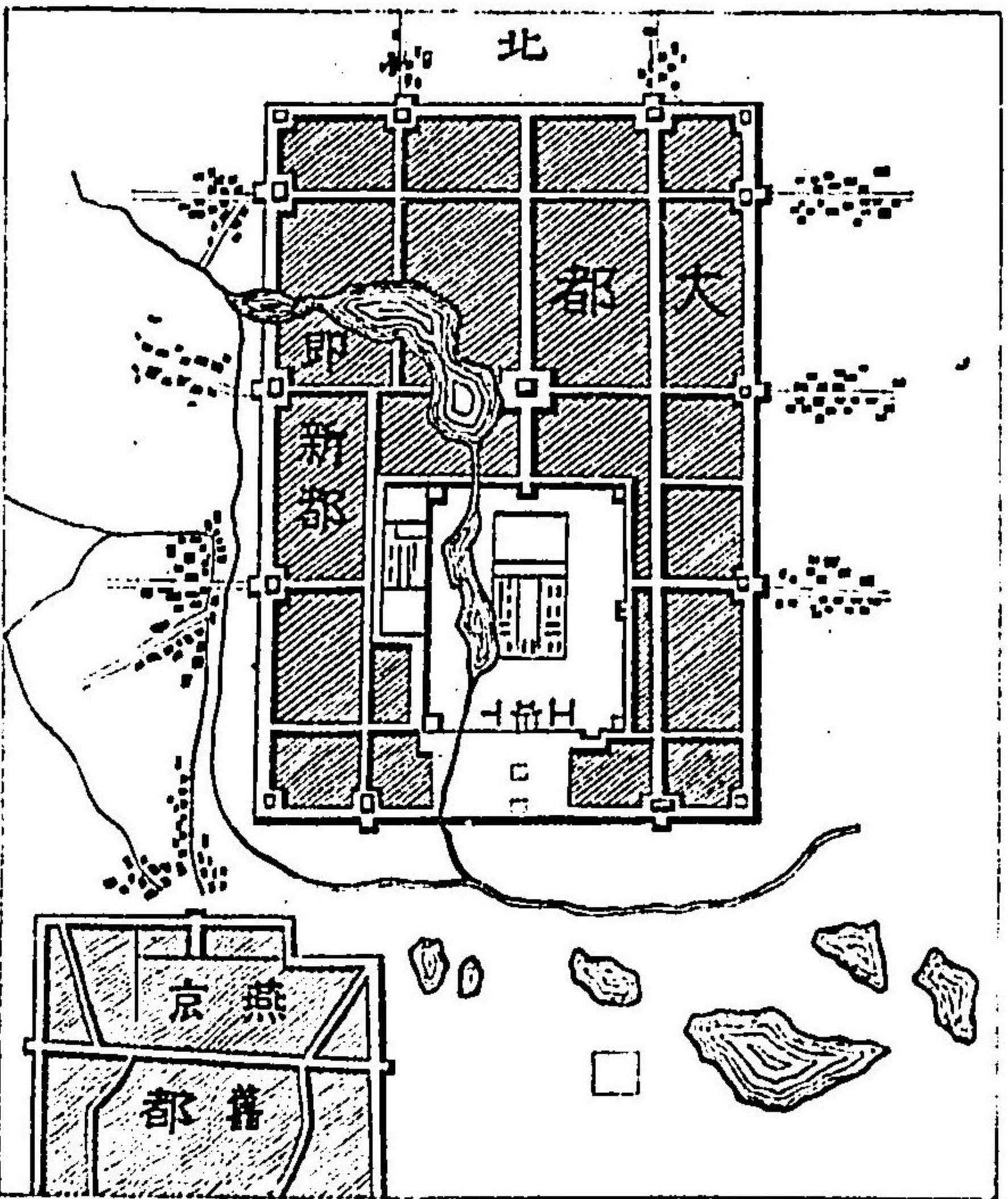
(三)(案)特穆爾は皇太子精吉木の第三子なり長子をカムバラといふ斜視眼なりき次子を達磨と稱す體質性極甚だ善しからず是を以て祖父皇帝の崩祖(西曆二二九四)に當り特穆爾第三孫なれども大臣伯顔の擁立に由りカムバラの異言ありしにも關せず遂に位に即くを得たり之を成宗とす

第六章

汗八里克府の近傍廣大驚くべき皇居

帝は年々十二月正月二月の三箇月間は帝國の大郡府たる汗八里克に住み給へり汗八里克は北都支那即ち乞得地方の東北端に在り洪大なる宮闕は此郡府内の南境にあるなり郡府の形狀廣狹は左の如し先第一は墻壁と深き濠とを以て圍みし方形の地なり方形の四邊は各々長さ八哩とす各其隅より同距離の處に出入の門あり諸方より茲に來る士民の出入に便にす此圍牆内の四邊に廣さ一哩の空地あり軍兵爰に屯す次に第二墻ありて之を限界し其内を方六哩とす(皇城)南方に三門北方に三門あり中央の門は左右のものより大なり常には鎖して開くことなし帝の出入ある時のみ開くなり左右の門は常に開放して四民の往來するに任す門と門との間の墻壁の處は何れも其中央に壯麗潤大なる建物あり故に此圍牆内には同様の建物都合八棟あるなり此等は御用の兵器を藏する武庫なり

り但兵器の種類を区分し同一類毎に一棟を用ふ假令は馬絡馬鞍馬籠其他騎馬隊所用の器具は總て一類として之を甲の一庫内に貯へ弓絃弓箭筒其他弓手隊に屬する物を乙の一庫に貯へ胸甲甲冑其他皮革にて製造せし武具は之を第三庫に納むるが如く自餘の武庫も同一方法に據て分類貯藏するなり此圍牆内更に一の圍牆あり(禁城又大内) 牆最も厚くして高さも二丈五尺に下らず其上の女牆即ち鋸齒狀の胸壁は皆な白色に塗る此圍牆も周回四哩の方形を爲す即ち四邊各一哩宛なり六門ありて前の圍牆の門と同排置を爲す其内にも亦同じく八棟の大屋宇ありて位置は都て前の如し此は御用の衣裳



庫なり牆と牆との間の空地は多く佳樹を植て修飾し苑ありて各種の動物麋鹿麋獸ローバク鹿黃毛白斑鹿等の類を飼養す牆間には何れも屋宇を建てずして苑園と爲す牧場には潤澤の牧草あり其間を通行する路は何れも地上より三尺の高さに築き上げ一面に磚を敷て一點の泥塵を留めず雨水の滯滞なく直に流れ去て草木の生長を資く此周廻四哩の牆内こそ即ち皇帝の宮闕の在る處なり殿廷最も廣大にして天下無双なりといふ北牆より以て南牆に連亘して其間僅に一空處を残すのみ是れ貴戚大官の人及び護衛兵の通過の用に供するなり宮闕は二階なきも其屋梁非常に高し殿廷は總て磚石を鋪き詰めし高き礎地の上に建つ礎地は地平より高さ十指尺(一指尺は九インチ)に築き上げたり此礎石の上に四邊共都て廣さ二歩の大理石牆を築き宮殿は此牆線内に建つ故に大理石牆は宮殿の平面鋪地外に在て外より其全體を取圍み高臺となり地壇となりて其上を歩する者は外より之を見ることを得べし大理石牆の外縁に沿て綺麗なる高欄あり處々に柱あり士民も亦愛迄は接近するを許さる大殿小房に論なく其四壁は總て龍の彫り物を以て飾り金漆を以て塗り或は古英雄の像を畫き鳥獸の狀戰爭の景を圖し屋蓋の内部は金色燦爛藻繪陸離として人目を眩するの外には一物も見ざる得ざるが如く構造せり宮殿の四方には何れにも大理石の階段級梯ありて平地より宮闕を圍繞せる大理石の牆上に登り得べく兼て宮殿内にも進み得べし其大殿は殊に廣く長くして能く臣民の大衆

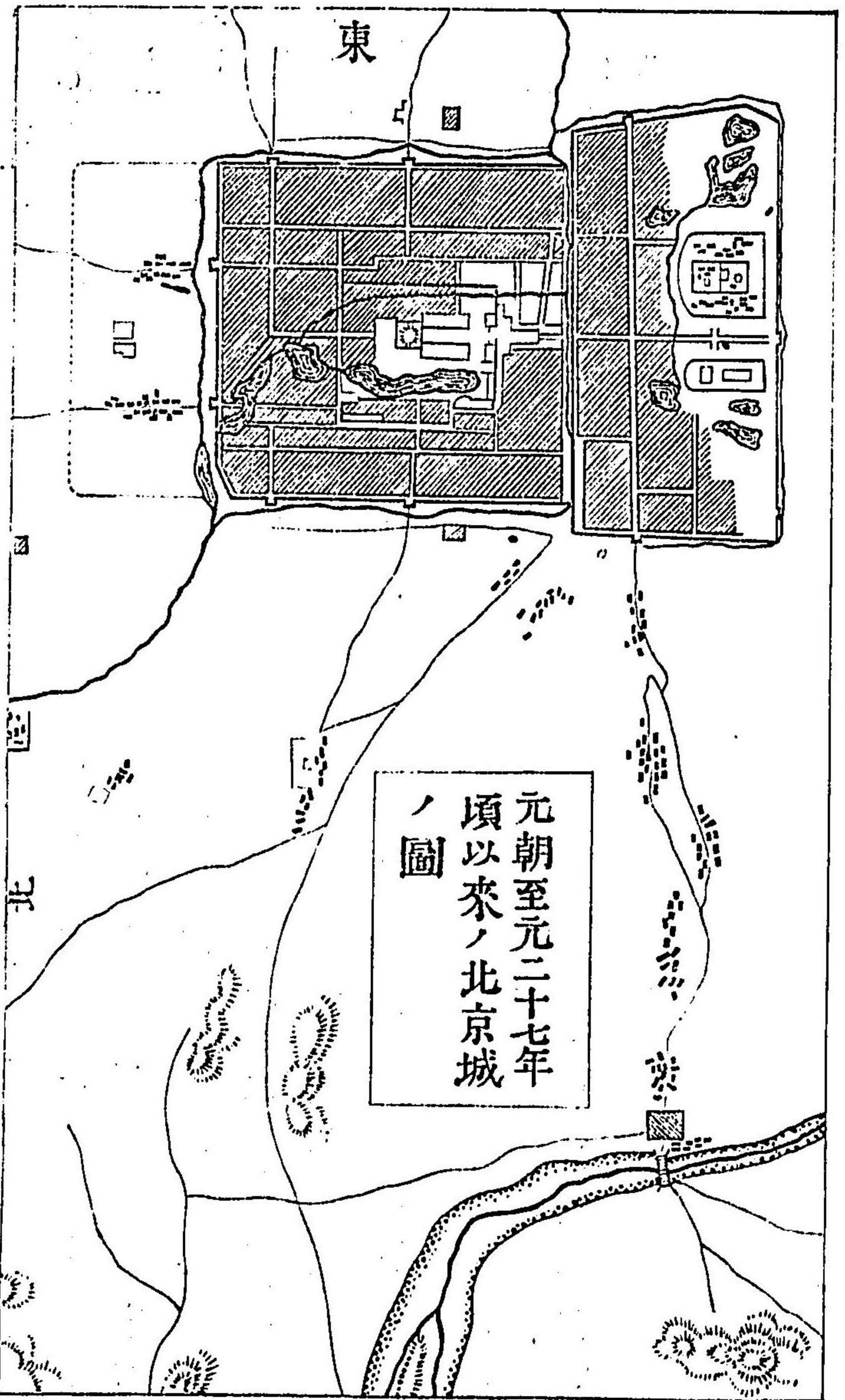
園を容れて醜宴を共にするに足るべし宮闕内には大小室房の數算なく何れも華麗無上なり而して其排置の方法に至ては人をして驚歎せしめ人智を以てしては此上の改良は到底加ふる事能はざる程なり屋蓋の外は紅綠青紫種々の色彩を以て飾り而して之を蓋ふ爲に用ひし物質は甚だ強靱にして能く數年の久しきに耐ゆ諸窓は玻璃様の物を箝し其製巧妙精緻にして能く水晶の透明性を帯ぶるが如し正殿の背後にも廣大の大建物あり數多の内房あり中には帝が私有の品物を貯藏し金塊銀塊寶玉眞珠の諸寶及び金銀の諸器具を收む尙ほ爰に皇后貴嬪貴妃諸人の後房あり帝前殿より退て此後殿に在る時は種々の宸念を妨害するものなく一切萬機を敏活に辨じ給ふの便あるなり正殿の一方に帝の常殿と相對して更に一殿あり一切の事總て帝の常御殿と同様なり此は帝の長子チンギスの居殿なり後來帝に嗣て天下に君臨すべき太子なりければ其殿中に於ては各種の儀式皆な父帝同様に行はれしなり宮殿を距る遠からず其北の方に當り宮闕圍牆より射箭距離程の處に一座の人工築山あり其高さ百歩に下らず周廻は麓にて大約一哩あり滿山最も美事なる常綠樹を以て被はれたり國內何れの方面を問はず嘉木異樹の有ることが帝の耳に入る時は一切の根と周圍の土とを併せて必ず之を掘り取らしめ如何に重且大なるも問ふ所にあらず巨象をして此山に運ばしめ愈々益々山の翠色を加へしむ四時翠緑の色を變へざるより遂に緑山の名を負ふに至れり其頂上には華

麗なる亭臺宮殿を建つ而して是も亦全く綠色なり山形已に佳なり之に加ふるに樹木宮殿を以てす併て一の美觀を呈し人をして其景致の妙なるに歎稱措かざらしむ又都府の北方境界の内に巧に穿ちし一大深池あり是れ蓋し綠山築造の時其土を採り用ひし處なり(一)一細流あり清水潺湲として之に注ぎ養魚池の觀あれども家畜の飲料に供するなり此池より水道に流れ出で綠山の麓を過ぎ更に帝の私殿と太子宮の間に在る一大池に注ぎ入る此池甚だ深し蓋し是も亦綠山の高さを増さんとて土を掘り取りし處なり此池には魚類甚だ多く帝の食膳に供して充分餘ありと云ふ水は池の一端より外に排出す其出口と入口には魚の逃れ出ざるやう銅鐵の網を張り以て之を防ぐ鶴其他種々の水禽爰に飼養せらる甲殿より乙殿へは水上に橋ありて交通の便に供す

右は大關の概略をいふなり次に新京たる大都の位置と形勢とを述べべし
(一)本文の綠山に當る人工の山は今猶ほ北京宮闕の後に在て高さ大約百六十尺程なり之を景山と名く萬壽山、蘇山とも稱す然れども元帝の綠山が果して是なりや否やは確定し難し

第七章

舊京汗八里克府の近くに建設せし新都府其名は大都、使節要應に関する規則、府内の夜警



舊都汗八里克府は乞解カクタイに在て一大河の近傍に位置せり昔時は有名にして華麗壯嚴の一帝都なりき汗は帝王の義なり八里克は都なり即ち帝都の蒙古名なり(一)斯くも華麗の都なりしに忽必烈帝は占星家の言に聞き此都は帝の爲に叛亂を招き易しと信じ遂に右に述べし諸宮殿の地よりは對岸に於て新都を創建することに決せり故に新都と舊都とは僅に一水を以て其間を隔つるのみ新設の都を大都と名く乞解カクタイの住民は強制を以て必ず舊都より新都に移住せしめられたり然れども其中帝室に對して忠實なるや否やに疑ある者は尙ほ舊都に留め置きたり殊に新都は下文に記載するが如く規模廣大にはあれど舊都の廣きに比すれば同數の戸を容るゝ能はざるにも由るなり

(二)(案)舊都は燕の召公の封國にして我孝靈天皇の六十九年秦の爲に奪はれ四曆九三六年我朱雀天皇承平六年に至て遂の一部となりて南京と稱し一二二五年には金の取る所となりて中都と稱せり成吉思汗が金と戦ひし頃は中都燕京又は汗八里克と稱して最も有名の地なりき一二一五年遂に之を略し一二六四年忽必烈帝に至り之を主要の帝居と定め更に舊都燕京の東北半哩の處に新都を築き之を大都と名け一二六七年初て其工を竣れり明には北平と稱して後に北京と改む今の北京なり本文新舊兩都の間一水を以て隔つるとあるは僅に一小流にして今も玉河又は御河と稱して城の西北より來て城濠に注ぐなり元には金水河と名けたり舊燕京即ち金の中都は周圍二十七里大約九哩なりしが其後之を増大して三十里(十哩)と爲せり但其外廓の塙壁濠渠の周圍を測れば七十五里(二十五哩)にも及ぶと云ふ

此新都は全く方六哩の方形にして周圍二十四哩なり(二)土橋を以て之を圍み厚さは(三)基礎にて大

約十歩なれども増頂に至るに隨て次第に厚さを減じ頂に於ては三步に過ぎず(近世佛人は高さを十四メートル厚さを十四メートル半ト記せり)牆上の胸壁たる女牆は各部皆白塗なり都府の平面位置は縦横整齊にして市街は一體に直線なり是を以て人若し一城門上の城壁に登り直線に前面を見渡さば都府の反對の方に在て我と相對する城門は故障なく望み見るを得るなり市街公道の兩側には各種の塵舗軒を並ぶ都府全體に亘て人家を配置せし土地の區分は都て正方形にして相互に整列並行線を成す區分の土地は孰れも充分の餘地ありて大屋屋を營み相當の庭園を設くるに足るなり一區宛一家族の族長に之を割當てたり言換れば甲種族の甲人此一區の割宛を受け乙種族の者亦他の一區を割當らるゝが如し然し是は當初の事なり後には人より人に其所有を轉傳せり斯の如くして都府の内部は正方形に排置せられしこと宛も恭盤面の如く平面の賦置美且つ整齊なることは筆舌の能く盡す所にあらず都府の牆壁に十二門あり四面各三門宛なり各門の上と牆壁の上には華麗なる建物あり各室に分ち每室廣く且大にして府内衛兵の武器を收む每門各千人宛を以て之を守衛す斯くも嚴重の守衛ありと云へば必ず何か敵襲の虞ありて然りと思ふ人もあるべけれど左にはあらず是れ只だ皇帝の尊嚴に適するだけの守衛に過ぎず然れども彼の占星者の言に依り帝の心には幾分か漢人に疑を懐かるゝ事あるにも由るべし府の中央に一大鐘あり高き鐘樓の中に懸る

毎夜此鐘を撞きて第三回の鐘聲後は一人も屋外に出ることを許さず但産婦若くは急病人の爲に醫師等を迎ふるが如き急場の時は例外とす而して此の如き時と雖も必ず提燈を携帯すべき事とす

(一) (案) 現時北京の内城の廣きは南北長き十一里東西九里にして周回は四十里即ち十五哩なり忽必烈帝の時周回六十里即ち二十二哩半なり明の洪武九年城の北五里を縮め東西二門を廢し永樂元年北京を建てて行在と稱し七年北京城となし十九年都を此に遷す四圍四十里なり洪武九年に北部五里即ち城の三分一を截除きし牆壁の遺跡は今猶ほ存して一體に高さ三十尺に近し此古牆壁を稱して蒙古壁と曰ふ現今の城壁は永樂十九年修築し北部は全く新造に係る即ち現今の内城南面の前墻は元代の大都の南面前墻たりし事は疑を容れず然れば則大都の周回全線は猶ほ現存して容易に測知する事を得べし并て露西亞測量隊の測る所にして誤なきものとすれば長方形の長邊即ち南北の長さは五哩と五百ヤード短邊即ち東西は三哩と千二百ヤードなり故に全周の長さは大約十八英哩にして伊太利の哩にては十六哩弱となる然れども大都と燕京を併せて其周回を云へば大略伊太利哩の二十四哩となるべし是れ著者が誤て二十四哩といひし所以なり

本文の門の數を十二とし四邊共に各三門ありと述べたれど現在の内城には九門あるのみ即ち南方に三門其他は都て二門宛なり輻辮線に大都には十一門ありとあり蓋し明の初北部を解き除く時東邊と西邊の一門宛を併せ除きしものなり今の外市の圍壁は民戶増集の爲め明の嘉靖三十五年に舊燕京の材料を取て新築する所なりといふ

(三) 土牆といふと雖も其實は煉化壁なるべし萬里長城の如きも亦之を用て築造せり

各門の外には何れも城外の街あり土地頗る廣く左右兩方共に隣地の城外市に連り長さは三四哩にも延び廣がりたり住民の數殊に多く迥に都城内のものに超えたり城外の街には何れも城より一哩程の處に多くの客棧あり各地より集り來る商賈爰に宿泊す其國を異にするに隨て各其家を異にす

假令ば我等の地にて云へばロンバルド國人日耳曼人佛蘭西人等と夫々專屬の定宿ありといふが如し金銭の爲に春を鬻ぐ公娼あり其數新都内と舊都の廓外に居る者とを併せ算すれば二萬五千なり

(四)公娼百人若くは千人毎に管理の吏員あり其上に總官一員ありて之を指揮す彼等を斯くの如き管理の下に置く所以の者は朝廷に利益ある使節の着府ある時は皇室の費用にて之を賄ふを常例とし最も鄭重に取扱はんが爲に總管に命じ使節一行の人々へ夜々一人宛の娼婦を給與し且毎夜之を交換せしむるなり而して彼等は此役に服するも別に之が給金あることなし是れ之を以て朝廷へ奉るの税と看做さるゝなり府内には夜警の兵あり三四十人宛の隊に分ち終夜續て市街を巡邏し一定の时限の後即ち第三回の鐘聲の後猶ほ家外に彷徨する者あるや否やを捜査す若し斯の如き者ある時は直に拘留し翌朝當局官吏の面前に引出して之を吟味す犯罪の状あるものは罪の性質に隨ひ輕重の杖刑を加ふ之に由て往々死を致すことあるなり其罪を得するに此法を用ふるは血を流すことを好まざるに由る是れ其バクシ僧が流血を避けんことを教ゆるより來りしなり

(五)大都府内の事は聊か述べ了れり次章には某時府内の漢人が謀叛の罪を犯せし始末を述べし

(四)府の内外に娼婦の散居するやう能せしはラムシヨ本の誤なること明かなり娼婦は一切府内より退けて府外の地に限り住せしむることは事實なり昔に近世の著書に記載するのみならず此紀行の他處にも明記する所なり

(五)佛法の僧侶を西蔵にては喇嘛と稱し阿剌比亞波斯にてはバクシと稱す

第八章

大都の府民をして不軌を起さしめし謀略關係者の捕縛刑罰

爰に特に記述すべきは帝が十二大臣を擧て議政府(中書省)を立て此輩をして意に任せて土地吏民兵財其他國家一切の事を左右する權力を掌握せしめし一事なり中に回々教の一人あり其名をアクマクと稱す(一)人と爲り狡譎無耻にして帝の信用他の僚輩に超えたり帝の聰明も彼が爲に掩はれ彼をして放縱度なく自意を恣にせしむるに至れり而して其巧言多智なるや彼が奏する所は一切萬事帝の心を惑はして之に耳を貸し之に信を置かざるべからざらしめたり此の如くして自意私情に任せて百端の事を行ひし其事實は實に彼が死後に至て初て發見せられし所なり彼自ら政令を布き恣に職任を授け諸罪の判決を言渡せり彼若し彼が意に満たざる者ありて之に罪を課せんと欲する時は彼僅に帝に見えて何某なる者陛下に對し犯す所あり其罪實に死に當れりと一言するに過ぎざるのみ帝之を聞く時は必ず常に爾が至當と判する所に隨て行へと勅答あり彼れ乃ち直に其者を罪に處するなり何事に關せず彼が言ふ所に反して之に抗する程の勇敢大膽なる者は一人もあること

なく如何なる高位高官の人といへども彼の威に逆て能く立つ者はあらざりき是れ當時彼が權勢の如何に盛なりしや帝が彼の行ふ所に信を置かるゝ如何に大なりしやの明證なり人若し彼の爲に死刑を訴へらるゝ時は如何に痛心して自ら辯疏せんとするとも強てアクマクの意思に逆らんとするものなければ其者の爲に辯護の勞を取る人なく到底其冤を解くの道なかりき此の如くして彼が爲に不正不實に冤死せし者擧て數ふべからず當に之のみならず美婦人にして一旦彼が眼に觸れ彼が憤怒の目的となりし上は處女なれば彼取て一つの側室とし假令へ有夫なるも強て之をして己が慾に従はしむ而して其強暴を免れ得し者は未だ曾てあらざるなり彼若し艶麗なる女を持てる人あるを聞かば忽ち密使を發して之に説かして曰く汝此美なる女あり汝果して如何なる目途を有するや汝が女を以て世に時めく宰相に歸し而して之と縁戚を結ば、汝の幸福如何ぞや汝、吾言に従は、吾必ず彼に説き三年の内に汝を某の官某の職に登庸せしむべしと斯く誘惑せられて其説諭に隨ひ遂に其女を奪ひ去らる者比々之あり事既に此に至ればアクマク乃ち帝に謁して目下朝廷某の部に某の官を缺くと稱し或は某の官の任期某の日を以て終ると稱し何某なる者即ち其父實に適當の材なり敢て誰で之を推薦すと奏す帝直に之に勅許を與へて任命時を移さず實行せらる此の如き手段を以て其人の高官を得んと欲する貪汚心を挑發し又は彼自己の威權を賣弄して艶色佳麗な

る無數の少婦の犠牲を獲て或は之を側室とし或は彼が淫樂の奴隸と爲せり彼が子は二十五人の多きに及べり何れも國の高官要職に在り或は父の權威を利用して不正姦通の罪を犯し其他幾多の不法殘忍の所業を爲せり

(一) (案) アクマクのクはトの誤にて即ちアクマトなりアクマト又はアハメドといふ通鑑輯覽に阿哈瑪特とある者はなり阿哈瑪特は錫爾河畔のフエナケット(後のシヤルキヤン)の人なり忽必烈帝の皇后シャムイ可敦が未だ皇后に立たざる時より其知を受け之に由て帝の信用を得るに至れり彼れ早くより後宮に事へ居て四册二六一年の頃既に度支の重職を司り通鑑輯覽宋の景定三年蒙古中統三年の條に三年壬戌蒙古初て左右部を立て分て庶務を總ぶ阿哈瑪特に命じて之を領せしめ仍ほ諸路の轉運使を兼ね財賦を專理せしむ阿哈瑪特事毎に奏聞を專にすることを得んと欲して中書に關白せず云々とあり又蒙古至元六年に阿哈瑪特專ら財賦を總ぶ云々とあり至元七年の條には阿哈瑪特人となり多智巧言、功利を以て自ら效ありとす蒙古主、國を富すに急なり賦に以て事を行はしむるに頗る成績あり四て其材を帝と授くるに政柄を以てし曾ふことゝして従はざるはなし而して其專横益々甚しきを知らず既に尙書省を立つて平章政事と爲すとあり又阿哈瑪特の勢中外を傾く時の大臣多く之に阿附す其子庫克新を同簽樞密院と爲すの命ありとあり至元八年の條に并衛上疏して阿哈瑪特が權を專にし上を制し政を恣し民を害する諸事を論ずるも報あらず因て病を謝し機務を解かんと請ふとあり十五年の條に阿哈瑪特奏して江西の樞密院司及び諸路の轉運使司を立つ提舉司官更多きこと五百餘人に至る是に至て推選官ふ江南官、元なり杭州、地、大にして民、衆し阿哈瑪特私愛を以て其不肖の子瑪蘇庫を任す彼先には自ら陳じて其子の任を免す今は乃ち身は平章となり子若くは雖は或は參政と爲り或は尙書となり或は領將を領し監と作り同節に會し一門悉く要津に處るは公道に虧ることあり然れども帝終に以て阿哈瑪特の罪と爲さずとあり十七年の條に阿哈瑪特貪横益々肆にし參知政事郝鎮敏仁を援引して驛に同列に升せ内

は貨財を通じ外は威形を示す廷中視て敢て言ふものなしとあり又雅誠既に阿哈瑪特の姦謀を發く海内快と稱す阿哈瑪特其己を害せんことを慮り嬖等官權四十萬を盜み及び擅に官八百餘員を易へ命ずと誣構し竟に嬖等を死に就く太子嬖を殺すと聞き食に方り箸を投じ惘然とし使を遣し之を止むるも及ばず天下之を驚とすとあり阿哈瑪特の姦謀姦惡此の如し本文述る所誣言にあらざるを知るべし

彼アクマク此の如く放縱にして檢束なく威權を弄すること茲に二十二年(二)國內の人民殊に漢人たる者最早彼が不正行爲の日に月に増大し家眷故舊に加へらるゝ惡逆暴戾に耐え忍び得ず諸民會合して彼を死に致し官憲に向て叛亂を起すの謀を議せり此陰謀に關係せし主要なる人の中にチェンクと稱する一漢人あり千夫の長なりアクマクの爲に其母其妻其女を辱かしめられしを憤るの念烈火の如く同郷の一人にて萬夫の長たるワンクといへる者に謀略を告て其同意を求めたり帝は常例として三箇月間の大都の居住を畢へ玉へ必ず上郡の宮闕に行幸あり皇太子チンギスも亦其期に至れば例年行啓し玉ふ地に赴かるべきを以て其時を機とし事を擧げんことを勸めたり(三)是れ此期間はアクマク獨り都府に留守し都府は擧てアクマクに委託せられ帝の不在中生せし事は其何たるを問はず帝に通報し還幸の後勅裁の璽を受くるに止まるのみなるを知らばなりワンクとチェンクは斯く謀議を決して之を二三の主なる漢人に通じ此輩より更に處々の都市城邑に居る同志に通報せり仍て各地同謀の諸人は其日に至り烽火の合圖を見ば直に蜂起して鬨ある者と見ば悉く之

を殺戮し更に他の地方にも合圖を及ぼして同様の行動を取るべき事に一決せり斯く鬨の有無に由て區別せしは漢人は天然に鬨なくして蒙古人回々教人基督教人は鬨あるを以てなり(四)讀者請ふ記せよ抑々忽必烈皇帝は正統に支那皇帝の位に登りしにあらず只其兵力を以て位を僭奪せしに止まりしを以て國民の歸向少なく帝自らも國民に信用を置かず故に一切の地方政務官各長官等の職には悉く蒙古人回々教人基督教人及び内廷に事へし他の外國人のみを擧げ用て之のみ信用を置けり是を以て漢人南人は一般に其政府諸官憲を嫌惡し彼等自らも蒙古人の彼等待つは實に奴隸を待つが如し回々教人が彼等を遇するよりも更に甚しと爲せり

謀叛の手段既に右の如く決せしを以てワンクとチェンクは謀りて宮中に入りワンクは一つは御座所に座を占め殿内に燈火を點せしめ使を舊都に住するアクマクに送て皇太子チンギス殿下今夜不意に還啓あり直に來り會せんことを望むと告げしめたりアクマクは此通知を得て驚きだれども皇太子には大に畏れ懼り居たるを以て即刻其命に應じ將に新都の門を過ぎんとするに當り韃靼の一官人コガタイと稱する者に逢へりコガタイは衛兵一萬二千人の司令官なり(五)彼に向て問て曰く此の如き深更に何處に行かんとするやと彼答て曰く恰も今皇太子還啓ありしと聞けり我將に往て之に謁せんとすとコガタイ聞て奇なるかな殿下還り來給ふことあれば我直に一隊の兵を以て之を

護せざるべからず而して余をして之を知らしめざる程秘密に還啓し玉ひしは亦妙ならずやと斯云ひつゝ従ひ行けり一方のワンクとチェンクに於ては専心一意マクマクを殺し得ば能事畢る生命も亦敢て顧る所にあらずと決心し居たりアクマクは急ぎ宮中に入り燭光の煌々たるを見てワンクを誤り認て皇太子と爲し直に其前に拜伏せり其傍に劍を持ち立ち居たるチェンクは之を見て忽ち進み出でアクマクの頭を断ち截りたり入口に立留りしコガタイ之を見て事の叛逆の舉に出でしを知り直に箭を放て玉座に坐せしワンクを射殺し而して兵を呼でチェンクを捕へ都城内に命を發して誰にても戸外に在るものは盡く死に處すべしと傳へたり然るに漢人は早く既に韃靼人に叛逆の謀議を覺られ且其主謀者の一人は殺され一人は捕へられしを知り各其家に閉居して約束の如く處々に合圖を通ずることを待ざりきコガタイは速に急使を帝の所に送りて有りし次第を細に上申せしかば尙ほ精く謀叛の黨與を穿鑿し罪の輕重に隨て處罰すべき由を命じ玉へり次の日コガタイは總ての漢人を吟味して謀殺の主領輩と見るべき者は悉く死刑に處し他の地方に於ても謀叛に關係ありし者は都て處刑されたり帝大都に還幸の後此變事の起りし原因を知らんと欲して精しく問糺され初てアクマクの暴戻奸惡其子七人の兇惡非行都て前文に述べし如きを聞き給て(七人以外の子は罪を免る)アクマクが年來積み貯へし巨萬の財寶を舊都の彼が住家より新都へ運搬して帝室の

寶庫に收むべきことを令し兼て彼が屍を墓より掘出し市街に投じて狗をして片々に破り食ふに任すべしと命じ給へり而して父の惡業に見倣ひ非行ありし子は生ながら皮を剥かしめられたり是に於て帝は畢竟回々教中の厭惡すべき門派の教規中には如何なる罪を犯すも自由なり宗派の異なる者は殺して妨なし等の條ありて兇惡なるアクマクと其子をして愈々益々惡を爲すも一切罪なしと自信するに至らしめしに想ひ到り遂に其宗派を賤侮憎惡せられ其宗徒を召出し宗派の法規に由て恣に幾多の事を行ひ來りしも以來は之を續行することを嚴禁し自今其輩の結婚は必ず蒙古の習慣に由て規正せられ食料に獸類を屠るにも其咽喉を截るの法を止め必ず腹を開くべしと令し給へり此變事の起りし時は著者マルコポロは現に其處に在りて自ら之を實見したり次に朝廷の官制を述べんと欲す

(二)案)阿哈瑪特^{アハマト}の死は元の至元十九年壬午三月即ち西曆一二八二年にして初て財賦專理の權を弄するに至りしは中統三年壬戌西曆一二六一年なれば其間二十年なり然れども尙ほ其以前より後宮に事へ居たれば本文二十二年とするは誤にもあらざるべし

(三)案)チェンクは千夫の長とあれば千戸^{チエンク}の轉訛たるは勿論なるべくワンクは一本にワンチユとあり王者^{ワンチユ}の轉訛せしものと思はる千戸は官名なり王者は益都の人にて當時其官は千戸なり即ち一人の官名と姓名とを轉訛傳寫等の誤より二人の名となり隨て事實にまで誤を加へしものなるべし本文にワンクと謀を共にすとあるは元史に妖人高和尚^{カウホウ}と謀るとあるに當るものなり

五の九のオ(一)

まるこぼる紀行

二五二

にて一人の名が二人と成り遂に高和尙がゾンクと變轉せしなるべし元史に至元十九年三月益都の千戸王著阿哈瑪特を閣下に殺す著、人心の阿哈瑪特を怨むに因り密に大鐘を鑄り妖人高和尙と之を撃ち殺さんと謀る時に皇太子は帝に從て上都に行き阿哈瑪特は京都に留守せり著は太子が素より其姦を惡み玉ふを知るを以て乃ち二西僧を遣はし中書省に至り皇太子都に遊り佛事を作し玉ふと詐り稱せしむ省中之を疑ふ高麗張九思時に宮中に宿衛し之を詰れば倉皇として對を失せり遂に之を執て訊問すれども伏せず午に及べり著又太子の令と矯はり樞密副使張易をして兵を發して夜、東宮に會せしむ易、察せず遽に兵を以て往く觸果して何を爲すと問ふ、易耳語して曰く太子來て左相を誅すと既にして省中より使を遣はし出で、迎ふ悉く偽太子の爲に殺さる偽太子其馬を奪て健德門より入り夜二鼓東宮の前に至り馬を立て、省官を呼び前に至らしめ阿哈瑪特を責るこゝと數語にして著即ち之を牽き出し鑄る所の銅鐘を以て其腦を碎き立ちに斃る繼て都鎮を呼び至らしめて之を殺し右丞張易を囚ふ是に於て鐘、九思と共に門を開て大に呼て曰く此れ賊なりと衛士を呼て急に之を捕ふ留守官布敦、挺を持ち馬を立つる者を撃て地に墜す衆皆奔潰して多くは流に就き高和尙は逃れ去る唯著のみ身を捉て、請て囚はる時に帝は察罕諾爾に在て之を聞き即ち和爾鄂斯等をして歸らしめ亂を爲す者を討つ高和尙を高梁河に獲て王著張易と共に皆な棄市せらる著、刑に墮て大に呼て曰く王著天下の爲に害を除き今死せん異日必ず我が爲に其事を書する者あらんと阿哈瑪特死す帝猶ほ未だ深く其姦を知らず樞密副使博羅に詢ふに及びて盡く其罪狀を得たり初て大に怒て曰く王著の之を殺せしは誠には是なりと命じて塚を發し棺を割り屍を通元門外に戮し犬を糞て之を食はしむ四民聚り觀て快と稱す遂に其子胡通等四人を并せ誅し罪で中書省をして快く其黨與を罷り驅けしむ凡そ其官省部を決する者七十四人其濫設の官府を罷むること二百餘所とあり本文の記事史文と參照して當時の状見るが如きは著者自ら其地に在て之を見證せしに由るなり此に樞密副使博羅とあるは即ちマルゴロの事なり

(四)支那人を以て天然無算とするは必ずしも事實にあらず唯だ其髮は馬來人と同く懸垂なるの故に中には別段の人もあり

ど蒙古人等に比すれば無しといふも亦可なりとす

(五)案)コガタイは本文に衛兵の司令官とあれば當時宮中に宿衛しありし高麗の事なること疑なし但高麗は元史に字は彦解渤海の人とあり

第九章

親衛兵

皇帝の親衛は普く人の知る如く一萬二千の騎兵より成る之をカンタンと稱す君王に親侍する兵の義なり(一)但此衛兵を以て帝の身邊を護るは帝の心に疑悞を懐かるゝことありて來るにあらず只國家の儀式として備へ置くのみ此一萬二千の兵は四員の上長官ありて之を指揮す各員即ち三千宛の兵の上にいるなり一隊三千の兵は三晝夜の間續て宮中に宿衛し三晝夜畢れば他の一隊と更代す四隊都て其職任を畢れば再び第一隊に復り輪流更代するなり但其休暇に當る九千の兵も晝間は宮闕を離るゝことを得ず別に陛下の用に使役せらるゝか兵員箇人の家事の爲に已むを得ざる事ありて上長官より宮闕を離るゝことを許されたる時は別段とす父親兄弟若くは近親の病氣危殆の如き大事故ありて速かに歸營し難き時は必ず其期間の許可を陛下に請はざるべからず然れども夜間は此九千人は各其營所に退くなり

第二篇 第九章

二五三

(一) (案) カンタンは一本にケンカンとあるを其とす。拉施特ラシトの蒙古全史(元史譯文詳補)にもケンカンとあり蓋しケンクの複稱なり。ケンク又キシクは宿衛の義なり。成吉思汗實錄に番直士の蒙語客失克田明譯は護衛なり。元史兵志に怯薛キヤクとあるものはなり。通鑑輯覽に宿衛は四集衆に領す。項ケイは猶ほ分番宿衛と云ふが如し。太祖の功臣博勒呼ボロフ、博爾濟ボルジ、穆呼哩ムフリ、齊拉裏チラリの四族の子孫世々之を領す。年勞既に久しければ拙チヤクと一品と爲し或は才能を以て任使す。其盛極ると雖ども一日歸て内庭に至れば事を執ること故の如しとあり。

第十章

大開饗宴の式典、各貴族の階席序次、馬乳及び駱駝乳を滿てし金銀の飲器を朝堂に排置の法、皇帝饗席の時の儀禮

皇帝朝堂に於て大饗宴を賜ふ時此榮典に與かる諸人の座位は左の如し。帝の御卓は一段高き玉座の前に在て帝は其北側に南面して御座に就き玉ふ。陛下に次て其左側を皇后の御座とし右側は稍く低くして皇子皇孫其他の皇族相列て座を占め玉ふ。但皇太子チンギス殿下は他の諸皇子よりは少く其座を高くす。諸皇子等の頭は陛下の足部と殆ど水平になるなり。其他の王侯貴人は更に低き食卓に坐するものとす。婦人に就ても同一の規律に依る。皇子皇孫及び陛下の諸血族は皆な左側に在て次第に低き食卓に座を占め而して後大官諸將の夫人等各其位次に就く。(一)斯の如くにして皆な其位階官級に隨ひ相當の席次を取るなり。一切の食卓は陛下其高き玉座に就き玉ふ時は一望の中に全員を視

下し得玉ふやう排置するなり。然れども此際招宴に預かりし者は皆な悉く食卓に就くの榮譽を得ると思ふべからず。官吏は勿論貴族の中にも其大部分は直に朝堂の敷物の上に坐して食するもあり其他珍品贈進の遠國の使者或は貢獻の爲め諸邦より來りし多衆の輩は朝堂外に立つことあるなり。此輩の中には封疆の臣にして其采邑を失ひ再び之を賜與せられんことを願ふ者もありて此輩は専ら公會の當日又は皇室の婚儀の時を機として參朝するを常とす。(二)

(一) 現今の支那の宴會には如何なる階級の婦人にも列座することなし。忽必烈帝の在位間は朝廷には蒙古風と支那風と相和して行はれ居たり。現に本文の記する所を見れば婦人は實に社會交際場裏の必要員たりしを知るべし。今日に於ても蒙古種の婦人は數世代を隔てたる子孫なるも尙ほ純粹なる支那婦人には絶てなき程の自由を享有するなり。

(二) 外國の使節或は藩屬の貢使等は留て大宴會の時を待て引見せらる。是れ支那朝廷の常に取る所の政略なり。蓋し之に由て二種の目的を果すを得るなり。一は當日の盛觀光彩を加ふるに在り。一は外國の者をして其國昔奉皇の時此盛儀壯觀を拜して畏敬の念を起さしむるに在るなり。

朝堂の中央皇帝の食卓のある處に美麗なる一器具あり。櫃の形を爲し四方共に長さ三步にて精妙なる獸形の彫刻あり。金漆を施したり其内部は空虚にして甕の如き形して貴重物質より成りし一大瓶を藏む。瓶は容量大約一ツン(六石三斗)にて中には美酒を充つ。其四方には各々小形の容器大約一ホグセツド(一石五六斗)入の物を置き。一は馬乳一は駱駝乳他は其時用ひらるゝ各種の飲料を入れ

一本には
一ツツト
とあり大
約百五が

ロニナリ
即ち二石
六斗餘に
中一本に
一フルキ
フルキ
斗は約二
斗なり

まるこぼる紀行

二五六

置くなり此櫃形の篋筒の中には兼て陛下御用の杯觥瓶壺をも入れ置く何れも飲料用なり中には金色燦爛たるものあり大さは之に酒又は他の飲料を充る時は八人乃至十人に充分なる量を容るゝ程なり一卓毎に二人宛座を占め此櫃一箇と蓋形にして柄ある一種の柄杓とを置く此も亦金光人の眼を眩す蓋し此物は管に壺中より酒を汲み出す爲のみならず之を以て之を頭上に捧るにも用ふるなり抑も宮中御用品の金器に富むや其の敷實に測るべからず此宴會の時に際して到着せし諸外國人や朝廷の儀式に不慣の者あらんを慮り之をして能く其座作進退に習はしむるやう殊更に位階ある相當の官吏に命じて之を司らしむ此等の式部官は断えず朝堂の處々を見廻り賓客に就て何か不足の物はなきか酒を要せざるか乳若くは肉及び其他の諸品を要せざるやを問ひ若し之ある時は奉仕の者に令して直に之を供給せしむ

大朝堂の各入口は勿論凡そ帝の入り玉ふことある處には屈強の兩士官ありて兩側に一人宛立ち手には棍棒を持つ何人にも足を以て闕に觸るゝを許さず必ず其外に留まらしむ若し誤て其罪を犯すものあれば番士は直に其人の衣服を褫ぎ取り必ず金を以て之を受戻すべきこととす彼若し之を受戻さざる時は其權力を有する數だけ棍杖を以て之を打つなり然れども外國の人に至りては此等の禁を知らざるべきが故に吏員をして之を導かしめ精く其禁ある事を説明せしむ蓋し此國に於て

は闕に觸るゝを以て凶事の兆と看做すが故に斯くも注意を拂ふなり朝堂より退くに當ては時に酩酊の爲に誤て此過を侵す人もあるが故に此の如き時は必ずしも此禁令を嚴守せざるなり陛下の食膳を司り飲食の品を奉侍する人々は何れも美麗清潔なる絹帛を以て口と鼻とを被ひ呼吸氣息を以て食器又は飲食品を汚さざるやうするなり陛下飲料を召さるゝ時は之を奉持する近臣直に之を奉り而して必ず三步退て跪座す是に於て廷臣及び此際侍座の榮を得たる者は皆な悉く同様の姿勢を爲す此時を期として爰に列座の樂班諸種の樂器を以て樂を奏す樂聲陸續として陛下の飲畢り玉ふに至る是に於て樂止み列席の者皆な元席に復る此鄭重なる禮式は陛下の飲み玉ふ毎に幾度にも反覆するなり食品の何たることは煩はしげれば省略す但豊富無量と想像すれば足れり酩酊終れば食卓は取除けられ様々の人物朝堂に入り來る中には喜劇の俳優あり各種の機器を以て種々の藝を演ずる輕業手品師もあり御前に於て各々其巧技を現はし諸看客に非常の娛樂喜悅を興ふ餘興了れば各々退て其家居に歸り去る

第十一章

忽必烈帝在位間は其生誕日九月二十八日を以て祝日とす

第二篇 第十一章

二五七

全蒙古人其他帝の臣民たる者は帝の生誕日を以て年々の祝日とす我が九月に當れる陰曆月の二十
八日なり(一)蓋し歳首の第一日即ち元日を除くの外は此日を以て國民の最大祝日と爲すなり元日
の事は後に述べべし

(一)忽必烈帝の生誕は西曆の一三二六年に當る年の陰曆八月なり即ち後文陰曆の歳首の註に明かなるが如く其第八月は洋
曆の九月と十月初旬に跨るなり著者は其之を概言せしのみ

此最大祝日には帝は金襴錦繡の美麗なる服装にて出御あり同時に武將大官二萬以上の者に形式色
彩共に帝に同じき衣服を賜て之を服用せしめらる但其品質一様ならざるのみ然れども絹帛にして
金色燦爛たるは皆な同じ胸部には金銀を以て精緻巧妙に細工せし羚羊革帯を佩びまた兼て長靴を
穿かしめらる其衣服の中には寶石眞珠を以て飾り一着の價金貨一千ペザントに上るものあり此等
は陛下の信用を得て最も玉體に昵近の貴人に着せ玉ふなり此輩を稱してケシタリといふ(二)陰曆
一年十三个月間の各月に行はるゝ正式の祝典十三回毎に此衣服を着る規定にて其期至れば之を着
るべき人々は眞に威嚴莊重なる姿にて席に列なるなり(三)陛下若し某色の服装なる時は此輩も亦
同色の衣服を用ふ但其價格に於て下るのみ是等の衣服は常に備へ置くなり尤も年々新調するには
あらず大約十年は持續し得るやう調製しあるなり粧飾此の如き群臣綺羅星の如く列座するに思ひ

一千ペザ
ント一萬
本に作
するに
長し

至らば忽必烈陛下の壯麗華美全世界に比類なきことも想像するに難からず皇帝の生誕日の祝典に
當ては全蒙古韃靼の臣民は固より論なく凡そ帝が版圖内の各國各州の人民は擧て定例に隨ひ貴重
の貢獻を奉るなり或は會て縁故の確存する封土の復舊を請願する者も多數ありて參朝し同く獻品
を奉呈す帝は其奏を聞て這般の事を與り知る十二大臣に命じて當然其者に歸すべき領地政權は分
て之を付與せしめらる當日は基督教偶像教回々教の各宗徒も他の様々の人種民族と共に各其自己
崇信の神佛に祈禱式を行ひ皇帝の爲に天祐を祈り聖壽萬歲安寧隆昌ならん事を願ふ皇帝生誕日の
幾回も復り來るを祝する歡天喜地の景況此の如くにして其盛大を極む次に他の一祝日を紹介すべ
し之を白色祝宴と稱す歳の始めに行はるゝなり

(一)案(ケシタリ)の名他本には見えず本籍第九章に親衛兵の條にカシタンの名ありカシタン一本にはケシタニとあり此條の
ケシタリと同語たるに似たり宜く第九章の註釋を參看すべし(二)

(三)陰曆一年十三个月とは後人の竝入せし註脚が本文となりしなるべし陰曆には十九年の間に七年は閏月を加へて十三月と
成ることあれど毎年の事にあらざれば一年十三月とは謂ふべからず衣服の分配は何れの本にも十三回とあれば原本より既に
爾ありしに似たり然れども如何に忽必烈帝の驕奢といへども餘りに甚しきが如しホウシニア氏は元史に國祝に際し衣を頒ち賜
ふは歲に三回とあるに據り十三回は原語(三回)なりしを(十三回)と聞書な誤りしに起るとせり獨逸人哈木耳
氏の言に蒙古の大祝日は年に三回即ち元日祝宴聖誕節祝宴歡群祝典是なりとあり

第十一章

陰曆の元旦は西曆の二月に當る是日を白色祝日とす 獻上品の員數 陛下の御名を記せし紅牌の儀式

蒙古の歲旦元日は西曆の二月に在り(一)此日は陛下を始め諸國列邦凡そ陛下の臣民たる者は皆な盡く白衣を着するを常習とす其意に以爲らく白色は幸福の記標なりと(二)是を以て歲の始めに此衣服を着て其一年の間百事萬福の外他事なからんことを希ひ歡樂愉快の如く享受せん事を望むなり乃ち天下の列藩諸邦凡そ陛下の版圖の内に在て土地を領し治民の權を有する者は此日に於て貴重なる金銀珠玉を獻じ兼て白色の布帛數匹を加へ以て陛下が終年連綿として慶福を享け玉ひ財用常に足り玉はんことを祝し奉る王侯大官はいふ迄もなく國內あらゆる階級の家々に於て相互に白色の物品を贈答するも亦此意に外ならず人々相見れば互に相抱て以て喜を表し賀意を述べ且言て曰く今歲終年福履幸福断えず君に伴ひ君が企つる所は萬事願の如く成就せんと而して此日諸國よりは白色の良馬を奉獻し來ること無數或は純白ならざるも大抵は白色の多き者を選ぶなり是れ此邦内白馬を見ることの多き所以なり

其上陛下に物を獻するには力能く之に耐ゆる者は凡そ獻上品は何物を問はず九九の數に滿るやう

にして捧るを習慣とす假令は一藩屬より馬を獻するとすれば一群の數九八十一頭より成り黄金又は布帛を獻するも其數を九九に達せしむるが如し(三)故に此祝日に當ては是が爲に陛下の馬を受る數實に十萬匹に下らずと云ふ此日陛下の御象殘らず其數無慮五千頭天厩を出で、行列を爲し何れも金と絹糸を以て禽獸の形を精巧華麗に繡箔せし飾梅にて之を被ふ而して各其兩肩の上に二箱を支へ中に金器銀器其他御用の器具を收む之に次て一列の駱駝隨ひ來る亦各種の貴重の要具を擔ふ全隊列次整頓するに至て陛下の御前を行進し以て一段の盛觀を添ふ

(一)著者は蒙古の歲旦元日は西曆の二月に在りといひて確然西曆二月の何日に當ると云はず是れ正しく算定確言し能はざりしに由る抑も支那の曆年は太陽が星宿寶瓶宮の中央點に達する時に最も近く落合たる新月を以て首端として正月元日と定むウシア氏の説に據れば太陽が將に雙魚宮に入らんとする時の新月を以て元旦と爲すと何れにしても大約相同じ因て之を概言すれば陰曆正月は二月と三月の初旬とに跨がるなり故に其八月は九月十月に跨がること勿論とす

(二)蒙古にては今も歲の正月を察罕(チンギス)と稱す白月の義なり白色は自然に純潔を表するものなれば好運を生むとの感念にて白色を貴ぶの迷信廣く世界に流行す之に反して黒色は不潔暗黒死滅に聯想を生じ自ら惡運の前兆と思ひ認て悲哀の徴候と爲す然れども此祝日に於て必ず白衣を纏ふは純然たる蒙古の風俗にして支那の習俗は却て白色を以て喪服と爲せり是を以て元に繼て興りし明朝にては之を喪事に用ふることを廢せり

(三)察罕(チンギス)の書に蒙古は九の數を尙ぶが故に贈物にも九を用ふ其制は突厥より出たりとあり元史譯文證補に云く所謂九白之貢是也

此祝日の早朝未だ食案を排置せざる前王侯卿相軍將僧侶醫官鷹匠其他公職に在る者知事縣令各兵の士官等皆盡く大闕に入て皇帝の御前に朝す朝堂内に座席を得ざる者は殿外にて龍顔を拜し得る處に立つ而して會衆列席の序次は左の如し先づ第一を皇子皇孫其他皇族の諸王として之に次ぐを藩屬の諸王國內の貴族大官とし各其階級に隨て順次整列す一統其相當の席次に就き畢る時を待て上席の大官立て大呼して曰く俯伏最敬禮と衆皆な之を聞て直に跪座伏拜前額の地に觸るゝに至る上官再び唱て曰く我后天祐無疆寶祚萬歲と衆之に和して曰く天祐萬歲と上官次で尙ほ唱て曰く國土日に擴大を加へ年に隆昌を増し萬民安寧幸福を享受し邦内豊穰ならんことを祈ると衆和して曰く天祐萬歲と是に於て衆皆伏拜四回し終て上官華麗に裝飾せし祭壇に進み御名を記せし紅牌を持て其上に置く其傍に御爐あり香を焼く上官衆臣に代り謹て香を以て名牌と祭壇とを薫す衆乃ち一名宛名牌の前に俯伏拜禮を行ふ此事畢て各々原位に復り而して後各自に齎し來りし獻品を呈出す其品物は前段述べし所の如し此等の披露あり帝之を一瞥して後饗宴の食卓を安排せられ會衆男女前章にあるが如き順序方法を以て席に就く饗膳畢れば樂隊戲班餘興を演ずること既に述ぶ所の如し但此時は一頭の獅子を牽き來て御覽に供す此獅子は平生馴養して御前に出れば脚を折て能く座拜するなり餘興畢て各自其家に歸る

第十三章

冬季狩獵の獲物及び輸送の數

冬季三箇月即ち十二月一月二月の間は帝常に乞解キケの都トウ(大都)に在り此季間は寒氣殊に烈し此時帝勅令を下して皇都より四十日行程以内の周圍諸國の狩獵隊殘らずをして其地々に集合狩獵せしめらる而して地方官に命じ獲る所の野猪牝鹿黃鹿鹿鹿の如き各種の大なる獸類は悉く皇都に運輸せしめらる之を獵るの法は各州にて其地より招集せし獵人をして悉く此類の獸の棲息する地方に集合し四方より追ひ詰て一圍地内に圍み中には犬に殺さるゝ者もあれど多くは弓箭を以て之を射殺すなり其中都より三十日行程以内のものは御用に供する分として先づ其爲に胃腸を取除き車を以て夥しく都に運搬せらる距離四十日路となるに至ては行程遠きが故に其儘運送し難し由て其皮を剥ぎ或は糝し或は生皮の儘にて輸送し勅裁を仰で夫々軍隊の用に供せらる

第十四章

鹿狩に用ゆる豹野猫 諸獸の狩獵に馴れたる獅子 狼を捕るに馴れたる鷹

第二篇 第十三章 第十四章

帝室には鹿狩の爲に多数の豹と大野猫とを畜養せらる獅子も亦少なからず此獅子はバビロン獅子よりは大なり外皮綺麗にして色美しく縦に白黒紅の條紋斑理あり野猪野牛野驢熊鹿牡鹿其他狩獵すべき獸類を捕るに甚だ敏捷なり獅子を放て獸類を逐はしむる時は其猛烈奮進快速にして直に之に追及するの快感人をして奇と呼はしむ陛下の狩獵には常に籠に入れ車を以て之を運ぶ籠中には一頭の小狗を入れて之と共に居らしむ獅子小狗と相慣て甚だ親し此兩者を以て共に籠中に入る、所以は折せざれば彼一たび野獸を見れば猛烈狂暴となり必要に應じて能く之を制御し得ざるに至ればなり之を導くには其方向風に逆ふを要す然らざれば野獸其臭を嗅ぎて直に奔逸し去て捕獲し得ざるべし帝は驚を携帶せらる常に豫め狼を見て飛び降るやう馴養しあるなり其體の大なるは其力の強きとは如何に大なる狼といへども彼の爪を免れ得るものなきを以て知るべし

第十五章

帝の重要狩獵官たる兄弟二人

帝に仕て勤務怠らざる同胞二人の兄弟あり兄を伯顔バクワンと稱し弟を明安メイアンといふ二人共に狩獵長官なり蒙古名をチヴィチといふ快運兩種の獵狗及び猛犸を管司す二人共に各一萬の獵兵隊を指揮す其服

(一)にニチヌチヌチに作る

務に在る時は一隊の者は皆な必ず紅衣を穿ち一隊は藍衣を着る之に伴て狩獵地に出る各種の獵犬の數は五千に下らず兄弟の中一人其の隊を率て帝の右側に地を占むれば他の一人は隊と共に左側に在て一絲亂れず整齊として前進し以て一地區を圍み一日程の廣さとなるに至る斯くして一獸をも逸れ去ること能はざらしむ帝自ら獵區内に在るに當ては獵兵皆な活潑々地に奮闘し獵犬悉く敏捷に舉動して各方に向ひ牡鹿を逐ひ熊を越ふ其有様を見ては誰か其奇觀快活の光景に驚かざる者あらんや十二月の初より三月の終り迄は日々野獸野禽合せて千數を輸て御厨に供するを以て兄弟二人の職責とす鴉は算外なり中に魚類を交へ供給するも亦多量なり其量は三人の食に供すべき量を以て獵獲鳥獸の一頭に當るものと算へ成るべく多量に供するを以て必要とせらるゝなり

第十六章

獵場宸遊、大軍及び鷹、獵匠、天幕

帝は常例の期間大都に居住せられて後三月の月に入れば此地を出發して北東に向ひ海洋より二日程の處に赴かる(一)全員一萬の鷹匠必ず之に隨行し夥多の大軍旅軍鷹及び多數の兀鷹を携へ河岸に沿て進み鳥獸を狩る全員必ずしも一處に在るに非ず百人二百人若くは其以上の人數より成る數

第二篇 第十五章 第十六章

舊陰曆二月朔日なるべし

隊に分ち各方面に向て狩獵を爲さしめ而して其獲る所の十中の九は運び來て御覽に供すること勿論なり而して帝の側には又別に一萬の兵卒を置き玉ふ之をタスカオルと名く監視兵の義なり即ち宇義の如く監視を以て職とする者にて之が爲に二人三人宛の數小隊に分ち一大區を取圍むやう各隊の間互に遠隔せざる位置に連絡配置せらる而して一人毎に呼子笛と鷹頭被とを携帶し必要に應じて鷹を呼込み之を捕へて逸脱する事なからしむ鷹を放すべき命令下るに至て鷹匠は鷹を放ち而して必ずしも其鷹に隨て追ひ走るの必要なし是れ右の如く別に監視を職とする者ありて始終之を看望して情らず鷹をして決して捕へ得ざる處に迄飛去ること能はざらしむればなり若し放鷹者を補助すべき必要あらば又出で、敏速に之に力を添るなり帝又は貴人に屬する鷹には何れも脚に銀製の小脾を結付け上、所有者の名若くは守護人の名を雕付けあり此用意あるが故に鷹を捕へ見れば直に何人に屬する者なるやを知りて之を其手に返す事を得るなり假令其名は明かなるも之を捕へたる者自ら其人を知らず一時之を見出し得ざる事もあらん其時は鷹はブランガジと稱する一官吏の許に致すブランガジとは遺失品保管官の義なり(二)故に馬にても劍にても鷹其他如何の品にても逸走又は遺失しあるを發見し何人に屬するや知れ難き時は發見者は直に之を此保管官に送り保管官之を受て注意保管す之に反して途に遺失の物あるを發見しながら之を相當の掛り官に送る

ことを怠る者あらば之を窃盜と見做すなり人若し自己の所有品を遺失することあらば直に此官に届け出づ乃ち容易に之を取戻し得るなり遺失品保管官は常に幕内の最高所に位置を占め特別の旗を建て、之を明らかにし届け出を爲す者をして之を見出すに最も容易ならしむ此規則あるが爲に一物をも亡失することあらず

(一)案)獵場は山海關の北にして蘭河の河邊なるべし松花江ならざれば烏蘇哩なるべしといへる説もあれど并は餘りに遠く東に過ぎたり左にはあらざるべし

(二)ブランガジ一にブラルケチに作るもの正しきに似たりブラルケは蒙語遺失品なりチは掛官の意なり

帝は右の方法を以て海岸の方に行幸あり而して此狩獵に依て種々有益の奇事も自ら生じ來る天下の賞心樂事多しといへども其奇絶快絶何物か能く之に及ぶものあらんや帝の狩獵ある地方にも一二の處にては隘路の狭きが爲に唯だ二頭が時としては僅かに一頭の象背に御し玉ふこともあり是れ多數よりも便利なるが故なれども其他の處に於ては常に四頭を用ひ其背上に美事に彫刻せし木造の幄舎を置く其内部は金欄を張り外部は獅皮を以て被ふ狩獵遊幸の爲に斯くも壯大なる行裝を爲す所以のものは帝には痛風の疾ありて屢々之に惱み玉ふに由るなり其幄舎内には常に最良の大準十二羽を置き愛臣の中より十二人を擇て之を掌らしめ帝に隨伴して帝の娛樂を助けしむ別に馬上の士ありて帝の側に従ひ鶴其他の諸島の近き來るあれば帝に報知す帝は之を聞て幄舎の帳を掲

カチナル
モソソ

げ鳥を見て直に鷹を放たしめ玉ふ鷹乃ち飛翔し去て之を捕へ暫く之と格闘して初て之に勝つ帝は
 休息椅子に憑て此状を觀望し樂み玉ふこと殊に甚し獨り帝のみ然るにあらず隨從の諸臣周圍の騎
 馬の士も亦皆な快と云はざるはなし此愉快の宸游あること數時間にしてカクザルモソソといへる
 地に(三)退き帳殿を設て宿營し玉ふ皇太子王侯貴官親衛隊匠等の天幕も亦其側に設けらる其數一
 萬以上に及ぶを以て壯麗の觀實に言語に絶せり帝の帳殿は各地諸王の使節等に謁見を賜ふを以て
 甚だ長くして且廣く内に一萬の兵を列して尙餘地あり王侯大官は言ふ迄もなく其他の諸臣を容て
 狹きを覺ゆることなし其入口は南に向ひ東側に之を連接して一幄舎あり潤大なる一客堂を成す帝
 は通常四五輩の貴人と爰に御座を占め玉ふ或は他の一二の人を引見し玉ふべき時は此幄舎中に召
 し入れ給ふ此幄舎の後に大にして華麗なる一室あり帝の寢室とす其他諸事各課の爲に各々所用の
 幕舎小室等數多あれど直に大帳殿とは連なることなし此等の帳殿幄舎を建設準備する方法は何れ
 も精美なる彫刻金漆を施せし三條の木柱を以て之を支え外部は獅子皮を以て之を覆ひ皮面には紅
 白黒の條紋を以て彩色し精細に縫合して風雨を透らしめず内面には毛皮中の最良最貴品たる黃
 皮と黒貂皮を以て裏を附けたり黒貂皮は一着の衣服を飾るに足る程の大にして完全の者なれば其
 價實に金貨二千ペサントに上るべく然らざるも一千ペサントを値すべし(四)蒙古人は之を賞して

毛皮の王と稱す蒙古語にては黒貂をロンデスと稱す大約鼯鼠程の大なり(五)帳殿は勿論寢室に於
 ても此二種の毛皮を以て綺麗に設備して區劃を成し其排置の方法最も精巧趣味を極めたり幕繩即
 ち帳幄を張る繩索は都て絹絲より成る陛下の大帳殿に接近して妃嬪の帳殿あり亦華麗精美を極む
 妃嬪も各々大準若くは常鷹を所有し禽獸を獵獲して共に樂を等しくす凡そ此等の幕營に集合する
 人の全數は到底算數し得べき限にあらす帝國の各方面より來り會せし大集團なれば其中に立て之
 を見れば殆んど人烟稠密なる一都府の中央に在るの感あり而して此際は帝室の貴胄臣僕の數々皆
 な擧て帝に隨從するなり即ち醫官占星家麻匠其他各種臣僚に至る迄皆な陪從するものとす

- (三)カクザルモソソの名は轉傳誤寫せしものなるべく一にカシヤモルサンともありカチナルモソソともあるを以てダンウイ
 ル氏の地圖に所謂チヤキリモソソなるべしとの説もあれど其地は地圖面に據れば現に滿洲の東端緯度四十四度與凱湖と海と
 の間にあり北京より直徑にては九百哩以上なれば元帝が狩獵に游幸せしとすれば往復のみにては六ヶ月を費さざるべからず
 其地にあらざるは明かなり蒙古語カチナルは地なりモソソは森林なり即ち森林地方の義なりセスイト氏の地圖にモソソコタ
 ンとある地ならんかモソソコタンは森林村の義にて長城の東端山海關の北方に在る地方なり然ればカクザルモソソはカチナ
 ルモソソの轉訛と爲すを良とす
- (四)ペサントはセキン(往時ウエニスに通用の金貨)ゾカト(往時歐洲諸國通用の貨幣)及び亞刺比亞のサナル同格のものなり
 といふ大約英貨九シルリングに中る
- (五)ロンデスはクンズスの誤譯なりとする説あり是とすべきに似たり蓋しクンズスは黒貂の義なればなり

帝は我復活祭の前日迄は(六)此地方に滞留ありて其期間は或は湖水或は河邊に行幸して鶴鶴蒼鷺等の禽類を獵せらるゝこと已む時なし雷に爾のみならず臣下の者をも處々に派出して多数の禽獸を捕獲せしめ斯くして其游幸の好時節を實際目撃せし者の外は夢想し得ざる程の壯快娛樂の中に過ごし玉ふ蓋し此游獵の奇絶壯大なる事は筆舌の能く盡す所にあらざるなり帝國版圖内の農工商の者は兀鷹常鷹其他狩獵用の鳥又は獵犬の類を所持することを嚴禁せられ貴族兵士の者といへども帝の行在所附近の地假令ば一方は五哩一方は十哩又一方は時には十五哩にも及ぶ距離迄は其姓名が鷹匠長官の帳簿中に記しある者か又は特別に許可を得居る者にあらざれば禽獸を獵ることを得ず此距離外に在ては狩獵するも自由なり然れども凡そ帝の版圖内の人は王侯貴人より田夫野人に至る迄三月より十月に至る間は兎牝鹿牡鹿黃鹿其他此種の獸類及び一二の大禽を殺すべからざる禁令あり是れ其蕃殖を計るの主意より出でし所なり此禁令を犯す者は必ず刑を加へらるゝを以て此種の禽獸の年々増殖し來ることは甚だ盛なり此期已に過ぐれば行幸の時の路を取て都に還御し玉ふ但其往來行路の中に於ても狩獵は引續き行はるゝなり

(六)蒙古の祝日は西洋の祭日と同じく太陽が星宿の某の點に達する前後の新月又は滿月を期として規定するが故に本文元帝の行動を西洋の祭日に依て記せしは當然の事にて怪むに足らざるなりカルピン氏ルキス氏杯も其紀行を西曆の月日を用

びず各其禮拜規程式目の祝祭日暨徒祭日等に依り記載せしを見るべし

(案)元帝還御の時を復活祭の前日とするは誤あるにはあらざるか一番には西曆五月の中旬とあり是なるに似たり

第十七章

断えず大都に出入する人衆、土地の商業

帝既に帝都に還御ある時は三日の間盛大莊重なる朝會を設けられ其間續て祝宴を賜ひ尙ほ別に左右の群臣を款待し玉ふ此三日間の醺樂は實に人をして驚歎せしむる所なり抑も府内は居民稠密戸數衆多之に加ふるに十二門外の府外市十二个所を以てすれば想像以外の人烟繁昌殷賑を極む殊に府外の市街は府城内よりも人口繁多にして凡そ府内に事業の關係を持つ工商の輩及び大都は朝廷の所在地なるを以て日夜府内に通勤する群衆輩の居住を占むるは即ち此府外の市街に在るなり之を要するに皇帝陛下の皇居の在る所にてさへあれば何地如何の所たるを問はず種々の目的の爲に種々の人衆が各方面より陸續集合し來るは自然の勢なり府外にも亦府内に劣らざる大厦高屋ありて輪奐の美を競ふもの少なからず但皇居のみは比較の外とす凡死屍は府内の地には埋葬することを許さず象教宗徒は死體を焼くを以て常規とす府外の一定の地に運搬して葬るなり死刑執行も

亦都て府外に於てす金錢の爲に色を露ぐ婦人は秘密の外は府内に在て業を營むことを得ず必ず府外一定の地に限り住することを許す其數二萬五千以上に及ぶといふ帝室朝廷を目的として爰に往來出入する商賈其他の旅人等の群衆の需に應ずるには此數にても敢て多しとせざる所なり全世界中の珍品貨貨一として此府に聚り來らざるはなく殊に多く印度に供給を仰ぎ寶石珠玉眞珠藥劑香料等皆な彼の地より輸入し來る漢土内地の諸省及び帝國版圖内の各州の產物中高價の品は必ず此地に搬び來て帝都に居住する群衆の需用に供す故に此地に於て賣捌く所の商品の總高は何れの地の貿易高に比するも迥に超過せり日々爰に輸入の生絲を積載する荷車駄馬の數も一千に下らず各種の金襴綾羅錦繡を製出すること實に夥し帝都の附近には多くの城市あり其居民は何れも専ら皇都に由て生を營み自己の市場にて製出せし物品を持ち來て之を鬻ぎ歸路は各其地に要すべき物品を帝都より買入れ來る

第十八章

全國通用の各種紙幣

大都の府内に造幣司あり人皆曰ふ帝は鍊金の秘方を會得し左の如き方法を以て貨幣を造る術を熟

知し居玉ひたりと即ち彼の葉にて蠶を飼ふ桑樹の皮を剥ぎ其皮より粗皮と木質との間に在る薄き内皮を取り水に浸して後臼にて搗き軟泥様の塊と成るに至り初て紙を製す其質綿より造りし物と相似て色は全く黒し(一)製造既に畢る時は長方形に切て貨幣と爲す金額の同じからざるに由て大小あり其中最も小なる者はデニールトルノイス(トルノイス十分ノ一)に通用し次はヴェニスの銀グロートに中り其他二グロート五グロート十グロートに中る者もあり金の一ペザント二ペザント三ペザント乃至十ペザントに値する者もあるなり(二)之を發行するに當ては現實に眞正の金銀より成る者として鄭重なる形式を以て之を確證認識し一枚毎に特に任命せられし許多の役員の姓名を列記するのみならず各之に印を捺し全員正當に之を爲し畢るに至て帝より代理として委任せられし主任官其監守せる官印を取り朱肉にて一々之を紙幣の上に捺し朱色鮮明の印影永遠紙上に存して充分に通用貨幣たるの資格を確證するなり苟くも之を假造する者あれば直に嚴刑に處せらる斯くして夥く貨幣として發行せられたる紙幣は帝國版圖内は往く處として通用せざるはなく何人といへども其生命を惜まざる者にあらざるよりは之れが受授を拒むことを得ず凡そ陛下の臣民たる者は之を受授して顧慮する所なし是れ何れの地に於て商業を營むにも之を受けて再び之を以て我が要する所の商品假令へば金銀珠玉の如き物を買入るゝに差支なければなり之を約言すれば之

手紙
紙幣
紙幣
紙幣
紙幣

まるこほる紀行

を以て容易に一切の物品を求め得べければなり

二七四

(一) (案) 後漢書に樹皮麻頭及び散布魚網を用ひ以て紙と爲すとあるが如く種々の樹木の内皮にて製し木綿麻布等の紙類採りし製すと雖も紙幣を作るには主に楮皮より製せしものなるべし本文桑の内皮とするは如何にや

(二) (案) 深古の初て紙幣の制を設けしは其太宗の八年我四條天皇の嘉祿二年丙申なり史に宋の端平三年二月蒙古初て交鈔を行ふ耶律楚材の請に従ふなり萬錠を以て額と爲すとあり交鈔とは紙幣のことなり又世祖の至元二十四年交鈔及び中統の元寶は之を行ふこと既に久く物重くして鈔輕きを以て至元鈔を更め造て之を行ふ一貫より五十文に至る凡そ十有一等中統鈔と興に通行し一貫文毎に中統鈔五貫文に視ぶとあり中統鈔とは太宗發行のものなふなり

ユール氏曰く忽必烈帝の發行せし紙幣は三種に分つ第一種は十位の者即ち十錢廿錢三十錢五十錢第二種は百位の者即ち百二百錢五百錢第三種は貫位即ち千錢位にて一貫二貫に當る者是なり一貫又兩とも稱すと

(案) デニールとは往時佛の宣教師が支那の小錢を稱するに用ひしより起る即ち一文の事なり千を以て一兩とす即ち一貫文なりグロートはグロツソともいふユール氏の説に據て著者のいふ所の價格を算すれば大概十ペザントが銀壹十オンスにて支那の一錠に當る故に一ペザントは銀一オンスにて支那の一兩即ち一貫文(錢)に當り其中分即ち五百文が十グロートなり二百文が五グロート(四グロートの筈)百文が二グロート五十文が一グロート三十文が半グロート(二十五文となるを正當とす)十文が一トルノイス(七文半の筈)五文が半トルノイス(三トルノイス四分三の筈)となるなり

一年の内數回大商隊ありて右に述べし商品其外金襴等を携て入府し來り諸品を以て陛下の御覽に供す陛下は乃ち曾て任命せられし熟練精通の人物十二を呼出して最も注意して物品の検査を爲し陛下の買入れ玉ふべき價を定めしむ斯く忠實正確に標價定る時は其上に至當の益分を加へ直に紙

幣を以て其價を拂ひ渡さる品物の所有主は之を受て毫も拒むことなし是れ既に述べしが如く彼等が諸般の仕拂に差支なく流通するのみならず此紙幣の通用せざる國々の者といへども自國の市場に持歸るべき商品を仕入て之を其代に支拂ひ畢ればなり若し久く使用せし爲に破損せし紙幣ある時は之を携て造幣司に到り引替を請ふべし僅に百分の三の手數料を以て新紙幣と引替らる金銀製の酒杯腰帶其他の物を製造せんが爲に金銀地金の入用なる時も同く造幣司に願出で紙幣を以て其價を拂へば直に之を得るに易し凡そ陛下の諸軍隊への支拂も亦此紙幣なり其價格は金銀と些も殊なることなきなり忽必烈皇帝が世界の諸帝王に勝れて財貨の自由を得玉ひしは畢竟此制度ありしに由るなり

第十九章

軍事を掌る十二大臣及び國內の政務を總ぶる十二大臣

帝は位階高くして前に述べたる如き關係の大なる貴官十二人を選び兵事に關する一切の機務を司どらしむ軍隊の轉地更代指揮官の轉任必要に應じて兵力の使用特別の用途に因り其の派出すべき兵數の決斷等皆其掌る所なり其外戰場に在て剛勇の功勞ありし士官と卑陋臆病の舉動ありし者と

第二篇 第十九章

二七五

を判別して甲を推薦昇級せしめ乙を降級せしむるも亦其職任とする所なり假令は千夫の長にして不都合の所行ありし時は其官階を保つべからざる者と見做し之を降して百夫の長とし之に反して昇格すべき程の行爲ありし者は之を萬夫の長とならしむるが如し但之を實行するには一々其士官の能と不能とに就て精く其説を奏上し陛下の認諾裁可を要するなり其奏上に依て萬夫の長とならしむべき者には位階相當の金銀牌等を賜ひ兼て他の奨励の爲に莫大の恩賜等もあるなり

此十二大官より成る官司を臺と稱す最上官司たるの意を表するなり皇帝陛下に對するより他には責任を負ふ所なき者とす此外尙は一官司あり亦十二人の大官より成る帝國内地方三十四州の行政に關する衆務を主宰するものなり兩官司共に大都の内に在り俱に廣大華麗の殿閣ありて中を數多の室寮に分割す各州毎に其主任の法官と數員の書記とありて閣内専有の室に勤仕し十二人より成る官司の命を受けて各其專屬州の爲に爲すべき諸般の事務を辨掌す諸州の政廳に勤仕する諸官を選任する權も亦此十二人の官司に屬す先づ之を陛下に奏上し其任命の裁可を請ひ其階級に相當せし金牌若くは銀牌を交付す地租關稅の貢納金品を賦課整理し其他兵事に關することを除く外は國內事務の諸局を監督す此官司を省シヤクと稱す國家第二の官司たるを表するなり第一の官司と同く陛下に對してのみ責任あるなり但第一の官司は臺と稱して軍國の重事を管掌し階級官位共に第二の者より

り迥に上として貴ぶなり(一)

(一)(案)史に蒙古太祖より以來諸事草創にして官を設くること甚だ簡なり斷事官を以て至重の任と爲し位三公の上に在り丞相は之を大必且齊と謂ふ兵柄を掌るは左右の萬戸のみ後に稍々金の制に倣て行省及び元帥宣撫等の官を置きしが世祖位に即て大に制作を新たにし内外の官制を定む其政務を總ぶる者な中書省と曰ひ兵柄を掌る者な樞密院と曰ひ黜陟を司る者な御史臺と曰ふ其次に内に在ては寺あり監あり衛あり府あり外に在ては行省あり行臺あり廉訪司あり其牧民には曰く路曰く府曰く州曰く縣あり官に常職あり位に常員あり其長は蒙古人之を爲し漢人南人は之に貳す是に於て一代の制初て備はるとあり又至元二十三年中書省に照して省院整部の官屬を定む中書省は中書令を除くの外左右丞相並に一員、平章政事二員、左右丞并に一員、參知政事二員、行中書省平章政事二員、左右丞并に一員、參知政事兼行省事並に二員、樞密使を除くの外同知院事一員、副使兼院事並に二員、院判一員、御史臺は御史大夫一員、中丞侍御史治書侍御史並に二員とあり

全篇の中に在て本章ほど諸本に由て其譯を異にするものあらす本書原本マーステン本は本文の如く最上位の官府を臺と省との二署とし蓋は軍國の事を掌り兵事外の政務を總統する者な省とし位階自ら下るとし各十二員の大官より成るとすれどもユール氏の譯本採には省の一官署のみとし一般の政務に併せて兵事をも掌どるものと爲せり其方却て前文引く所の元史の文と稍々相合ふが如し殊にマーステン本の臺と云ひ省と云ふ彼此混亂せしものに似たり謂ふに著者の述ぶる所は中書省若くは尙書省の事にて十二人とは中書令の外左右丞相各一員平章政事二員或は四員左右丞各一員或は二員參知政事二員より成るをいふなり

第二十章

驛馬支給の爲に諸官道上に定められし驛站脚夫、賃錢の仕拂方

帝都より各地諸省に通ずる官道數條あり何れも公衆往來の大道にして各地の都市所在の遠近に應じて二十五哩若くは三十哩毎に驛站ありて旅客宿泊の屋舎あり之をヤムブと稱す即ち旅館なり何れも廣大なる美屋にて善く整備せし數室ありて帳帷の設其他貴客に相當必要の諸品一として具はらざるなし王公の身といへども此等の旅館に入て安らかに宿泊するを得べし蓋し所要の品は何時にも近傍の都市城邑より取り寄せ易く殊に王公の家格に由ては朝廷より豫め定式の準備あればなり各驛毎に斷えず四百頭の良馬を準備しありて朝廷御用の爲めに往來する諸般の使者は勿論各地よりの諸使節も此に於て換馬を索め疲勞せし馬を留めて新鮮の馬を支給せらる官道より遠く放れて一村落もなく城市あるも其間互に遠く隔りたる山地に在ても帝は必ず命じて同一の驛站旅館を建設せしめ所要の物を整備し驛馬の常備を欠かしめず且其地には人民を移住せしめて土地を開墾新し驛站の用務に服事せしめ以て次第に一大村を成すに至らしむ各國より朝廷に赴く大使使節又は公用官吏の往來等凡そ一切の旅客が各地諸邦を彼此往來して聊も苦痛を感せず極めて便利容易なるを得るは畢竟此制度あるが爲なり之を要するに忽必烈帝が一切萬事に於て世界萬國の帝王人類に超絶し玉ふ所是に於ても亦見るべし帝國全體に通じて宿驛用として備ふる所の馬を算ぶ

れば其數實に二十萬頭より少からず用具整備の旅舎は一萬に降らざるべし其制度の妙なる其運用の有効なる吾が口舌の能く説明する所にあらざるなり人或は言はん一國の人口には限あり如何せば能く充分の人員を出して此限なき義務に當らしむるに足るか又果して如何の方法に由て此無限の人員に其食を給するを得るか言稍と過大にはあらざるかと是れ何人といへども先づ此疑なき能はざる所なり然れども一言能く之を解き得て餘あり曰く象教宗派の人民は回々教人と等しく自己の財力次第にて妻を娶ること六人八人乃至十人なるも妨なし既に此多妻あり之に由て兒子を産むの數實に夥し時には一男子にして兒息を有すること三十人の多きに及び能く父に隨て其力を出すもあり然るに願て吾黨を見れば一夫只一婦のみ不幸にして石婦に遇ふも之と共に一生を慮過せざるべからず之が爲に一家一族を起す能はざるに至る者往々にして之あり吾黨の人口遂に迥に彼輩に及ばざるに至る所以なり又其食料を云はんか決して缺乏を告ぐる憂なきなり此種の人民殊に韃靼蒙古南北支那の住民は米粟稗を以て重要な食とし主に之を以て其生を支ゆ而して此三穀は能く其地に適するを以て一粒を播て能く百粒を穫べし(一)麥に至ては其増收實に少し是を以て蒸餅は彼輩の用ひざる所にして僅かに素麪又は饅頭類と爲して之を食ふのみ米粟稗は彼等之を乳に和して煮て食ひ或は肉と混じ蒸煮にして食ふ凡そ地の開墾し得べき處は一寸にても無益に棄置くこと

なし其家畜の繁殖に至ても殊に甚しく其野に在る時を見るに人毎に各自所用の爲に七八頭以上の馬を伴ひ居らざるものなし人口の繁殖し來る所以の理由如何此繁殖し來る人口に食を給して尙は餘裕ある原因如何は右等の事實に由て了知するを得べし

(一)蘇門答刺にて陸稻増收の割合は一粒八十倍水田稻は一粒百二十倍なりといふ

宿驛と宿驛との間の地には距離三哩毎に一小村宛を配置し前後兩村併せて大約小屋四十軒あり中に脚夫を駐在せしめ等しく御用の便に供せらる飛脚夫は何れも胴に帯を纏ひ種々なる鈴を結び懸け遠方にも彼の來るを聞き易からしむ其疾走するに僅に三哩間のみ即ち甲の脚夫驛より次の脚夫驛に到る迄の間なり彼の疾走し始る時は程なく鈴音鏗々として次の驛に聞え其近づき來るを知て新脚夫其準備を爲し前驛脚夫の着するを待て直に小包を請取り出發前進す斯くして連々甲驛より乙驛に急送し尋常の方法にては十日以上を要する遠路の通信も二晝夜にして容易に陸下の許に達す其迅速知るべきなり(二)果實の季節に至れば大都に於て朝に採集せられし者は翌日の夕刻には早く上都の皇居に達して御膳に上る其距離は通常にては認て十日路程と爲す所なり此三哩毎の飛脚驛には毎驛一人の書記ありて甲夫到着して乙夫の出發せし月日と時刻とを記録するを務とす諸驛站共此記録を嚴重にするは固より同様なり尙其上に吏員ありて月々各驛を巡視し事務の整

理如何を精査し相當の勤務を怠りし脚夫あらば之を罰して免すことなし都て此等の脚夫は諸税を免除せらるゝのみならず尙は朝廷より別に善き手當を受るなり驛用に供する馬は直接の費用を以て飼養するにあらず馬を供給し且之を給養するは各其近傍の府市町村の負擔とす府市の長官は勅令に依り相當の委員を選み住民箇々に負擔供出すべき馬の員數を檢定せしむ町村に於ても亦同じ總て徵發は此方法を以て厲行せらる而して驛站を中央とし其前後に亘り相當に配分して徵發するなり而して後其馬の飼養料は市に於て貢納金中より差引拂渡さる士民一箇人へ割當らるゝ高は其者より最近の驛に負擔支出し置く馬の頭數に由て精算するなり(三)

(二)ハル兵云く甲驛より乙驛に至る距離は通例支那里にて五里なり余は支那の五里は大約英の二哩半に中ると算すと

強壯者が一身を自由にして三哩を走るには一時間八哩の速度を出すこと容易なるべし故に百九十二哩を行くは脚夫を交代せしめて二十四時間にて足れり即ち二晝夜にて殆ど四百哩なり若し之を普通の方法三十哩宛の十日路程とすれば一時間は六哩の速度たるに過ぎず

(三)(案)通鑑輯覽に宋の理宗嘉熙元年蒙古初めて官府の符印を給し驛令を定む初め諸路の官府自ら符印を爲し簡便度なし耶律楚材中書省に請ひ式に依て鑄て給す名器初て重し時に諸王貴戚皆自ら驛馬を起すことを得たり道路騷擾する所に須索すること百端なり楚材復た請て牌額を給し分例を定む其弊初て革るとあり

四百頭の馬悉く皆な斷えず驛務に就くにはあらず一箇月宛半數交代を以て之を使用し他の半數は牧場に休養せらる次月の始には此半數代て役に就き甲の半數其筋力を恢復し以て互に輪流して休

養を爲すなり脚夫又は騎馬夫の通過すべき路に河水又は湖水のある所にては附近の府市は其義務として絶えず三四艘の船を準備し置き以て此用に供せざるべからず或は其間に數日の行程に亘る沙漠ありて一人家もなき所なれば其邊界に在る府市は諸邦より朝廷に往來する大使の如き者には必ず馬を準備支給して沙漠の通過を容易ならしめ且大使及び其從者の食料をも給與せざるべからず此の如き市へは朝廷より賠償せらるゝなり宿驛の所在大路より遠隔なる所にては驛馬は一部分は朝廷の備付とし一部分は其地方の都府市街地より支出するなり

地方の某の處に騷動あるか某の國王の謀反あるか又は他の重要な事を報知する爲の使者ありて非常の速度にて路を進まざるべからざる時は一日の間に二百哩或は二百五十哩も騎り續けることあり這樣的時は其用の迅速急行を要する目標として鷹形の箭牌を携帯するを例とす而して其使人なる時は相共に最良の駿馬に騎て同所より同時に出發し其身體を緊く纏ひ布片を以て頭を巻き最大速力を以て馬を疾驅す斯くして二十五哩隔たりし次驛に達するに至れば新たに其要役に耐ゆべき壯健の換馬二頭ありて之を待つ彼輩一休憩することもなく馬背より馬背に飛び移る各驛毎に馬を換ふること同一法に依り其日を終り以て二百五十哩の疾驅旅行を成し遂ぐるを得るなり更に大緊急の要ある時は夜間も亦此の如くにして續て進み行く若し月夜ならざれば數脚夫をして炬火

を持ち馬前に疾走して次驛に迄伴ひ行かしむ夜間の進行は晝間の如く疾からざるは勿論とす炬火を持つ者の脚力に自ら限あればなり此の如き異常の疲勞に耐て尙ほ能く此役を執る者は殊更に重んぜらるゝなり

此條は爰に止め是より年々二回皇帝が大仁慈の舉あることを説かん

第二十一章

救助

凶荒飢饉又は家畜疫没の際帝國の諸州に賜はる救助

帝は毎年委員を各方面に派出して不順の天候暴風暴雨蝗害蟲害其他疫病等より五穀の收穫缺乏を告げ之が爲に人民の困苦する者あるや否を査察せしめらる此の如き時には當に其年普通の貢租を免するのみならず更に倉廩を開て其生命を支え兼て播種に必用なる丈の多量の穀物を分賜せらる是が爲に五穀豐稔の年は民の爲に最も必要なる穀類を多量に買入れしめ備荒貯蓄の爲に各地諸方面に設けたる倉庫中に貯へ三四年間は腐損の虞なきやう常に十分の注意を加へて保存せしめらる又常に勅令を下して諸倉庫を充實せしめ以て他日の凶荒に備へ玉ふ若し不幸にして凶荒の年に逢ふか或は金銭にて賣下らるべきことあれば市場に於ける相場よりは四倍の廉價にて給與せらる一

二地方に於て家畜の死亡ある時も亦同様の方法に依りて他の州郡より家畜産殖高の十分一を貢納せし物の中より分與して其不幸を救助せらる

帝は常に治下の下民を扶助するに足るべき要務には最も軫念を勞せられ彼輩をして安全無事に其勞力に食み其資産を増息し得るやう全力を盡されたり殊に帝には一の特性ありしことを忘るべからず一朝落雷に由て牛羊其他の家畜の群に災害ある時は一人の産たると數家の産たるとを問はず其群の數如何に多大なるに論なく自後三年間は必ず其常例の家畜産出十分一の貢納を徵することと止めらる又貨物積載の船にして落雷に打たるゝものある時は其船貨の納税金又は貨物幾分の徵收を免せらる雷害は惡兆を示すものなり即ち天帝が其家畜貨物を所有するを好まざる旨を示し給ふ者なれば既に其怒に觸れし物を收めて帝室の庫中等に容るゝは不祥なりと爲すに由るなり

第二十二章

並樹

路傍の列樹及び其保存の方法

一は以て景致とし一は以て實用の爲として帝の定め給ひし規定あり凡そ往來大道の兩側には二歩宛離して高く且大なる種類の樹木を植ゑしむること是なり此は夏日其蔭を利用するの外冬季積雪

の際明かに道路の所在を示す用を爲し往來の行旅を助け慰安を與ふること殊に少なからず土質能く樹木の植付に適する大道は盡く皆な此規定に據る然れども道路若し沙漠の中に在るか岩石稜々たる山上に在る時は樹木を植ゆること能はざるを以て特に命じて石を置き柱を建て以て道の架と爲さしむ又相當の位階ある官吏を選任して此等の事が總て能く設備せられあるや何れの道路も能く整頓しあるやを巡回視察せしむ大道に列樹を植付しめ給ふは右の如き敬慮に出しには相違なしといへども猶之を促がせし一原由あり樹木を植る者は天より長壽を賜ふといへる占考者と星占者の宣言を信じて其實行に心を傾け給ひしなり

第二十三章

酒及び石炭

乞禰地方にて製造する酒類、木炭と同様に燃料に供する石

乞禰地方の居民の大部分は米より製造せし一種の酒に種々の香料薬品を和して飲料とす此飲料即ち所謂酒なる物が甚た美にして殊に風味に富むことは彼等が之を以て第一等の品とし他に求むる所なきを以て知るべし其物たる澄清透明にして味善く之を温めて用ふれば人をして早く醉を發せしむる性あること他の飲料の比にあらず

乞解^{オクイ}地方一帯に一種の黒き石あり脈を成して山中に在るを掘出す之に火を點する時は燃ること木炭に殊ならず薪に比すれば火を保つこと頗る良し宵に之を貯ふれば朝に至りて猶ほ能く燃焼しあるなり此石は炎餘を發せず最初火を點せし時聊か煙を出すのみ然れども燃る間は非常の熱を發するものなり此邦に薪の乏きは事實なれども土地に居民の衆多なる家々火爐の設の無數なる常に溫浴を用ふるもの夥しく且頻繁なる到底尋常の薪炭の量にては彼等の需用に充つるに足らず殊に少なくも一週に三回溫浴せざる者は一人もなく冬は資力すらあれば日々溫浴するを以て常とすればなり位階ある人又富る者は各其家に自用の浴場あり左れば如何に薪材を貯蓄するも此の如き莫大の需用に應じ得ざることとは明らかなる道理なり之に反して此石は其量無盡藏にして價も亦頗る廉なり

第二十四章

賑窮

帝部の貧民及び帝室に救助を願ふ者に對し至大至厚の賑政

地方の人民に多量の米穀を頒ち賜ふことは既に辨せり今は其の至大の仁恵を帝都府内の貧民に向け之に深甚なる注意を致し給ふことを述べし從來豊かに生活せし門地ある名家にして一朝不幸

の爲に貧窮となるか又は疾患に由て生業を執り能はざるか穀類を種付收穫することを得ざる等の事が帝聽に達する時は其家族に對し一年の消費に必要な物を賜ひ翌年其定期に達すれば度支部の官吏の役所即ち此官吏が大内に在て其職務を司る所の局に自ら出頭して前年恩賜を受けし數量の證書類を差出し之に由て復た今年の恩賜を願ふなり衣服に於ても亦同様の恩賜あり此は年々十分一貢租の羊毛絹麻の中より施與し給ふなり即ち此貢租を擧て御用品の機織廠に渡し各職工をして一週に一日は御用の爲めに服務して種々の布帛を織らしめ給ふなり斯くして織成せし布帛より衣服を裁製し夏冬に應じて其季節の物を右等の貧家族に賜ふこと、帝又軍隊にも制服を下賜せらる而して各都市には其地織成の毛織物を貯へ置て此用に供せられ其他十分一の貢納中より之を償はる

蒙古人も未だ象教に入らずして其本來の風俗に隨ひ居りし間は物を人に施す杯の事は一切あらざりき人若し貧困を訴て物を乞ふことあれば彼之を追拂ひ之を罵て曰く咄去れ汝の不幸は汝の天命なるぞ汝天に向て其不平を言へ天若し現に吾を愛し給ふが如く汝を愛し給はば汝も亦吾が繁昌するが如く繁昌せしならんと然るに其後前にも述べし如き高僧善智識の來て帝に謁し貧民を救助し布施を厚くする程善根はなく佛陀の最も嘉賞し給ふ所なるを説きし以來は帝の仁恤を施し給ふこ

と前文の如く朝廷に在ては何人が食を乞ひに来るも一切拒絶せらるゝことなし正規の吏員ありて二萬椀の米粟稗を施さるる日とは一日もありしことなし帝の貧民を賑し給ふ仁惠徳澤天の高きが如く地の深きが如きより國民一般に神明として之を崇拜欽仰せり

第二十五章

占星者

帝都府内の占星者

帝都大都の内には基督教回々教及び漢人にて星占卜占の術に従事し衣食共に前章の貧家救恤と同等なる帝の給與に委頼し以て其術を専業と爲す者大約五千人あり彼等各其天體觀測儀を製し之に十二宮星座を記し各星の子午線を通過する時刻及び全一年間の諸星變を明示し且各宗派毎に造曆者(即ち占星家)ありて年々各自觀測の表に據り天體運行の進路を決し其月々(大陰)の位置を定む是に於て各游星の天宮を過ぐる徑路座次に據り以て年内の天候を預知し毎月の各異現象を豫言す假令は某の月には雷鳴風雨あり某の月には地震あり某の月には落雷暴雨あり某の月には疾病流行し死亡相續ぎ兵亂發し争鬪起り叛逆あり杯といふの類なり乃ち其天體觀測儀上に見る所に據て後日の事皆な斯くあるべしと説くといへども开は神佛の慈悲心に由て爰に記述する所よりも亦自ら

多少の相違はあるべしと附加へ置くなり一年中の人事天時の推定既に成れば之を小紙片の上に記し稱してタクムといふ(一)一片一グロートにて未來の事を預知せんとする諸人に賣り與ふ若し其推定にて幾分か能く事實に當るときは之を造りたる人を稱贊して最も其術に精通せし博士と爲し非常の名譽を得るに至るなり(二)爰に一大事業を興さんとするか商業の爲に遠路の旅行を爲さんとするか其他何にても一事を始めんとする者ありて其成否吉凶を知らんとする時は先づ一人の占星者に就て意見を聞く乃ち將に斯々の事を企てんとする趣を告て時の星廻り如何を問ふ占星者は之に答ふる前に先づ其生年月日を告げしめ其詳細を聞て後其人の生時に當る星位の星宿が如何なる關係にて現在の天體の相互の位置と一致するや否を見定め此比較對照を基として計畫の一事が良結果を得るか不良の結末に畢るかを判斷預言するなり

(一) (案) タクムはアラビヤに我邦俗に九星早見と稱して行はれし曆の類なりタグエルニール氏曰く波斯にてはタクムと名けて其年々の曆を賣る星の緯度より其交重反衝等の類に至るを載せし天文星座の日曆にして戰爭時疫飢饉等の預言を記し新衣を着るに宜き時放血を爲し下劑を服するに好き時旅立を爲すに善き日杯を示す人民一般に之に信賴し之を所持する者は何人も萬事皆な其規定に由て支配せらるゝと我俗に所謂本命九星下段中段の吉凶の類なり
(二) ニール氏曰支那政府にては今に曆の頒行を認て國家の重要事と爲す人間萬事を以て皆な其曆の制規の中に收め入るに季節日時に種々の名目を付て之を分配せしのみならず人民一般の迷信の爲に曆面には必ず吉日惡日を載せ婚禮旅立衣服裁縫

買物進退願書の差出し其他人間平日の行動為端に關して各其最良の日を示すなり之に由て政府は人民をして服従の圈内より脱出せしめず藩屬諸王に之を頒て正朔を奉せしむるなり私に其爲成を企るは必ず重罪に問はる而して天下一人も此曆なしには一日も過す能はず是れ緊要の事を然日(佛滅)に初めて大不幸を招くことを懼るればなりと

(案)通鑑に元の至元十七年庚辰郭守敬等以爲く金は曆を改めしと雖どもたゞ宋の紀元曆を以て増益を加へしのみ未だ嘗て天に測驗せず況ん冬至は曆の本なり曆の本を求むるは氣を驗するに在り宋の舊儀は多く協はずと乃ち南北の日官陳鼎臣等と儀象圭表を創建し簡儀、候極儀、渾天象、玲瓏儀、仰儀、立運儀、證理儀、長符、圓凡、日月食儀、星晷正時儀、九表懸正儀、正儀、の十三器を作り復た監候官十四人を遣はし道を分て測驗せしむること二十七所遍く曆法に準し申數を酌取り新曆を成し之を上りて嘗ふ今考へ正す所は冬至、歲餘、日躔、月離、入交、二十八宿の距度、日の出入晝夜の刻の七事、測法する者は太陽の盈縮、月行の遲疾、黃赤道の差、黃赤道の内外の度、白道の五事なり而して悉く諸曆積年の月日法の傳會なる者を去り一に天道自然の數に本つく之を永久に施して弊なしと之を授時曆と名け天下に頒つとあり頗る精細なるものに似たり

蒙古人は十二年を一周紀として年を算へ第一を獅子の年と稱し第二を牛の年とし第三を龍の年とし第四を犬とし其餘皆な其名を付て以て十二年を全周するに至る故に人若し其生年を問はるゝ時は余は獅子の年の某の日某の時某の刻に生れたりと答ふ此數件は其兩親の必ず注意して書冊中に記入し置く所なり十二年の一周紀完く終れば其初に回り續て同一の序次を反覆するものとす(三)

(三)(案)元朝秘史等に據れば蒙古にても古より十二肖圖を用て年を紀したるに似たり而して其順序は我邦現用の者と同じく鼠牛虎兎龍蛇馬羊猴犬猪なり本文擧ぐる所は皆に其序次を錯亂せしのみならず其物も亦杜撰を究めたり是れ決して著者の正しく數へ舉し所にはあらざるべし當時著者は其車略に牛犬猪の生物を以て年に名け數ふと述べ殊更に精細に其序次等を列擧

するの意はなかりしものと見えたり又其獅子とあるは後來佛鈔の者が虎を誤りたるものなるべし

第二十六章

蒙古の宗教 靈魂に關する説 其習俗

前にも既に述べし如く蒙古人は都て象教信者なり人々の神として崇敬する者は一片の靈牌なり之を其室の壁上高き處に釘し牌面には神名を書し最高最上の天神として奉祭し日々香を燒き禮拜を爲す其之を禮拜するや兩手を捧げて後顔を以て床を打つこと三回以て神より識力健康を授け賜はんことを祈るの外他事なし其下の床の上にナチガイと名くる像を置く之を認て地上の萬物即ち地中より生せし一切諸物の神と爲し之に添ふるに一婦數兒の像を以てす天神を拜すると同様に香を燒き手を叩げ床に頭を低て之を崇拜し天候の順調五穀の豐稔子孫の繁昌等を祈るなり彼等は靈魂を以て不死の者と信せり其意に謂らく人死すれば靈魂は直に他人の體に入て轉生し而して今生の所行に善惡あるに隨て來生は轉々して次第に高貴となり賤劣の者となるべく今は貧困の人にて自ら其行を慎み高潔有徳なる時は死して直に轉生し先づ良家の婦人の腹中より生れて自ら一箇の紳士と成り次に轉生して有位の貴婦人の胎内に入り生て貴人の列に入り斯くして次第に昇進し遂

には神聖の伍列に入るべし然れども之に反して今生は紳士の子なるも其行不徳なる時は來生は田夫野人と爲り次第に前生よりは下り降て遂には犬と爲るに至るべしと(一)

(一)案)天神地神の事は上篇第四十八章に詳かなり参看すべし

彼輩か相會て相話するの状は最も慇懃にして禮義あり互に温顔満足の色を以て丁寧に挨拶し進退閑雅にして薰陶完全の態度を存す其物を食ふには殊に清潔を旨とせり兩親に對しては尊敬至らざる所なく苟くも人の子たる者にして兩親に不敬なるか其老を扶げざることもあらんか公の法廷ありて其事あるを聞けば直に不孝の罪を以て之を嚴罰するを專任の職務とす種々の罪を犯せし罪人は之を捕へて牢獄に投じ遂には絞罪に處せらる然れども三年の期滿る迄其儘居りて幸に帝が大赦を行ひ給ふ時に逢へば放免せらる但其煩の一方に踪して世人に認め易からしむ

今の皇帝は賭博の類一切を禁じ其他騙詐を以て人の財を取る方法は嚴密に之を制止せられたり蓋し此國の人民は世界中に於て最も之に耽る風習あり此惡風を制獄する理由の一として帝の布令の中に言ふ所を見るに朕は朕の劔の力を以て汝等を征服せり是を以て汝等が所有する所の物は正當の權利上盡く皆な朕に屬せり故に汝等若し賭博せば是れ汝等朕の財を以て賭するに當るとあり然れども此權利を頼て一物をも縦に取上げられしことは未だ曾てあらざるなり

階級の上下を問はず凡を人民にして帝の御前に出づる時其秩序規律を守るの狀に就ては爰に一言せざるべからず彼輩皇帝の在すべき處を距る半哩以内近く時は直に謹肅温和沉重なる舉止態度を取て帝の尊嚴を敬重し奉り肅然として一語一聲を聞くことなし位階ある者は各々一小唾壺を携へ謁見の座席杯に坐する間は其中に唾して敢て床上に吐く者なく壺中に唾し畢れば之に蓋して一禮を爲す兼て又常に綺麗なる白革製の長靴を携へ參朝して帝の召喚を待つべき殿内に入らんとする時は先づ此白靴を穿ち歩行し來りし靴は家僕の手に致して保管せしむ此風習は華麗なる絨氈を汚さざらんが爲なり其絨氈は絹絲金線を以て巧に織成し五彩燦然たるものなり

第二十七章

盧溝河及橋

ブリサンガンと稱する有名の河及び其上の橋

乞得地方と大都府内の政府警備及び皇帝の威嚴壯大なる等の事は既に已に述べ了れり是より將に帝國の他の方面に就て説かんとす讀者須く先づ記すべし帝が著者マルコポロを大使として西方の國に行しめ玉ひしことあるを因て著者は帝都を去て四個月間西に向て旅行せり乃ち今其往來の間に見し所を以て讀者に告げん

帝都を去て行くこと十哩にしてブリサンガン河に達す此河流て海に入る海より来る數隻の船巨多の商品を積て之を通航す(一)

(一)(案)ブリサンガン河とは盧溝河の事なり俗に漕河と名く今は永定河と稱す即ち桑乾河なり又之を黑水河と謂ふ水色最も濁り其急なること箭の如し東南流して天津に至り白河に合すブリサンガンは波斯語ブリサンヤより来るブリは石なりサンギは橋なり當時元廷には西方諸國の人の奉仕せしものも少なからば往來毎に此河上の橋を過ぎたるより慣て之をブリサンヤ即ち石橋と稱せしより遂には自然に橋名となり又河の名とも爲りしなるべし

此河上に頗る美しき石の橋あり恐くは世界に無比なるべし其長三百歩にして廣八歩なり十騎相並て之を馳するも猶ほ餘地あるべし橋脚間涵洞を爲す者其數二十四なり二十五脚を以て之を支え脚は水中に建つ皆な蛇紋石より成り構造最も巧妙を極む橋の甲端より乙端に至るまで兩側に美麗なる欄干あり大理石の石板と石柱より成る配置の式甚だ妙なり兩端の登り口に於ては橋の頂上よりは稍と廣く登り了る處よりは兩側直線を爲して並行す橋の頂上水平面の部に一大塊石より成る高さ柱あり大理石の龜の上に立つ其底に近き處に大なる獅子の像あり其頂上にも亦獅子の像あり水平面より前後勾配の部に移らんとする處又各美麗なる一柱あり同く獅子の像あり頂上水平部の柱を距ること一步半なり而して柱と柱との間は橋の全長に通じて巧に彫刻せし石板を以て填塞し柄にて次の柱に連接す而して毎柱間相離るゝこと俱に一步半にて同く獅子の像あり全體併せて美

觀を成す此欄干ありて初て通行人の危難を防ぐへし右は橋を降る方に於ても登る方と同様の事と知るべし(二)

(二)(案)盧溝橋は北京の廣寧門より支那里三十里にして盧溝河に跨り南北往來の官道に當る金の大定二十九年河流湍急なるを以て初て石橋を造り明昌三年に至て成る長さ二百餘歩石欄に獅子數百を刻する等頗る鬼工を究む波光曉月上下に海濤す盧溝の曉月と稱して燕京八景の一なり其長は實際八百五拾尺餘にして涵洞即ち櫛形は十三間なり本文二十四間とするは著者が記憶の誤なるべし其四數里にして同じ官道に琉璃河あり琉璃橋其上に架る范成大の集に琉璃河又劉李河と名く水極て清波茂林之を瑣るとあり橋の涵洞は二十四間なりマゲランス氏も著者は蓋し琉璃河と盧溝河との記憶遠にて述べしものなるべしと云へり本文盧溝河には舟航の便ある由に云へど盧溝河は水流急湍にして船を通すべからず橋の涵洞も二十四とあれど十三に過ぎず之に反して琉璃河は河水平流して琉璃の如く大に舟航に適して房山よりの石炭船の通航も盛に行はれ涵洞の數も二十四箇なれば愈以て兩河の取違なること明かなり琉璃河は涿州の北支那里三十里に在り

第二十八章

直隸省涿州

グーザ府

此橋を過ぎ西に向て進むこと三十哩其間土地肥沃耕田能く開け葡萄園繁茂し人烟稠密華屋高堂少なからざる地方を通過し遂に繁華隆盛の都會に達す之をグーザ(涿州)と稱す(一)象教派の僧院多し居民は大概商業手工を以て生業とす金欄及び最上紗の製造盛なり旅客に使用なる旅館甚だ多し

此市を距ること一哩路二つに分る一は西に向ひ一は南東に向ふ西に向ふ者は乞得の各地方を通過し南東の路は蠻子(南部支那)の地方に至る者とす(二)グーザの地を去て乞得の疆内を往くこと十日なればタインプ(太原府)に達す(三)但此十日間の道中には處々に繁華なる都邑要害堅固なる城砦の地も多くありて商賈製造の業も盛に行はれ葡萄園も少からず耕地も亦甚だよし乞得の疆域内にて葡萄の産出なき土地へ爰より多く葡萄を運輸す此地亦桑樹に富り居民其業を採て蠶を伺ひ多量の絹糸を製す此地の四郷には繁榮の都市少なからず距離も互に遠からざれば往來交通自ら頻繁なるより風化頗る開け人民一般に文明の象あり而して商賈絶えず互に相往來して彼此に商品を搬び各々定期の市を開て常に其利便を得ること大なり所謂十日路の道筋よりは別途を往くこと五日路にして(タインプ)に比すれば幅員も大にして尙綺麗なる一都市ありアクバルクと名く(四)皇帝游獵の境場は此地を以て限とす此境界内に於ては何人も禽獸を狩するを許さず但皇族諸王侯と狩獵長官の名簿中に登録せられある者は別段とす此境外に在ては相當の資格ある者は皆な自由に狩獵することを得べし御獵の境は此地を限とすと雖ども此方面に帝の游獵あることは曾て甚だ稀なりしが故に野獸の類殊に兎は年々に繁殖して州内の生殺を殘らす傷害するに至れり此事帝聽に達するや帝は王侯貴官一切を率て此地方に臨幸あり無量の野獸を獵獲せられたり

山西省大同府

(一)ラムシヨ本にはグーザとあれどグエニス古本にウヨグ巴里の羅甸本等にセオグイ抄とありて何れも支那首のチヨを轉訛せしものたること明かなりザといひケと云ひグイと云ふは例としてチヤリの轉訛なり即ち涿州を指すなり

(案)涿州は北京の西南支那里にて百四十里秦の上谷郡三國には魏の范陽郡の地なり拒馬河の岸に在り商業最盛にして市街には人民輻輳す四達八洞の地なり著名なる永濟橋は此河に架せり橋身二百丈十八洞あり榆柳堤を覆ひ蒲葦岸を夾む京南の雄據なりと云ふ

(二)涿州の市街を出る僅に五六丁にて東南の方山東に赴く大路分岐し之より西は旅人車馬の數俄に減す本文路二つに分るといふもの即ち此を指すなり

(三)タインプは太原府にして山西省の首府なり(案)治所を陽曲縣に置く唐の開元年間都を置き北京と稱す五代の唐に西京といひし地なり次章を見よ

(四)(案)アクバルクは突厥語なり蒙古語にては之をチヤガンバルカスンといふ共に白都の義なり韃靼人は帝都を稱するに往往此語を用ふ故に白都と稱する地は一處に止まらざるなり著者は蓋し遙かに西北に在る大同府の事なれば大同府は周の并州の地にて後魏に至り都を此に徙し後に遼に入て西京と爲し金に入て西京路大同府と爲せり遼金の宮垣は府城の西門にあり路廢の基今猶ほ存せり

第二十九章

山西省太原府

タインプの都府

グーサ(涿州)の市街を去て十日の旅を爲し終ればタインプ(太原府)に着す首府も亦同名を以て

稱せらる廣袤最も大にして甚た華麗なり貿易の業最も盛に行はれ各種物品の製造も亦少なからず殊に兵器武器を造り爰に貯へて皇軍の用に供す葡萄園甚だ多く之より葡萄を採集すること最も夥しタインフ(太原府)治下(今の山西省統都治下)に於ては此葡萄の栽培は府の周圍附近の疆域内に限るといへども其收穫能く全省に供給して猶ほ餘ありといふ他の菓實を産することも亦多し桑の如きも其一なり多く其實を生じ兼て其葉を以て蠶を養ひ多量の絹絲を産出す

第三十章

山西各平陽府

ヒアンフの市府

タインフ(太原府)を去て西行七日其間良き一地方を過ぐ許多の都會城邑ありて商工の業繁昌を極め商賈は其地方の各處に往來して利を得ること少なからず此地方を行き過ぐればヒアンフ(平陽府)と稱する都府に著す幅員大にして最も有名の地なり(一)此地も亦商工の輩多く住せり此地絹絲を産することも亦多量なり當地の事は先づ大略に止め之より著名なる都府カマヤンフ(河中府)に就て述べんとす然れども先其前に有名なる關峯サイジン(大慶)を辨すべし

(一)ヒアンフはヒンアヤンフにて平陽府なり治は臨汾縣に在り太原府の南々西にして汾水の河岸に在り

(案)魏の都せし處にて秦漢には河東郡の地とし晉の永嘉三年劉淵啓城して都を此に建つ歴代認て重要の地と爲せり

第三十一章

大慶關

サイジン(大慶)の關峯

ヒアンフ(平陽府)の西方にサイジン(大慶)と名くる關隘あり殊に強大にして且美なり遠き昔に金帝の築きし處と云ふ(一)關峯の牆壁内に壯麗なる金闕玉樓あり殿内には古代より此地に於て位に登りし有名なる歴代諸帝の像を掲げ美麗なる一場の展覽會を観るが如し今聊か金帝の歴史中に於て其著明の事實一二を述べん帝は當時有力なる一君主にして多くの國土を所領とし宮中無數の艶麗異常なる年少佳人を貯て常に之に近侍せらる帝關峯に游幸ある時は鳳輦に御し常に此年少婦女をして之を牽かしむ纖弱の婦女も多數の力容易に之を引て恰も一小車を挽くが如し此輩始終帝に服侍して其娛樂たると要便たるとを問はず一切の勤務に力を致して勞を辭せず帝出で、朝堂に立つ時は其權力亦甚大にして政を施すに嚴正なり國人の謂ふ所に據れば其城寨の防禦は格外に堅固なりしとぞ然るに帝は王罕^{ワシカン}に對しては實に其一臣僕たるに過ぎりき王罕^{ワシカン}とは誰ぞ上焉既に説きし所にして世人の法師王^{ワシカン}として知る所の者なり帝は既に其一臣僕たるに拘はらず傲慢にして

自ら以て強盛とし遂に王罕に叛逆を企てたり王罕之を聞て之を憂ふること殊に甚しく心竊に以爲らく其城寨の位置最も堅固なれば假令之に向て軍を進むるも到底之に近くべからず況や之と戦ふをやと因て已むを得ず姑くは其儘に差置きしが或る時其麾下に屬する七八の騎士王罕に見えて曰く我等心を一つにし金帝を生捕り之を麾下に曳き來らんと欲すと王罕聞て大に喜び大賞を懸て之を決行せんことを命せり七騎士は之に由て金帝の城寨に向て出立し某の遠國より來りし者と伴り稱へ金帝に奉仕せんことを請ひて其使用する所となるや職任を勤むること忠實勉勵にして遂に大に新主人の信用を博し愛倖を得ること衆に超え狩獵游幸の時杯には必ず常に之をして身近くに在らしむるに至れり帝一日游獵に出で、一水を渡り他の供奉の者は皆な彼の岸に残して其の近侍の者は七人の騎士のみとなれり騎士は之を見て好機失ふべからず會て期する所を果すは此時に在りと爲し何れも劍を拔て帝を取巻き強て之を捕て法師王ジョンの所領に伴ひ行き帝の臣民をして一人も力を出すに遠なからしめたり法師王の幕營に達するや王は之を捕虜として命じて賤民の衣服に替へしめ侮辱を以て之を壓伏し之をして屈從せしめんと欲し命じて家畜を牧養せしめたり帝は斯く困苦不幸の境遇に在ること二年其の間監守を嚴にせられて遁れ出づる隙もなかりき二年の歲月漸く過ぐるを待て初て法師王の前に引き出せしに定めて死刑に處せらるゝものとして戰慄して

已まざりしが法師王は却て峻烈嚴重の訓誡を加へ傲慢を慎み驕放を戒め後來忠順の道を失はざらんやう警告して後之を免し命じて王者相當の服裝に改めしめ莊重なる警護を付て其封國に還らしめたり之より以後は彼常に忠順の心を保ち法師王との間も至極和順友好の交を以て生涯を過ごしたり金帝の事に就き余が聞きし所は即ち右の如し

(一)案)サイジン一にタイジンとあり大慶關の轉訛なるべし大慶關は山西省蒲州永濟縣の西、黄河の岸に在り一に臨晉關又河關と名く舊名は蒲阪浦又蒲津關なり宋に至り大慶關と改む對岸は陝西省同州朝邑縣の臨晉關なり俱に關河の巨防山陝の喉吭とす此書の本にはタイジンと云はすしてカイケイ又カイツイとあり解州を指すものに似たり左れど解州は春秋の時の晉の地にて内に鹽池あり其利を擅にすと雖ども別段要害の處にもあらず關塞とは稱すべからず或は潼關を指すとの説もあり是は歷代皆な要地と爲す所なれども地は對岸陝西の同州府黄河曲の南西岸に在て名字相副はず共に本文いふ所の地にあらざるべし但其地は何れを指すとするにもせよ本文の此一章は始より終まで風を捕へ影を捉る如く夢の如く譚言の如し從來歐羅巴人が未知の他國の事を記すに當ては往々空想に馳せて動もすれば荒唐無稽の言を列擧して平氣なる風あり此章の如きは最も其甚だしきものとす前篇の處々に愚案を述べしが如く法師王ジョンなる者は往古歐羅巴に流行せし宗教的童話の假設人物なり王罕は現に元の初代成吉思汗と同時代にして西曆一三〇三年土御門天皇建仁三年成吉思汗と雖を構へ敗走して乃蠻の部將に殺されたる人なり當時金朝の勢は已に衰弱に傾かんとすといへども猶ほ能く疆土を保ち首府中京即ち燕京に都して北部支那に君臨せり殊に王罕は名を脱忽魯兒といひしが金帝を以て宗主と仰ぎ之に仕て臣禮を失はず帝より王號を與へられ之に汗號を添へて王罕と稱せしことは史文の共に明に記す所なり左れば金帝は山西の邊疆なる大慶關の邊に都する筈もなく臣禮を取りし蒙古部落の一小部長に因縁となりて漢の蘇武の如く牧羊の苦役に服せし筈しなし著者は十數年の久き支那

よるこぼる紀行
 三〇二
 に在て元の世祖に仕へたる人なり豈に此の如き荒唐の言を爲すべけんや謂ふに後の歐羅巴人が自己の空想を以て妄に挿入せしものなるべし

第三十二章

黄河

カラモランと稱する重要な大河
 タイジン(大慶關)の關塞を去り行くこと大約二十哩にして一大河に達す之をカラモランと名く
 (二) 此河廣くして且深く其上に架するに實質の橋を以てするを得ず其水は遂に大海に注ぎ入る尙
 は後に詳説すべし其沿岸には都會城邑の地多く無數の商民居住して商業殊に盛なり其河水に臨む
 國內には牛糞を産し絹絲も多量なり鳥類の夥しきは殆ど信すべからざる程なり殊に雉に於て最も
 然りとすヴェニスの銀貨一グロートに三羽の相場にて賣買せらる一種巨大なる竹の産出あり其量甚
 だ夥し其大なるは徑一尺の者あり一尺五寸の者もあり居民之を取て種々の用に供す

(一) (案) カラモランはカラムレンの訛なり蒙古語にてカラは黒ムレンは河即ち黒河にて蒙古人が黄河を指して稱する所の名
 なり此に大慶關を距ること二十哩とあるは後人の挿入なるべし大慶關は直に黄河の岸上に在るなり黄河は此邊にては其流勢
 殊に急にして一哩四尺の勾配にて流るといふ秦紀に昭襄王の五十年初て河橋を作るとあるに司馬貞注して浮橋を臨晉關に爲
 るなりといひ西魏の大統三年高歡蒲坂に軍し三浮橋を造て河を渡らんと欲して果さずとあるも四年舟を造て梁と爲すとある



第二編 第十二章

三〇三

まるこぼる紀行
三〇五
も亦唐の開元十九年蒲津の兩岸に東西の門を開き各々鐵牛四箇を造て浮梁を維ぐとあるも昔な大慶關に舟橋を造て黄河の急流を渡したるを云ふなり

第三十三章

河
中府
今蒲州
府又
は同州

カチヤンフの市府
河を過て行くこと三日すればカチヤンフと稱する都會に達す(一)居民は皆な象教宗なり盛に商工業を營み諸品の製造に移む此邦内には絹絲生薑良薑甘松香其他我等の國杯にては殆ど知らざる所の種々の藥品を産す又金襴其他各種の絹織物を製織す次に有名なる重要な都會ケンザンフに就て説くべし

(一)案カチヤンフは河^{ホチユンフ}中府の轉訛にして今の蒲州府の事なり即ち古の蒲阪にて舜の都なり又河東とも稱す唐の開元には中都を置きし處なり爰に河を過て行くこと三日にして到るとあるは後人の地理を知らずして漫に加へしものなるべし蒲州は猶ほ黄河の手にあれば河を過ぐる密なく河を過ぐれば陝西の地にて最早山西の内にあらず左れば支那の地理に明かなる著者の口述せし所にあらずるは火を賭るよりも明かなり若し河を過ぎて陝西の地内に入り更に三日を過ぎ行くものとすればカチヤンフとあるは陝西の同州府を指すものとせざるべからず夫にては轉訛も餘りに甚しきに過ぎたり然れども或は著者の思遂にて同州府といふべきをホチヤンフと云ひしやも亦知るべからず

第三十四章

陝西
省
京兆
府
今
西安
府

ケンザンフの市府

カチヤンフを去て西行すること八日其間續て幾多の都會商業の市街を過ぎ無數の菓圃耕地を通る桑樹處々に繁茂し桑椹を産すること夥しく絹絲の製造盛なり人民は一般に偶像を崇拜すれども基督回々突而克登の徒も亦稍々是れあり地方野畜多し游獵に最も妙なり鳥類の捕獲も亦少なからず八日の行程を経て都會ケンザンフ府に達す昔日は一大強國の首府にして歴代帝王の皇居となり累世武備強盛を極めたり(二)今は忽必烈帝の子、名はマンガル(忙哥剌)王父帝より主權を附與せられて統治する所なり(三)大商業地にして工業製造にも有名なり生絲生産の量最も夥しく金襴綾羅錦繡の製織最も盛なり諸種の食料に富み價格も自ら廉なり人民は一般に偶像を崇拜すれども基督回々の宗徒及び突而克登の者もあり府を距ること大約五哩の地に一平原あり中に壯麗宏大なる宮殿ありマンガル王の居所とす宮の内外に數派の飛泉流水等ありて景致佳趣を添へ又美なる游苑あり高き墻壁を以て圍み廣袤五哩に及ぶ上に女墻あり苑内種々の禽獸を蓄へ游獵の資に供す壯麗なる宮殿は實に其中史に在りて羨觀天下に冠たり殿内廳堂室房限りなく多く何れも金碧彩繪を以て修

飾し夥しく大理石を裝飾して華麗を極めたり王は父帝の徳風に倣て其領地を治むること甚だ公正なりければ人民皆な之に悦服し居たり王も亦父帝に似て最も狩獵放鷹を嗜めり

(一)(案)ケンザンフとは京兆府の訛なるへし京兆府は今の陝西省の西安府なり周の武王の都鎮京の地にして秦も亦都邑と爲し漢に至り長安と稱し四方輻輳の地となり晉四魏後周隋唐都し唐西京を建て關内道を置き都を洛に遷す迄は此に都せり府治は長安と咸寧に跨がる漢唐故都の地なれば遺蹟の多きこと他に見ざる所なり此地を西安府と名を改めしは明の始なり

(二)(案)マンガルは忽必烈帝の第三子忙哥剌なり西平王に封せられ陝西四川を統治し西歴一二八〇年に薨せり

第三十五章

曼ガル地方と蠻子地方の境界

マンガルの居所より西に向て進めば三日の間は猶ほ許多の市街城邑の地を過ぐ人民皆な商業製造業に従事し絹絲産出の量夥し三日の路程を終れば路は山嶺巖谷の地方に抉まる即ちクンキンの疆内に入るなり然れども猶ほ居民なきにあらざる象徴を信じ地を耕し兼て狩獵を以て生を營む土地多く密林を以て被はる獅子(虎の誤)熊大野猫淡黄鹿羚羊牡鹿其他數種有用の野獸棲息すること甚だ多し此疆廣袤二十日程に及び道路全く山上谷間深林の中に在り然れども猶ほ處々に市街の地散在して旅客の便宜需用に應ずるに足る此の二十日間は絶えず西に向て進む(一)而して遂にアクバル

樓道

漢中府

クマンジと稱する處に達す蠻子界の白都といふ義なり蠻子疆域内の邊界に在る都會なり土地此に至て平坦となり人戸最も稠密なり(二)居民は通商製作工業を以て生を營む又生薑の産出最も多量にして北部支那の諸邦一帯に運輸し商人の利を得ること甚だ大なり國內米麥類の産出に富み價格甚だ廉なり此平野の地は人烟殊に殷賑にして廣袤實に二日程に達す之を過て山地に入り高山大谷相續き深林之を被ふ更に西行すること二十日路傍處々に象教崇信の人民部落を爲し耕作と狩獵とに由て其生を支ゆ爰には前文に擧し野獸類の外一種麝香を生ずるものあり其數殊に多し(三)

(一)(案)本文述る所の行路の順序を以て推測すれば著者口述は陝西省の西安府を去て蜀の成都府に入るものなるは論なき所とす左れば西安府より西行三日とあるは渭水に沿て進み鳳翔府の寶雞に抵り之より山谷の間に入るなり有名なる陝西の樓道に入るものとす西安の四百哩渭水の西岸寶雞縣に對する所より始り漢中府の西北大約二十哩褒城縣の邊に終る一に連雲樓と稱す陸賈の所謂側徑を嶺巖に緣り危嶺を絶壁に縋る者なり輿程記に曰く褒城縣より東五十里支那里法にして漢中府たり此に至り路初て平かなりと方輿紀要に曰く野昔な大山なり坡嶺に緣て行く缺る處あれば木を以て之を續き道を成すと橋の如く然り所置樓道なり其間喬木道を夾み行く者夜に過へば或は凶穴の間に宿る褒城に出で地初て平かなりと本文クンキンの境と謂ふ者別本にはクンクンとあり何れも轉訛の甚しきものと思はる一洋人の説に漢中の訛なりと爲せど左にはあらざるべし余は樓道又は雲樓の轉々して變訛せしものと爲さんと欲す本文樓道の間を二十日程とし尙ほ西に向て進むとあれど一本に二十は八とあれば八日程とするを是とすべし西に向ふとは著者の述へ誤りか筆者の聞き誤なるべし西安より寶雞縣迄は西なれど寶雞より漢中に向ひ蜀の成都に向ふには南方と云はざるべからず

(二)(案)アケマルクの名は既に大同府の處にも出づストラトレンマク氏の説に據れば蒙古人は何れの處に限らず王侯の居所たる大都會を稱するには常に此名稱を用ひしものと見えたり左れば漢中府は漢の都にてもあり地は漢江に臨み肥沃の平野の中に在り北よりすれば秦嶺の山脈を離れ南よりすれば蜀の棧道を出て眼界忽ち開け一見其好觀を賞せざるはなきより之をアケマルク(白都)と呼びしものなるべし

(三)(案)漢中の平野を過て再び山谷の中に入り更に西行すること二十日とあるは所謂蜀に入るの棧道にして之を金牛峽又五丁峽と稱す即ち南棧にして四川の鉅州に至る大鉅關口なり金牛に由て南の方朔天嶺に至る嶺地最も高し嶺より西行し鉅關を過て綿州漢縣を通り以て成都に達するを得べし

第三十六章

四川省
成都府

シンヤンフ及び大江

山嶽重疊の地方を過ぎ行くこと二十日にして平原に達す猶ほ蠻子(宋の故地)の内に屬す此にシンヤンフと稱する地あり首府も亦同名を以て稱せらる有名なる大都會にして往時は有力強盛なる王家數世の所在地なりき(一)成都府の周回二十哩あれども今は左の事情にて分割せられたり先代の老王に三子あり死後は三子をして各々位に登らしめんと欲して都府を三部に分割し墻壁を以て之を離隔し一部宛を分ち與へたり尤も全都は舊に由て總て外墻を以て圍繞しあるなり故に此三子は父王の死後各自に玉位に即き父王の富有廣大なる領地を分ち取て尙ほ頗る廣き一部宛の地積を領有

する事となれり然れども大可汗忽必烈帝之を征するに至て三子共に其所領を失ひ全地皆帝の版圖内に歸せり(二)

(一)シンヤンフは一本にシンヤフとあり著者の口述にはシンフとありしを轉訛せしものなるべしシンフは四川省の首府にして其西部に在る成都府なり

(案)成都は古の蜀の國なり秦に蜀郡と曰ひ漢に益州と曰ひ三國には昭烈帝劉備此に都し晉に成都縣城と曰ふ唐に劍南と曰ひ南宋と曰ひ西川と曰ひ宋に益州と曰ふ元明清共に成都と爲す唐の天寶十五載玄宗安祿山の亂を避て暫く此に駐り五代の時王建孟知祥蜀に據て皆な此に都せり府城は周回支那里二十二里餘四門あり明の洪武の初府城に因て増築せし所なり

(二)(案)都府及び國を三分して三子に分ちしといへる説は殆ど夢中の囈語と一般何れの史にも曾て見ざる所にして實際には斷じて古來なき所なり是れ或は成都は三國蜀漢の劉備を都せし處なれば當時漢の末天下爭亂三分して魏吳蜀の三國となりし史説を擧て著者が話せしを後の歐羅巴人が東洋の歴史に暗きより誤に誤を加へ且支那の都城は何れも皇城内城外城の三部に分隔しあるに附會して遂に虛を以て實と爲し來りしものなるべし成都は支那にても大都會の中に屬し頗る壯麗にて人口も八十萬に下らず大約三哩四方の方形城を爲し尙ほ外に外郭あり本文三十哩とするものは外郭を併せての事なるべし市街の路は廣く眞直にして四通八達直角を爲して分岐し方形の石を敷き詰め中央高くして左右に排水を能くせり蜀志諸葛亮の傳にも沃野千里天府の土とある如く府外の廣野長き東南より西北に至る大約九十哩廣き四十哩に及ぶ土地最も肥沃隨て人烟稠密股賑なりといふ

都府には數條の河水遠く山々より流下し來て或は其外を繞り或は其内を貫て種々の方向に流通す中には廣き半哩のものもあり又二百歩なるもありて何れも甚だ深く河水の上には廣大美麗なる

大江其下
流揚子江

蜀錦

石橋を架するもの數个所ありて廣さは八歩長さは河水の廣さに應じて同じからず甲端より乙端に至る迄兩側に數條の大石柱列を爲し以て橋上の屋蓋を支ゆ蓋し此地の諸橋には何れも美麗を極めたる木造の屋蓋あり赤色に塗り瓦を以て之を覆へり橋の全長に通じて屋下には許多の房室と店舗とを設け各種の商業を營み居れり(三)中に一字の大屋あり收税吏此に住して食料商品の諸税を徴し橋上通過の人に通行税を課す斯くして皇家に收むる所の全額は日に金貨百ペサントに及ぶといふ(四)此諸川は府を過ぎて後皆な相合して一大河となる之を江と名く(五)其流域は之より大約百日程の土地を貫流して遂に海に入る尙ほ其詳細は書中其局部に於て述べる所あるべし

此諸川の沿岸及び其流域の處々に許多の市街城邑の地あり船舶も無數ありて日々莫大の商品を積載し首府に來往するもの織るが如し邦人は都て象教徒なり

此地を去て路を行くこと五日或は平原郊野を過ぎ或は溪谷の間を往く其間壯麗の邸第城郭小市街に遇ふこと少なからず住民は耕殖を以て生業とす

首府には製造の業盛なり殊に精好至美の織物所謂蜀江錦縐細紗等を製すること最も多し前に出だせし地方と同く此國に於ても獅子(虎の誤)熊其他の野獸の害に苦めらる

五日の旅程を終れば荒涼たるテベットの國に達す

(三) (案) 水利考に府には大江滂流して民、殷に土、沃なりといひ史記の河渠書に蜀守李冰二江を成都の中に穿てり今の大江は岷江(汶江)の正流にして成都人は之を南江と曰ふ一水、北より來り大江に會するもの之を北江と謂ふ北江又分て外江内江の兩つとなる内江又錦江と名く此水を以て錦を濯へば其美を増すといふ三流より以下派別支分して渠堰を爲すもの悉く數ふべからずとあり本文述る所能く其實を得たり府の内外橋も亦多し有名なるもの七橋あり其最もなるを萬里橋と曰ふ大江の水に架す西通志に橋高き三丈寬さ之に半ばし長き十餘丈と見えたり

(四) 他本には千ペサントとあり従ふべきに似たり

(五) (案) キヤン江なり大江を謂ふ即ち岷江なり南流して眉州を過ぎ嘉定に至り大渡河に會し叙州府にて金沙江に合して東流し瀘州を経て重慶府に至り揚子江となるなり輿程記に江源より成都に至る九百九十里水甚だ急ならず瀘以東は長川巨浸悉く岷江に委して波流益々以て浩衍となる百石の大船は瀘州に止る瀘州より以西即ち上流は江水漸く狭しとあり重慶府は大江と嘉陵江の會する所舟筏の利四川省中第一なり光緒二年英人と約して貿易場を開く蜀茶蠶桑の富あるが故なり

第三十七章

圖的特國
即四威國

テベット國

テベットと稱する國は蒙哥汗(元の憲宗)が其兵をして此國に進入せしめし時蹂躪せられて全く荒涼の地と化し去れり進で此地に足を入るれば二十日間の行路には無數の市街城邑の跡廢墟となりて尙ほ存するものあるを見る(一)人烟絶てなきを以て野獸殊に虎の棲處となり繁殖の數殊に甚し

く商旅の往來夜間は多く其害を被るに至れり故に此路を往來するには其食料を携帯すべきのみならず夜間休止すべき處に達するに當ては最も用心を周到にし次の如く馬の殘食せられざるやう預防の法を施さるべからず此地方殊に其河水沿岸の處には竹林多し竹の長さ十歩周圍三掌節間も亦三掌に及ぶ旅人先づ其數本を剪て一束と爲し休息の處より程善き距離に置き日の暮れんとするを待て其周圍に火を燃し火熱に由り爆裂して驚くべき猛烈なる爆發の音響を生せしむ其音響の高きことは二哩隔つるも尙ほ能く聞く事を得べし乃ち之に由て野獸を畏懼せしめ以て近傍より逃げ去らしむ又兼て鐵製の足枷を用意し以て馬の四足に繋げ置くなり然らざれば馬は爆竹の響に驚き繩絆を切て飛び去るべし此預防法を疎にして大切の馬を失ひし者少なからずといふ斯くして荒涼の境を過ぎ行くこと二十日宿するに家なく索むるに食なく時に三日若くは四日にして偶々之あることもあらば幸にして必需品を補充することを得べし此路程を辿り過て漸く少許の馬牛と城郭とを見る城は巖上高き處又は山嶺の上に建つ之より次第に人家耕地を見る此に至れば最早野獸の殘食に遇ふ憂なし

(一)テベット又チベットといふ所前圖伯特にして即ち西藏のことなり今はヒマラヤ山の北側に在て達賴喇嘛と班禪喇嘛の統治する國のみに限て稱するの名なれども昔は唐古特と稱せし地、四川陝西に界する境域をも併せて爾稱せり支那人は之を

四蕃シツパン又吐蕃ツツパンと稱せり本文前章に成都を去て大約五日程テベット國に入るとあるものは僅に此國の東部四川に接する處をいふなり

(案)唐以來の吐蕃即ち明の西蕃は今の西藏なり隋以前は未だ支那に通ぜず唐の貞觀八年吐蕃の弄贊といへる者初て使を唐に遣はし十五年宗女文成公主を以て之を娶はす夫より吐谷渾(今の青海)を滅し甘肅新羅の諸蕃を臣とし輻輳萬餘里に達せり當時其牙營を建し所は今の達賴喇嘛の居る所の拉薩の地なりといふ現に伊克招廟大門の右に唐碑あり長慶の初年唐と吐蕃との會盟の文を刻す達賴喇嘛は喇薩の布達拉廟に居り前藏と號す又班禪喇嘛あり日喀則城の扎什倫布廟に居る之を後藏といふ四川の西は山嶽突起して高さ一萬二千尺以上に及び以て成都の廣原平野を界す此山地の麓に大都會雅州府あり西藏拉薩に赴く大道は此山地に在り而して雅州は實に其咽喉たり一方は四川に通じ一方は西藏と雲南の四部に通じて商業貿易の關鍵の地なり現今支那本部と西藏との區界は邊塔と金沙江の西に在りと雖ども今より二百年前迄は猶ほ其東の方打箭爐の邊なりしが如し西藏人は之をタルチエド又はタナンドと稱するに似たり左れば著者マルコポーロの時代には更に數十里の東即ち雅州府近傍迄は西藏の境内に屬せしなるべし本文に入戸稠密富饒の地を行く五日とあるは成都より雅州に到るの間をいふに似たり而して本文テベット國(西藏)と稱して著者の足を入れし處は今の西藏にあらずして猶四川の中雅州以西の地のみなるが如し

蒙古兵の吐蕃即ち西藏に入りしは宋の理宗の寶祐元年癸丑蒙古憲宗の三年にて忽必烈兵を分て府都都善(今の雲南府)等を取り進で吐蕃に入る其蘇蘇固圍懼て出で降ると史に見えたり

此地方の人民中には一種醜汚なる風習の行はるゝあり畢竟象教宗の無智蒙昧より來りしに過ぎず
 开は凡そ少女たるものをして成るべく長く處女の態を存して正婚を好まざらしめ正婚を成す前に

成るべく多数の男子と交通し得んことを欲せしむる事なり是れ彼等は自ら斯くする事は彼等が尊信する佛神の好み玉ふ所にて男子と交り得ざりし婦人は世に無益の長物なりと確信するに由るなり故に一隊の商人此地方に着する時は其夜宿の天幕を張り畢るをも待たず嫁入すべき少女を持つる母親は何れも競て其所に少女を伴ひ來り各々我女が旅人の選擇に預らんことを争ひ之に迫て我女を取り幸に其附近に滞留の間は我女と同棲せられんことを懇請す而して艶麗花の如きものは先づ選ばれて留めらるゝは無論なれども其然らざる者は失望鬱悶して歸り去る其留められしものは幾日にも旅客の出立する迄は同棲し居るなり旅客出立する時は舊に由て之を母親の家に返し決して伴ひ去ることなしといへども必ず旅商に向て携飾品指環等何にても一品親愛を表する記念の禮物を贈らんことを請求し之を得て少女は家に還るなり後日此少女が他に嫁することもあれば首及び其他體の處々に通く此數々の飾品を以て粧ひ其多きを以て是迄數多の人の願念愛憐を受けたることを知り之を見出して妻に迎へし少年男子は自ら誇て終生大に之を敬重し而して凡そ妻たる者が夫へ持參するには之に上越す品物はなしとするなり故に婚禮の式典に當て新婦は數多の粧飾品を以て其席に列せし會衆に示す會衆は之を見て佛神の冥助能く新婦をして是迄無數の男子の眼に艶麗愛すべく見えしめたる證左なりと爲して之を尊重するなり已に人の妻となりて後は何人も

之と接觸することを得ず此法則は必ず之を守て犯すことなきなり凡そ象教を尊信する此地方の人民は不信奸詐瘴惡にして掠奪を以て罪過とは考へざるが故に世界第一等の盜賊人種なり彼等は皆な狩獵捕鳥を以て生業とし兼て穀物を食料とす(二)

(一) 掠奪を繼にするは支那に隣接する西蕃人に限るなり西蔵を旅行せし者の記する所に據れば其人民の風俗は大概正直にして忠實なりといふ

爰に又麝香を生ずる獸あり其數甚だ多く其香氣を以て全國一帯を薰徹する程なり毎月一回之を分泌して已に前にも述べしが如く自ら臍の近傍に一種の膿瘍即ち充血せし瘡腫の如き物と爲り斯くして其血が幾回も劇く反覆して分泌發出するより遂に凝結して麝香となるなり此地方には何處にも此獸多く棲息し香氣普く空氣に充滿せり方言にて此獸をグッデリと名く(三)犬を以て之を捕ふ此等の人民には鑄造せし貨幣なく又元朝發行の紙幣すら用ふることなく其通貨としては常に珊瑚を用ふるなり(四)衣服は粗野にして皮革か又は様製せざる獸皮か或は粗布を用ふ通語は蠻子マンジに隣接するテベツト國境に固有のものあり此邦往時は重要な國にして八王國に分れ都府城邑の數も少からざりしといふ(五)河川湖水山嶽甚だ多く河水には沙金を産す其量甚だ大なり(六)珊瑚は前述の如く貨幣とし用ふるのみならず婦女は之を以て頸飾と爲し又佛像を飾るにも用ふ金襴吳羅の製織

あり未だ曾て歐羅巴に舶載せざる數種の藥品を産すること多し這般の人民は妖術魔法を善くし其兇惡なる術を以て未だ曾て人の見聞せざる程の最も非常なる靈惑幻妄の魔法を施すなり彼等は能く卒かに暴風雨を喚び起し之に伴ふに電光雷鳴を以てす其他千差萬様の奇恠不可思議の事を生ぜしむ之を要するに性質善しからざる人種なり其飼狗は驢馬の大きに劣らず最も強くして諸種の野獸殊に彼の猛烈巨大なる驢牛即ち所謂ベヤミニ(七)を獵るに用ふるに足るなり此地又最良なる鷹の産出あり飛翔極めて神速なる隼をも産す居民は之を以て獵に捕鳥を爲す此テベント國は續て上文に口述せし諸州郡と共に皆な忽必烈帝に服屬し居るなり次に説くをカインツ國とす

- (三)本文ケツアリを方官と爲せどクラプロツ氏は之を聖古語としコラレツスキ氏の辭書にはケツアリとあり其れ或は然らん
- (四)(案)一本には珊瑚を貨幣とすること見えず貨幣には鹽錠を用ふとあり従ふべきに似たり尙次章を參看すべし
- (五)(案)往時は八王國に分れ都市城邑多かりしとあるは著者が傳聞の誤なるべし前の註釋を看よ
- (六)西藏の東部は多く諸水の源を發す金沙鴉龍湖治の如き皆然り中に就て金沙江最も沙金を出す因て此名あり
- (七)ベヤミニはプラミニの訛なるべし蒙古にてはナグといひ西藏にてはチョウリと稱し印度人は之をヌラガイと曰ふ或はベヤミニはフエミニの轉なるべし當時ヴェニスにて野牛を稱せしといふ

第三十八章

カインツ國

建昌路即
ち今の四
川寧遠府

カインツ國は西方の一國なり往時は其地の會長ありて之を領せしか元帝の版圖に入りしより以來は其命する所の布政使ありて之を治む西方の一國と云ふも亞細亞の西部に在りとの意にはあらず今予が口述の順路東北の方面より説き來るを以て乃ち之より西に在る國と謂ふの義なり居民は衆教信徒なり國內都市城邑多し首府は國の入口に在り又同名を以てカインツ府と呼ぶ(八)府の近くに鹹水の一大湖あり白色の眞珠を産すること夥し但形は圓からず其量の多きこと實に甚しきを以て若し箇人に許して縦まゝに採集せしめば價格を失ふの恐あるが故に官の特許證を得しものにあらずれば漁獲するを禁ず附近の山には土耳其玉を出すもあり之を採るも亦政府の許可證を有する者に限る(九)

此地土人には恥づべく憎むべき風習あり自らは毫も不面目の事と思はず旅人の通行する者あれば之をして必ず彼等の婦妻女兒姉妹と交歡せしむるを常例とし旅客此地に到る時は各家の主人は強て其中の一人を伴て家に歸り一家内の婦女殘らずを擧て其人の自由に任せ之をして其家の長とならしめ自分は他に出で去るなり而して旅人は其家に滯留中己が帽子又は他の一物を窓に掛けて滯在の記號とす家外に此記號のある間は家主は決して家へ歸らざるなり此風習は國內一般に行はれ彼

等に之を以て佛神尊崇の道と心得斯くも旅人に忠實慈悲の行を爲す時は必ず佛祖の冥助を蒙り五穀豊稔の恩酬あるべしと固く信じて疑はざるに因るなり

土人の使用する貨幣は左の如く調製す先づ金を以て細き棒に作り之を截て何程かの長と爲し一も極印記號等を刻することなく單に其目方に隨て之を通用す之を其大貨幣とす小貨幣に至ては即ち左の如きものを用ふ此國には處々に鹽井あり之を小き鍋の中に煮て鹽を製す鹽水を汲て煮ること一時間凝て糊状と成る之を以て錠を作り各價二ペンスの者とす下面平坦に上面凸起す此錠を取て火の近くに置ける熱瓦の上に排列し以て之を乾固せしむ此鹽錠の貨幣には毎片皇帝の極印を押す此は帝より任命せられし官吏の外は何人も調製することを許さざるなり此錠八十片にて金の一サツギに通用す然れども商賈之を携て山地若くは人の餘り交通せざる土地の土民中に行く時は鹽錠六十片五十片又は僅に四十片にてさへ金の一サツギに交易し得るなり开は市街を距ること遠く蠶爾として常に一處にのみ住み慣れて風氣開けざる度に隨て高低多少あるなり是れ斯の如き僻遠の土人は黄金を採集し麝香を收穫し其他の物品を所有するも平生之を賣捌くべき市場を得ざればなり前にも述し如く此輩常に河底より沙金を採集するが故に此の如き低廉と雖ども猶ほ甘じて之を賣放つなり此等の商賈が前述のテベト國の山地等に旅行するにも右と同様に此鹽錠を携へ

行けば貨幣として通用するを得べし蓋し此方面の人民は此鹽錠を以て食物と俱に消費し最も日用必要の物として貴重するを以て此輩の利を獲るは實に莫大の事とす之に反し都會に住する者は全形の錠は之を貨幣として適用し只其破片のみを以て食用に供するなり(三)此地にも亦グヱドリと稱して麝香を生ずる獸を産すること甚だ多く其生出する麝香も比較上夥しき量とす湖中には多く佳良の魚類を産す國內虎熊麋鹿羚羊多く種々の鳥類も亦夥し酒は葡萄より製することなく小麦米にて造り更に香料の調劑を加へ以て良好の飲料と爲す

此地又丁香を産す其樹小にして枝と葉は月桂樹に似て稍く長く且狭し花は白くして小く其實の子も亦自ら少し熟する時は暗黒色となる生薑の産出もあり又種々の藥品の外肉桂を産することも夥し但歐羅巴へは未だ曾て輸送せしことあらず(四)

カインヅ府を去て反對の國境に達するには十五日の路程なり而して其間行々可なりの人家住民を見又許多の關隘あり狩獵捕鳥に適する場地も少なからず居民の風俗習慣は既に前文に述べし者に殊ならず十五日の路程を終れば一大河に達す之を布盟楚河(金沙江)と稱す即ち國境なり河中沙金を産すること其量甚だ大なり下流は遂に自ら海に注ぐ其他自弊に價すべきものなきを以て措て論せず是よりカラヤン國の事に説き及ぶべし

(一)(案)カインンは建昌路の轉訖にて今の四川省寧遠府なり金沙江は橋子江の上流にて西藏に起り下て雲南に至り一大曲折を爲す此曲折の内邊に包まるゝ地を中斷して更に一大水の西融より流れ来る者之を鴉龍江とす金沙江大曲折の中央邊に入て之と會す鴉龍江の將に金沙江に會せんとする稍々其前に一水あり左より來て之に入る之を安寧河とす安寧河の流域は風景奇絶なる一大溪谷地にして其北端に一部會あり隋唐の嶺州の地にて元の建昌路即ち今の寧遠府なり史に唐の至徳二載吐蕃に没し後に收復せしも復た變寇に破らる是より先き今の雲南地方に六詔あり(詔は王の號也)威通中其の衆諸雲南を併せ進で之に據り城を立て、建昌府とし黑白二變を以て之に實つ其後諸酋強を争ひ地を分て四となり段興を推して長と爲す其裔没強く遂に諸酋を併て自ら府主と爲る蒙氏制する能はずとあるもの即ち本文に往時は酋長ありて之を領せりと云ふに當る此溪谷地方は東は羅々斯族の山國に界す而して此山國は北は延て雅州迄も及ぶ羅々斯は悍悍化し羅々斯族なり山地連綿として國を南北に分隔して一大障壁を爲し成都より雲南に對るの道路は雅州に於て初て分岐し夫より此山脈に依て全く分れて二條となる山の東に在るは岷江に沿て叙州に抵り昭通東川を経て雲南府に達す四の一路は建昌を通過して大理府に走るなり而して建昌即ち寧遠より更に一支を分て南の方雲南府に赴くべし元の憲宗の時(四曆一二五三)忽必烈が兵を率て當時雲南西部の一獨立國の首府たりし大理府を征せし時に進みしは即ち此山西の道なり而して著者マルコポロの行きしも亦此道たるに相違なし雅州府を距ること三日程清溪縣に至れば此路即ち西藏街道の大路に合す此大路を取れば打箭爐(チベット)巴塘を過ぎ西藏拉薩に達すべし著者の所謂チベット即西藏なる者は前注にも論ぜし如く雅州附近の此連山地を以て其疆域と爲せしものなり二十日の間荒涼無人の境を過るといふものは即ち寧遠府に抵る迄の間的事なり今も猶ほ清溪縣を出れば數日の間は人烟を見ざるなり無人の山上荒涼の地を過ぎて著者初て人境に來り奇絶壯快なる建昌の溪谷地に入り此に至て先づ其首端にカインン府即ち建昌路(今の寧遠府)あり幾多の市街村落あり桂樹あり香料美酒あり而して遂に南方金沙江に達せしなり此溪谷の地こそ即ち是れ著者の所謂カインン國なれ

(二)(案)府の附近の一大湖とは熱水湖を謂ふにや寧遠府の近くに在り一小湖にて眞珠を産することを聞かず如何にや西藏街道の理塘には眞珠の産出あり巴塘の西に土耳其玉を出すとの説あれど信じ難し
 (三)(案)通志に今の鹽源縣に鹽井二あり鹽五十八所を散くとあり鹽源縣は寧遠府の屬縣なり鹽井は其他處々に在り鹽を以て貨幣と爲し通用するは雲南の南部鎮遠府沿邊一帶に廣く行はるゝ事なり
 サツギョはヴェニスの銜量の名にて一オンスの六分一に當る故に鹽錠は金一オンスの四百八十分一の價格に當るなれば金一オンスの相場を英貨四ポンドとして鹽錠一片は正に二ハンスに中るなり
 (四)丁子は回歸線外の地には生ぜざる者なれば此邦内に在るべき密なし樹形矮小にして葉は月桂樹の如く白花を開くと茶の樹を謂ふ者に似たり蓋し著者は茶と云ひしを後人が丁香と誤り傳へしなるべし

第三十九章

雲南省
南府

カラヤン國及び其都府ヤチ府

右の大河を渡りカラヤンの國に入る幅員甚だ廣し因て分て七治所と爲せり土地西邊の境に在り
 (一)居民は象教宗徒にして今は元帝の版圖に屬す皇子センテムルを封して此國の王と爲せり富有尊榮有力の王にして智徳兼備はり國を治むること甚だ正し(二)此の河を去て西に向て行くこと五日其間人戸稠密の地方を過ぎ許多の城邑を見る居民は鮮肉と五穀とを食とす一種固有の方言あり之を學習するは甚だ難し邦内善良の馬を産す五日の行程を終れば其首府に達す之をヤチと稱す

廣大壯麗の都會なり(三)府内工商多く象教(土人)及び聶斯托爾派の基督教回々教の諸教徒雜り住す然れども其數の最も多きは象教徒の輩とす土地肥沃にして多く米麥を産す然れども人民は専ら米を食て小麥製の蒸餅は不佳として用ふることなし他の穀物より香料を加味して酒を釀す透明淡色にして味最も佳なり貨幣には海中より採聚せし貝子を用ふ彼等亦之を以て粧飾用とも爲して頸筋に纏ふ貝子八十箇は銀貨一サツギョの價に等し即ちヴェニスの二グロートに中る(四)但良銀八サツギョは純金の一サツギョに相當するなり此國には鹹水の湧泉もありて居民使用の食鹽は都て之より得るなり而して此製鹽の税銀のみにても實に政府の一大歳入と成る(五)

民間一つの陋習あり他人我が婦女と姦するも事若し婦人の得心より出たる時は夫は之を認て己に害を加へし者とは爲さざるなり周回殆ど百里の一大湖あり諸種の魚類を漁獲すること夥し中には巨大のものもあり(六)居民は鳥肉羊肉牛肉野牛肉の類都て生の儘食ふに慣る然れども先づ之を左の如く調理するなり肉を取て極て小片に截り鍋み鹽水中に漬け種々の香料を加ふ上流の人は皆な斯く調理すれども下民に至りては細かに切て後只僅かに大蒜醬汁中に漬るのみにて其儘之を食ふこと恰も調理を加へしものゝ如し

(一)(案)カラタンは他本には多くカラジャングとあり本書の次章にカラサンとあるものと共にカラジャングを以て正とすべ

しカラジャングは蒙古諸島嶼の義にて雲南省を謂ふ拉施特哀丁の蒙古全史に乞解の西南に一大國あり支那人は大禮國と謂ひ蒙古人はカラジャングと稱す印度にてはカンダヘル我波斯にてはカンダハルといふ廣袤甚だ大にして一方は四藏唐古特に接し一方は蒙古乞解及び金齒國に界す都をヤチと稱すとあるに徴すべし抑も今の雲南省は漢の益州永昌牂牁越嶲四郡の地にて唐の初南寧州總管を置きしが天寶の末南詔に没し大中中蒙氏自ら號して大禮國と曰ひ五代より宋迄は段氏之を領して仍大禮國と稱し元の至元に至り初て雲南諸路を置きしなり蒙古全史に又曰く此邦民の中には黒と白との別あり蒙古語にて之をカラジャングといひ一をヤカンジャングと謂ふなりカラは黒色ヤカンは白色なり蓋し衣服の自ら殊なるに由て此名あるなり支那人の所謂烏蠻白蠻に當る唐書南蠻傳に蠻に東西蠻あり西蠻は之を白蠻とひ東蠻は之を烏蠻と謂ふとある者は是なり永昌府地方の蠻民所謂金齒蠻は皆な白蠻の遺種なり

(二)(案)本文既に此府に王たる者を忽必烈の子「センナムル」とし次章大理府に王たる者を「コガチン」として同く忽必烈の子とせり蓋し聞書の誤か傳寫の誤記なるべし拉施特の蒙古全史に據れば忽必烈其子忽哥赤を雲南王に封じカラジャング國を治めしめしが此王薨逝の後其子也先帖木兒之を繼承せりとあり獨逸の東方學者クラプロッス氏が元の世系表に據て算する所にては其繼承は西曆一二八〇年に在りとす左れば本文いふ所は此事實を轉倒して傳へたるにて「コガチン」即ち忽哥赤王はカラジャング府即ち大理府に在て國を治め也先帖木兒王はヤチ府即ち雲南府に居て位に在りしとあるは著者が此國に赴きし時の事と歸國後の事とを口述し其頃迄カラジャング府に在りし「コガチン」王は其後薨去して其子センナムル王繼て立ちヤチ府に在て國を治め居る由開けりといひしを冒語略略に失して兩王同時に位に在りしが如く誤り傳へしものなるべし是に由て之を觀れば「マル」コギロが雲南に入りしは一二八〇年より前なりしこと知るべし「コガチン」は即ち忽哥赤の訛にて忽必烈帝の第九子なることは前の注釋に出だせり

(三)(案)「ヤチ」とは今の雲南府にて兩漢の益州の地なり益州の支那音「ヤチ」ナより轉訛して「ヤチ」となりしなるべし

(四)案)古代貝子たからこを貨幣として通用せしことは説文に貝は海の介蟲なり古者貝を貨として龜を貨とせしが周に至て泉あり
 秦に至て貝を廢して錢せんを行へりとなり書經盤庚の疏に貝は水蟲なり古人其甲を取り以て貨と爲せしと今の錢を用ふるが如く
 然りとあり華夷珍玩考に貝子は海賦なり人に採られ積て山の如し内の肉を淹爛し暹羅シムラ檳榔ベングラ國に轉賣し錢に當てて使用すと
 あり又史記の平準書にも農工商交易の路通じて龜貝金錢刀布の幣現れりとあるが如く貝を通貨とせしは往古支那一帶の事な
 りしが金銀幣の便利なるに若かざれば世の開くるに隨て秦の世に已に廢し僅に雲南地方にのみ舊風の遺り居りし者なりクラ
 ブロス氏の記に據れば貝子八十箇は支那の銅貨六文に中る即ち英貨半ヘンニーに同じとせり一七八〇年頃東部檳榔ベングラ國にては
 八十箇の價は一ヘンニーの八分の三に中れりといふ
 (五)案)雲南府安寧州の西に鹽井數所あり大井石井河中井大井新井是なり俱に鹽を産す鹽官を置て之を理すと大清一統志
 に見えたり
 (六)案)一大湖とは有名の滇池を謂ふなり一に滇南澤とも昆明池とも名く後漢書西南夷傳に周圍二百餘里水深くして廣く
 未は更に深くして狹く倒流するに似たり因て之を滇池と稱ふとあり又九域記及び元史地理志等には周五百餘里とあり湖水數
 條あり舟楫能く府城市街に通ずるの便あり

第四十章

雲南大理府

カラザン國

ヤチ府(即ち雲南府)を去り西に向て進むこと十日すればカラザン國に達す首府の名も亦カラザン
 を以て呼ぶ(一)居民は象放徒なり國土皆な元朝皇帝の版圖に屬す其皇子コガチン王政權を握て治

を施せり(二)諸河底よりは塊又は細沙を爲して多く黄金を産出す山にも亦金の鑛脈あり國內金の
 産額豊富なるが爲に其價格金一銀六の割合なり此國民も亦前に述べたる如く貝子を以て通用貨幣
 と爲す去れど其物は此地に産することなく印度地方より運搬し來るものとす此邦民も純潔なる處
 女を娶らざること前に述べし所に同じ

(一)カラザンは前章の註釋に記せし如くカラジャングの訛にて烏蠻の蠻古名なり而して本草のカラジャンに今の大理府の地
 を指すなり即ち漢の益州郡三國漢の雲南郡の地にて梁の末に蠻に入り唐には姚州都督府に屬し天寶以後南詔蒙氏の據る所と
 爲り大梁國と號す滇記に蒙氏都を名けて其時と曰ひ別都を都蘭と曰ふ其字は今の大理府、都蘭は今の雲南府なりとあり唐書
 南蠻傳に曰く南詔は本は哀牢夷の後烏蠻の別種なり夷語に王を詔といふ其先は六詔あり蒙詔、越詔、浪詔、遠詔、施浪
 詔、蒙舍詔是なり兵力相均くして互に相下らず蜀の諸葛亮討て之を定む蒙舍最も諸部の南に在り故に南詔と稱すと其後鄭道
 楊の三氏互に相篡奪し五代晉の時段氏與て之を統一す元史に蒙宗の三年忽必烈兵を率て金沙江を濟る慶勝蠻の主迎へ降る
 (今の麗江府)進て大理城に薄り其王段智興を虜にし兵を分て附都都督を取るとあるは即ち此カラジャンたる大理府を略し同
 時に雲南府即ち當時の都善本府の所謂ヤチ府を取りしを云ふなりヤチ府よりカラジャン府に至る距離を十日程とせり恰も雲
 南府より大理府に至る路程に符合す大理府は古き一小都にして一大湖に臨み廣漠なる平原を控ゆ湖を洱海と稱す其形人の耳
 の如く周三百里ありといふ
 (二)コガチン王の事は前章の註に詳かなり復た贅せず

此地大蛇(鰐)棲息す長さ十歩胴體の周十指尺指と小指とを取りあり其前部首に近き處に短き兩足あり

り虎の如き爪三つあり眼は大なる圓蒸餅より大にして其光電の如し口顎潤くして人を呑むに足る齒牙巨大にして且鋭利なり之を要するに其全體の形容實に怖るべく如何なる豪傑も如何なる獸類も之を見て戰慄恐怖せざるはなし(三)其他長さ五六歩乃至八歩の小なるものも亦之あり之を捕るの法左の如し晝間は土地酷熱の爲めに洞窟中に潜み夜間は食を索る爲に出で來り其出逢ふ所の動物は虎狼に論なく何にても執て之を食ふ而して後湖水河水湧泉のある處に往て水を飲むを常とす斯くして河岸汀邊に沿て行動し其體量非常に重きが爲に通路には深き渠を留むること恰も沙上に重大なる材木を曳きたるが如し之を獵るを以て業とする者は其常に往來する道筋を熟知し置きて其地中に固く横木を据ゑ附け之に鋭利なる鎗の尖鋒を植ゑ彼の爲に認められざるやう砂にて丁寧隠し置く彼其常に往來する處へ進まんとて此路を過る時は必ず此利器の爲に刺されて直に倒る時に其近傍に居る群鴉之を見るや直に啞々として啼き喚ぐを常とす獵師は之を合圖とし直に其地に進て肉より皮を剥ぐ且猶豫なく其膽を傷付けずして取出すことに注意す是れ藥品として極めて貴重せらるゝものなればなり若し誤て狂犬に咬まるゝ時杯目方四五分も酒に溶かして飲用すれば最も効ありといふ又分娩の催進薬ともなり婦人が出産に苦む時之を用ふ癰腫小膿疱其他の發疹物ある時も少量之を用ふれば現に能く之を消散し其他幾多の病苦に効驗少なからずと稱す肉も亦高價

に販賣し得るなり其香味實に他の獸肉の遙に及ぶ所にあらずと爲し諸人皆之を貴重して其好味を賞賛すればなり邦内の産馬は其形甚だ大なり尙稚駒の中に印度に輸て之を賣捌く但尾の第一節を除くを以て習慣とす是れ尾を左右に揮り動かすことなく常に綺麗に垂れたる儘あらしめんが爲なり蓋し騎乗の時尾を振り廻すは其態見苦しと爲すに由るなり此國の土人が馬に騎るには歐羅巴の佛蘭西人の如く常に長鏡を用ふ蒙古人及び其他の國民は皆な短き鏡を用ふ是れ弓を射るに更に便利なるに由る然るに此國人は其箭を射るに當ては必ず馬上に在て鏡の上に起立するなり甲冑は都て野牛の革より成る其携ふ所の武器は槍槌弩なり箭には悉く毒藥を塗るなり此國の人は常に毒を所持して之を帶る者多し殊に平生惡事を爲す者に於て最も然りとす是れ何か犯罪ありて捕へられ拷問等の苦を見んよりは寧ろ之を呑て自ら死するに若かずと爲すに由るなり(四)然れども之を支配する官府には又其用意あり豫め常に犬屎を備へ置き犯罪者には直に之を飲ませて其毒を吐き出さしむ是れ此消毒薬は此等の兇漢の所行を防ぐの良劑なればなり此地元帝の治下に屬する迄は居民の行爲殘忍兇暴實に左の如きことありたり若し旅人にして品格あり兼て容貌美しく優れて剛勇の氣性ある者一民居の家に宿ることある時は夜間竊に之を殺害す是れ常に其金を奪はんが爲のみならず其才藝智能を具へたる被害者の靈魂が我が家族共の上に留まり其効力に依りて全家の福

利幸運を招き來るべく斯くして貴人の靈魂を攝取し得る者は必ず實に幸多き人なりとの迷信より此兇暴を敢てして憚らざるなり而して之れが爲に命を失ひし者擧て數ふべからず然れども帝の版圖となりて其政の行はれし日を始めとし嚴に此兇惡の所行を禁せられたり若し之を犯す者あれば一々嚴罰に處せられしを以て遂に其跡を絶つに至れり

(三)爰に大蛇とあるは鱗を指して云ふなり中古の歐羅巴人は鱗其他龍類を呼ぶに往々大蛇の名を以てセリセーキスビヤ其人の如きも亦然りとす

(四)案)方輿紀要に雲夷は黒水内に居る毒矢を造る膚に着けば立處に死す今は其種諸郡の山谷間に散居すとあり

第四十一章

金齒國水昌府

カルダゲン國及びヴォチャング府

カラザン府(大理府)より西行五日にしてカルダゲン國に入る(一)元帝の版圖に屬す首府をヴォチャングと名く(二)此國にては黄金を目方に懸て通貨とし兼て貝子を通用す黄金一オンスは銀五オンス替へ一サッキの金は五サッキの銀に中るなり此國には銀の鑛山なしと雖も金坑は少からず故に銀を輸入する商賈は大利益を占るなり國內の一般の風俗として男女共に金の薄板を以て巧に齒を被ふ其製甚だ巧妙にして工合能く齒の形に適合し始終其位置より脱ることなし男子は

又其腕又は脚を纏て黒く黥し條文を爲し又は紐を捲きたる如くす之を刺すの法左の如し針五本を一つにして肉に刺し以て血の出るに至り黒色の繪具を用ひて其上を擦擦す乃ち永遠不滅の痕を留むるなり斯く條文を體上に有するを以て修飾とし且は人に誇るの名譽の一とす居民の意を用ふる所は常に馬術狩獵其他武器操縦の藝術軍事生活に屬する事等に在て自餘の事は措て問ふことなく家事一切の整理は擧て之を妻女に任す妻女は或は賣買し牧畜し或は戦争にて捕虜とせし奴僕を助手として家中の百事を司どる

(一)案)カルダゲンのカ字はサ字の誤なるべしカルダゲンとは波斯語にて金の齒の義なり方輿紀要に雲南の永昌府は古の哀牢國なり後に蒙氏の據る所と爲り永昌府と稱す元の至元二十三年金齒等の處の宜撫司を置くと又曰く金齒城は今の府城なり夷俗金を以て兩齒を齒む者を金齒と曰ひ其齒に漆塗る者を漆齒と曰ひ其面に文する者を縞面と曰ひ其足に刺する者を花脚と曰ひ彩繩を以て髻を掛む者を花角と曰ひ銅圈を以て其鼻を穿ち其耳に垂るゝもあり纏て哀牢と曰ふ之を金齒と謂ふは其俗に因るなり金齒の本の名は芒施蠻なり異字(南詔蒙氏)が諸蠻を破てより金齒の種族衰へたれども其後没盛となり元に至ては之に因て金齒等の處の安撫司を置けりとあり著者が殊更に波斯語を用てサルダゲンと稱せしは當時蒙古人は此名を以て此地を呼びしものなるべし

(二)案)ヴォチャングとは首府永昌府ないふなり本書の一本にはニンシャム又ニンチャン杯とありヴォチャングはヴォンチャンケの誤にてニンチャンケより訛せしなるべし府治は今の保山縣に在りて中古金齒の首府なりき

民間一種の奇習あり凡そ婦人一兒を産て産褥より起き其兒を洗ひ布片にて纏ひ了る時は夫たる者

直に妻女の去りたる産摩の跡に代て座を占め其傍に置きし産兒を取り二七日の間は自ら之を看護して惰らず其間朋友親族來り見舞うて祝賀を述べ而して妻女は専ら家事を執り庵中に居る夫に飲食を運び夫の側に在て生兒に哺乳するなり鳥獸の肉は生の儘か又は前に述べし方法に調理して米飯と俱に之を食ふ酒は米より造り香料を加ふ好飲料なり

此地方には寺院もなく偶像もなく只各其祖先を祭る皆な謂ふ我等の今日あるは皆な我が祖先より來るなり我等の有する所の物は一物として祖先の庇恩に依らざるはなしと彼等には一も文字筆記の知識なし土地一帯に山又山にして密林之を被ひ野蠻未開の狀に在るを思へば敢て怪むに足らざる所なり夏季は空氣陰鬱不快にして健康に害あり是を以て商賈其他の旅人は是非此地を去て其死を免れざるべからず土人互に賣買を爲して貸借の證據を他日に留むるには其長たる者四角なる一片の木を取り二片に割て其上に要する所の金高の數を刻す而して双方各自に其符合する一片宛を受取り藏すること我歐羅巴の割符勘定の所行に同じ期限に至て負債者清算を了る時は債權者は其一片を交付して雙方満足を表するなり

此國は勿論カインヅ、ツオチャング、ヤチの諸都府にさへ醫術の心得ある者は一人もなし若し貴人富者の病に罹ることある時は家族は直に巫覡の輩を呼迎ふ此輩乃ち偶像を齎らし來て之に犠牲を

供へ病人をして疾患の狀を申告せしむ是に於て音樂隊の出席を命じ高音の諸樂器を吹奏せしめて偶像に對ひ且つ歌ひ且つ舞ひ惡靈が其中の一人の身に乗り移る迄續く其移り來るを待て奏樂歌舞の所作を止め惡靈の乗り移りたる人に向て病人の疾患の原由と之を治するに用ふべき方法を尋問す惡靈は其移りたる人の口を借て其病は曾て其の神に對し犯せし罪あるに由ることを告ぐ巫覡は之を聞て同輩の中より祈禱者を選び之を其神の所に遣はし患者の犯せし罪を免さんことを乞ひ其疾癒る時は彼が血を犠牲に供へ奉らんことを誓はしむ然れども惡靈にして病氣恢復の望なきを知る時は犯せし罪重く神の祟甚しくて如何なる犠牲を供ふるも許容なき由を告ぐ之に反して彼其平癒の見込あるを知る時は黒頭の羊若干頭を供へ若干の靦と其妻とを招待して其手を以て供物を捧げしむべし斯くして之を禱らば初て其神の哀憐を請ひ得べしと告ぐ親族一統は之を聞て一時も猶豫せず都て其需むる所に應じ羊を屠り天に向て其血を灑ぎ巫覡は患者の家一帯に燭を燃し沉香を以て煮し羊肉を煮たる汁と香料を加て醸せし酒とを空中に散布し而して後偶像神祇に敬虔の意を表して笑ひつ歌ひつ且舞ひ且踊るなり次に惡魔の憑きたる人に向ひ神は之にて満足せられたるや或は猶他に爲すべき事あるやを問ふ贖罪の行既に充分なりとの答を得る時は巫覡一統は舞蹈を止め皆な食卓に就き犠牲として供へられし肉を食ひ天地に洒ぎし酒を飲み以て歡喜祝賀の意を表

す此饗宴畢り謝儀を受けて後巫覡の輩は皆な其家に歸る抑も病の癒るは實に天命に在り彼輩之を解せず偏へに偶像に犠牲を供へて其冥助に由るものと信じ患者若し死すれば肉を調理せし者が未だ神に供物を捧げざる先に之を嘗めて祭儀をして無効とならしめしに由ると爲すなり讀者宜しく記すべし道様なる祭儀は何人の病氣の時にも行はるゝにあらず唯單に富貴の家にて少くも毎月一二回は此法の施行さるゝことあるを見る是は此地方のみならず支那の全疆南北に通じて一般の像教宗徒間に行はる蓋し國內一帯に醫者に乏しければ隨て未開固陋の民人は蒙昧にして事を解せず鬼神の流行此の如きを致すに至るなり(三)

(三)(案)唐番南蠻傳に又大勃弄小勃弄あり其酋を大鬼王と曰ふ蠻俗鬼を好む主祭の者を謂て鬼王と曰ふ故に又之を鬼王と謂ふとあり

第四十二章

忽必烈帝が緬國と孟加拉を征服せし方略

續て地理を述ぶるに先ち此ゾウチャング地方(即ち永昌府)に於ける有名なる戦争の事を述ぶべし此役は西暦一二七二年忽必烈帝が内寇外患を防禦して國家を保護せんとて一大軍を派してゾウチャ

ングとカラザンの二國に送られし時にありしなり(一)即ち當時は猶未だ之を治むる爲に何れの皇子をも任命あらざりし頃にて彼のセンテムル(皇孫也先帖木兒)を封して王とし此方面を治めしめ玉ひしは此戦争よりは後の事なり此時に當り緬國と印度の孟加拉とを併せて領せし一王あり(二)臣民多く領地廣く殷富比類なく最も強大有力の國王なりき此時蒙古の大軍がゾウチャング府に着せしと聞くや直に進軍して之を襲ひ一擧して之に大打撃を與へ以て帝をして再び兵を其國境に屯營する如き事なからしめんと決心せり因て直に非常の大軍を招集し其國固有の夥しき象群を聚め背上に木城を架し一頭毎に十二人乃至十六人の戦卒を載するを得せしめたり之に加ふるに無數の騎兵歩卒を以てし勢威堂々元兵の屯營するゾウチャング府の方に進軍し夫より程遠からざる處迄進み來て陣取り軍兵は二日間の休息を與へたり緬王斯くも大軍を率て近づきたりとの注進帝の軍隊の司令官ネスタルデンに達し來るや彼如何に智勇兼備の良將なりと雖ども之を聞て一時は愕然として大に驚けり蓋し此時に當り其麾下にある者は老練勇敢の兵なれども其數一萬二千より多からざるに敵軍は六萬なる上に上文の如く十分の兵備ある象軍を加へし大軍なればなり然れども彼は毫も恐怖の色を現はさず正々堂々軍を率てゾウチャングの廣原に出で隊の側面翼の方に大樹の密林ありて之を覆ふ處に位置を取り若し劇しく象群の襲來に逢ふ時は其兵の到底支え得べか

らざるを料り直に此密林に退て全隊を安全にし其處より盛に萬箭を放ち以て象群を惱ますべき方略を心に定め先づ麾下の主なる士官を呼集め告て曰く此役諸子が平生の勇氣に待つもの多し必ず従前の諸戦場に於けるが如く努力せられよ且勝利は全く兵の多寡に關せず偏に兵の勇敢と訓練とに在るものたることを記せられよ緬王の兵は烏合にして生兵なり戦術に習はず未だ戦争の經驗あらず諸子敵軍の數多大なるに勇氣を挫くこと勿れ從來數度の戦場を経し自己の勇敢なる氣力に信賴せよ諸子よ名は實に惜まざるべからず管に目前の敵に對してのみならず實に全世界に對して恥を知らざるべからず終に臨て予諸子に告ぐ吾に方略あり必ず受合て勝を制すべし諸子其れ努めよと

緬王は蒙古兵の廣原に出るを知るや直に其兵を進ましめ敵より大約一哩の地に位置を取り軍兵の配置を爲し象群を前鋒に置き兩翼を張りて騎歩の兩兵を翼と後軍とに配し其間には大に間隔を置けり王は自ら爰に本陣を置き其兵を勵して曰く我兵數は甚だ衆し敵に對して我は四倍せり況や武裝せし猛烈の象群あり之を以て敵を衝かば未だ曾て此の如き軍と接觸せしことあらざる敵なれば一舉に之を破らんこと必せり汝等宜く進で勇を奮ふべしと是に於て許多の軍用樂器を鳴して令を傳へ全軍をして蒙古軍の方に奮進せしめたり此時迄も蒙古軍は肅然として動かす堡障の處迄敵を

引寄せ是に於て衆皆な地を蹶て起ち猛進して戦はんとせしが只見る蒙古の馬は從來曾て斯の如き巨獸の背上に城を負ひし者を見しことなければ今忽ち之を見て大に驚き頭を廻らして逃げ去らんとす騎者如何に巧に之を制するも勢已むべからず緬王は全軍を以て進み刻々に其地歩を占めたり用意周到なる蒙古軍の司令官は斯く不意に隊列の亂るゝを見るや聊も狼狽することなく神速に令を下し各兵をして馬より下らしめ其馬は林中に牽て固く樹幹に繋ぎ止め下馬せし兵は時を移さず歩して象軍の戦隊に向て進み劇しく箭を雨注せり而して一方緬王軍の象背の兵は勿論自餘の兵も之に酬いて最も活潑に一齊發射を爲したりといへども其の箭は蒙古軍の如き効力を爲さず蒙古軍の腕方は之に超て迥かに強き弓を用ひしのみならず發する所の矢も篠突く雨の如く暫くも間斷なく殊に司令官の教ふる所に隨ひ萬箭皆な盡く象に向て集注しければ象は滿身蝟の如く矢を以て被はるゝ所となり其苦に堪えず俄かに退却して後軍の味方のに類れ掛り後軍又之が爲に大混亂となり御者如何に力を極め術を盡すも操縦意の如くならず創傷の痛苦に加へて攻撃者の喊聲に驚怖し最早制御の術も盡き象群は箇々己が儘に諸方に奔逸して終には暴怒畏怖殆ど狂亂の狀となり蒙古人の居らざる深林の中に暴進し大樹の枝に支へられて背上の城は劇き響を爲して忽に破碎せられ其上に坐せし軍兵は悉く死傷することゝなれり斯く象群の咆哮するを見るや蒙古軍の勇氣は新た

に加はり整然として一絲亂れず幾枝隊となりて一列縦隊行進を爲し再び乘馬して合して數部隊と爲り又猛烈なる血戦を開始せり緬王の軍に於ては最早戦ふの勇氣もなく王は自ら兵列の中に入て未だ象軍の騷動の爲に混亂せざる者を喰止めんと努めたれど蒙古軍は射術精妙至巧にして王の軍兵は到底其對手にあらず殊に被る所の甲冑も蒙古軍の如き物にありざれば疵傷を受くること算なく兩軍共に箭既に盡きたれば各々劍を執り鐵矛を握て短兵相接り火花を散して戦ひけるが暫くして重傷手負の者其數を知らず或は四肢を失て多く地に倒れ或は重傷にして即死する者流血混々として川を爲し見るも恐しき修羅場を現し干戈相撃つ音吶喊呼號の聲天に響き地を動かして世界も摧げんとする有様なりき緬王は素より剛勇の主なりければ其の動作敏捷にして最も危しと見ゆる處には直に馳せ到て兵卒を勵まし一步も退かざらんことを諭し更に豫備隊より新手の兵を進めて敗勢を挽回せんと全力を盡したれども其兵の大半は或は死し或は傷き戰場一面兵と馬との死屍を以て覆はれ生残る者は逃げ足立ちて最早戦争を繼續して蒙古軍の猛撃に當る能はざるを知り殘兵と共に心ならずも逃げ歸りたり而して其殘兵さへも敵に逐はれて多くは戦死したりといふ此戦は朝より正午迄續き双方共に損害最も甚だしかりしが歸する所は蒙古軍の勝利に畢れり斯る惡結果を緬王軍に來せし所以は其甲冑蒙古軍の其物の如くならざりしと殊に其先頭に在りし象群

に堅牢なる甲冑の設なきにより先づ手初めに敵箭を防ぐ能はずして遂に隊伍を破り混亂に陥りしに由るのみ殊に尙ほ緊要なる點を擧て論ずれば隊の側面を樹林に由て防禦せし位置に在る蒙古軍に向て直に攻撃を開始せしは無謀の極なり宜く先づ努て之を被覆なき廣野に誘ひ出し置き初めて兵備ある象群にて急劇に之を攻撃せば蒙古兵如何に勇なるも焉ぞ能く之を防ぎ得んや是に於て其兩翼の騎兵を展開して之を合圍せば勝利は必ず王の軍に在りしなるべし蒙古軍は北るを逐て敵を殺戮し而して後其兵を集合し象の逃げ隠れし樹林に歸り之を分捕せんとせしに爰に敗散の敵兵遁れ來て樹木を伐り倒して堡寨を築き道路を塞て其身を掩護せんとする者あるを見附け蒙古軍争か猶豫せん直に堡寨を倒壊し敵兵は多く之を殺戮し而して象の制御に慣熟せし者を選び之を補助として二百頭以上の象を分捕と爲せり忽ち烈帝が戦争毎に象群を擇て軍隊中に加へ用ひられしは此戦役の時より後にして其以前には未だ曾て之を使用せられしことあらず此役の全捷の結果緬國孟加拉兩國の王の所領地全部皆帝の占むる所となり遂に其版圖の中に加はりたり

(一)ラムシヨ本のみならず伯林本及び舊雜蘭語本にも一二七二年とあれど其實は一二七七年なり原書には MOGLXXVII (一二七七年)とありしを MOGLXXII (一二七二年)と誤寫せしより起りしものなるべし(案)元史に據れば初め朝廷使を遣はして緬に朝貢を徵す從はず而して衆を率て永昌を侵擾す雲南の行者政事逆刺丁兵を遣はして之を伐り其勢三百餘を降して還るとあり是れ緬を伐つのは始にて至元十四年丁丑西曆の一二七七年の事なり是時緬軍は五萬の上に八百の象軍と一萬の馬軍

となりしが蒙古軍は僅に七百人に過ぎりしに衆象蒙古兵の矢先に恐れ頭を回して逃げ去り尖銳なる竹の逆茂木に刺れて死傷し緬軍大に亂れ奔り蒙古軍北を逐て殺傷算なかりしと史に見えたり本文いふ所と大同小異なるのみ納喇蘇爾丹緬より還り具に撃つべき状を曾ふ至元十九年二月遂に台布を右丞と爲し伊克特濟を參政と爲し諸王桑阿克達爾をして諸軍を督し復往て之を撃つと史に出たるは西曆一二八二年の第二回の役なり巴悉本に最初の役を一二八二年と爲すは之を誤りたるなり速刺丁又納喇蘇爾丹又納喇速丁杯と支那の史には種々に記せり是れ本文に所謂ホヌタルサンの事なり回々人に普通の名たるナスルエツサンの訛なり或は首の一字を脱し或は中間の文字を轉倒せしものなりナスルエツサン縮約してナスルッサンといふホカヲ人サヤトフシの子なり父に繼て雲南の行省政事と爲り令名あり

(二)案)緬は方輿紀要に古の西南夷後漢の緬國なり唐小驢國と謂ひ宋に至て初て緬と謂ふとあり緬甸と稱するは明の洪武二十七年以後の事なり即ち西洋に所謂ブルマ國なり國人はミナムマ國と稱せり東は支那の雲南と暹羅に接し北は西藏に連なり西は印度に界し上下二部に分つ當時の王は名をナラシンハバチといひしとぞ

第四十三章

無人の地及び緬國

カルダングン國(金齒國即ち永昌府)を去つて進み行けば廣漠なる降り坂の荒涼地に入り二日半の行路は一の變化なく又一も人烟なく而して遂に廣原に達す(一)一週に三日無敵の商人爰に集り來りて市を爲す中に附近の山中より下り來る者多く金を齎して銀と交易す銀は他の遠き國々の商賈

此目的の爲に爰に携へ來るなり大抵金一銀五の交換なり山地居住の人民は自己所有の金を以て直に自ら輸出者たるを許さず必ず之を商賈に與へ而して商賈は其代として所要の品を給するなり此輩の住所には此輩自身より外は到り得る者なし位置高險峻拔なる山間に在て到底人の脚を入るゝを許さず是を以て交易買賣の事は已むを得ず山麓の平原に於て行はるゝなり此平原を過て南の方印度界に向て進めば緬の府城あり(二)此間十五日の旅程とす途中居民の則絶せられし一地方を過ぐ深林ありて象犀其他の野獸多く棲息す人家は一も見ることなし

(一)案)永昌府より二日半の降り坂を過て廣原に出で廣原より十五日を経て都に達すとあれば其全距離は十七日路半となり緬國當時の首府は北緯二十一度十三分在る蒲甘城の管なれど十七日半にては決して其地に達し得べき道理なればマルコポロの所謂都は伊拉瓦第河の上流緯度二十三度二十八分なるタゴンケ(太公城)即ち舊の蒲甘を指すに似たり然れども次章に王壇巨塔の事を述ぶるを見れば當時の大蒲甘城をいふなり左れば十七日半の距離は誤記と爲さるべからず永昌を出で、降り坂を行くとは隆越を経て海泊江の溪谷に沿て下り巴英に至る路筋にして夫れより伊拉瓦第河畔なる巴英附近の廣原に出るをいふなり平原に市を開き附近の山中より金塊を採し來るとはマジョルスレーテン氏の記にカクエン種族多く聚り少許宛の金塊を携て山より出で來る是は巴英を北に距ること大約二日程の山中に住める人種なりとある者是なり即ち支那人の所謂猪猡野人にて英國勳勳發行のセンチエリ地圖にカクエンと記せし地方の群山疊嶂の中に住む蠻族なり

(二)案)元史に至元十九年諸王相吾答兒(前注の桑阿克達爾)を遣はし緬を撃ち其江頭城を拔く又建都太公城は其巢穴なるを以て軍を進めて之を拔くとあり江頭城は方輿紀要に隆越を去ること十五日程とあれば海泊江の伊拉瓦第河に合する邊即ち

今の巴莫バモ附近の地なるべし太公城は江頭城を去るを凡そ十五日程とあり即ち今のタゴーンケは太公の訛にして其巢穴とあれば當時の都なりしなるべく次に南の方八日程にして馬來城あり又南五日程にして安正國城あり今のアマラプラーにウムメラプラーと稱する地にはあらざるか安正國城の西南五日程に蒲甘城あり即ち元の宣慰司を置き緬國の鎮府と爲せし處なり之を緬國の玉城とす中に就て蒲甘は當時の大都城なり然るに著者のいへる都府は永昌よりの距離に願れば此大都府の蒲甘と今のタゴーンケ即ち當時の太公城とを混一せしものと思はるゝ由は前注にも述べたり然れば著者は當時緬國の首府には足を入れず只傳聞に據て述べし迄にて其間多少の誤は免れざるものなるべし尙後の考を俟つ今の緬國の都府阿瓦城は蒲甘の東北に在り

第四十四章

緬國の都府及び緬王の巨塚

右の如き十五日間の旅程を終れば緬國の都城に達す宏大壯麗にして全國の首府たり(一)住民は象教徒徒なり固有の言語ありて通用す此國往時は富有強力之王ありて位に在りしが死期の近づきし時其埋葬の地に於て墳墓の彼此兩端に純大理石の二基の尖塔を建て高さ二歩にして大さ之に稱ひ各頂に圓球を附す其一基は厚さ一インチの金板を以て被ひ全體金塊より成るが如く見ゆるやうにし一基は同じ厚さの銀板を以て覆ひ圓球の周圍には金と銀との小鐸を懸け風の吹く毎に動て鏗然

として聲あるやうせよと遺命せり(二)二塔成て全形真に其美を極めたり墓も亦一部は金板一部は銀板を以て被はる王の之を遺命せしは其靈魂の尊嚴を支持し其記念を萬世に不朽なるしめんとするに在りき忽必烈帝は必ず此都府を占取せんと欲して勇將を派して之を決行せしめ軍隊には願に任せて其頃多數常に朝廷に奉仕せし二三の幻術師を隨行せしめたり軍を進めて都城内に入るや忽ち美裝此の如き二尖塔あるを見て喫驚し帝は必ず喜で之を貴重せらるべきを思ひ直に狀を具して巨細に奏上せしかば帝は之を聞て故王の信心より出で且其記念の爲に成るものたるを知り些少たりとも之を損じ之を壞たざるやう命を下し玉へり蓋し環古の風習にて凡そ死者に屬する者を取除くは認て極惡非道の罪過と爲すに由るなり此國には象と其形美にして且大なる野牛(三)を産すること多く兼て牡鹿淡黃鹿其他の獸も亦夥し

(一)(二)前註にも曰へるが如く當時の首府は蒲甘城なり緬國紀年史に據るに西曆一八四四年緬王蒲甘城を棄てて走り前輔亡ぶとあるに徴しても蒲甘の首府たりしこと明かなり
 (二)(三)此王蒲甘府に一高塔を造り西曆一七四四年に至て成る之をメンカラ、セヤと名く當時此塔に就き民間不吉なる預言ありて流布せり果して後十年にして國亡びたり塔中には佛骨の外に黄金の諸佛像金製佛國の模塑蒲甘五十一代歴世諸王の金像及び王自身と王室諸人の像とを納め置けりといふ
 (三)此は西域に産する野牛とは殊なり緬甸の深林に棲息する一種の大野牛なり

孟加拉

ベンガラ
孟加拉國

第四十五章

孟加拉國は印度の南界に在り(一)余が元の朝廷に在りし頃は猶ほ未だ其版圖中には歸し居らす之に向て兵を出し久く攻伐の擧ありしかども既に述べしが如く國強く王も亦有力なりき此邦又其固有の邦言あり居民皆な象教を信奉す邦内校舎あり教師之に居て象教及巫術の教義を教授す王侯貴賤男女を問はず皆な此教理を信じて疑はざるなり此邦の牡牛は高さ殆ど象に匹敵す但其肥大の點に於て之に及ばざるのみ居民の食は肉と乳と米穀となり米は最も豊富なり國內綿を産すること夥しく貿易甚だ盛なり甘松香良薑生薑砂糖其他數種の藥品は土地の生産中に於て其最なるものなり之を買はんが爲に印度の各地方より商賈多く此地に来る此輩亦閩人を買取りて奴隸と爲す蓋し此地には割勢せられて閩人となりし者多し是れ戰爭に於て捕虜となりし者は必ず都て割勢せらるゝを以てなり王侯貴人は何れも其婦人の監守と爲さんが爲に之を得んと欲するを以て利を見るに敏き商人は此輩を諸國に送致して販賣し大に利を博するなり此州の廣袤は三十日程にして其東界にカンジグと名くる國あり

(一)(案)ユール氏曰く著者は勅命を奉じて印度海に赴きし時も孟加拉の港に立寄りしと思はれず雲南より陸路此に到りしことは無論之あるべからず其位置に就ては本文述る所甚だ當を得ず著者若し其地に脚を入れしものとすれば之を認て印度の東北の一部と爲すべきに左はなくして永昌府緬甸老撾杯と同く後印度の地方と爲して述べ居れり或は孟加拉と緬甸南部の皮求とを多少混亂せしにあらすやと思はると此說稍其要を得たるに似たり記して後考に備ふ

第四十六章

南掌國即
老撾

カンジギユ國

カンジギユ國は東方に在り(一)其國王ありて之を治む人民は象教宗にして固有の方言あり王自ら降て元帝に服従し歲貢を納むるに至れり王は極て漁色にし荒み大約四百人の妃嬪を有せり苟も美婦佳人あるを耳にする時は必ず之を呼迎へて嬪御の中に加ふ國內産金の量甚だ多く諸種の藥料をも産出す然れども國土四方に海なく相距ること遠きが故に産物を販賣するの機會に乏し象其他の獸類に富む居民は肉米乳を食料とす葡萄より製せし酒はなしと雖も米より造り兼て藥品の合劑を加へし物あり男女共に遍體盡く文身して鳥獸の形を彫る民間之を業とする者多く一本の鍼の尖を以て手脚と云はず胸と云はず文飾を彫り畫成て其上に黒色の繪具を摩り込む一旦之を摩り込む時は水其他を以て如何に之を洗ひ拭ふとも消滅することなし男女に限らず身上此文飾を爲すを最大